業績指標４９
南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における①河川堤防の整備率（計画高までの整備と耐震化）*及び②水門・樋門等の耐震化率

評　価

①　B ②　B	①目標値：約７５％（令和２年度） 　実績値：約５９％（平成３０年度） 　初期値：約３７％（平成２６年度） ②目標値：約７７％（令和２年度） 　実績値：約５３％（平成３０年度） 　初期値：約３２％（平成２６年度）

（指標の定義）
①河川堤防の整備率
南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、堤防の崩壊により甚大な被害が想定される区間において、耐震対策等が必要な河川堤防の延長のうち対策を実施した延長の割合
②水門・樋門等の耐震化率
南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策が必要とされた治水上重要な水門・樋門等のうち、対策を実施した箇所の割合

（目標設定の考え方・根拠）
令和２年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定

（外部要因）
なし

（他の関係主体）
地方公共団体

（重要政策）
【施政方針】
・第１９６回国会施政方針演説（平成３０年１月２２日)「防災、減災に取り組み、国土強靱化を進めるとともに、熊本地震や九州北部豪雨をはじめとする災害からの復旧復興を、引き続き力強く支援してまいります。」
・第１９７回国会施政方針演説（平成３０年１０月２４日)「治山・治水、ため池の改修など、防災・減災、国土強靱化のための対策を年内に取りまとめ、三年間集中で実施いたします。強靱な故郷、誰もが安心して暮らすことができる故郷を創り上げてまいります。」
・第１９８回国会施政方針演説（平成３１年１月２８日)「ハードからソフトまであらゆる手を尽くし、三年間集中で、災害に強い国創り、国土強靱化を進めてまいります。」
【閣議決定】
・経済財政運営と改革の基本方針２０１７（平成２９年６月９日)「「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン 2017」を着実に推進するとともに、同計画の見直しに向けた取組を本格化させる。」
・経済財政運営と改革の基本方針２０１８（平成３０年６月１５日)「強くてしなやかな国をつくるため、「国土強靱化基本計画」を見直すとともに、「国土強靱化アクションプラン 2018」を着実に推進し、堤防整備・ダム再生などの水害対策や、災害時の避難道路を含めた道路などのネットワークの代替性の確保、岸壁や堤防の耐震化などの地震対策、津波対策、雪害対策などの災害対策に取り組む。」
・国土強靱化基本計画（平成３０年１２月１４日)「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。」
【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日)「第２章」に記載あり
【その他】
・なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
①　約３７％ ②　約３２％	①　約４２％ ②　約３７％	①　約４７％ ②　約４２％	①　約５５％ ②　約４７％	①　約５９％ ②　約５３％

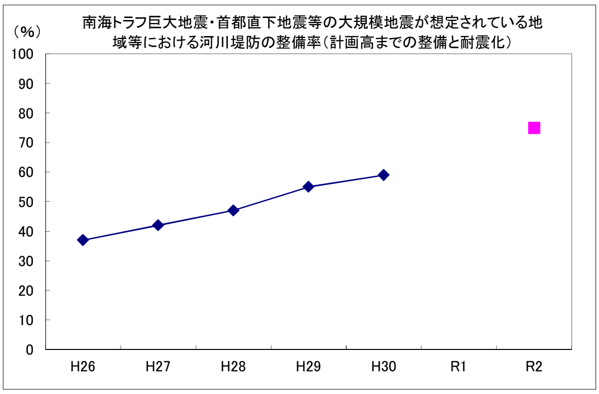

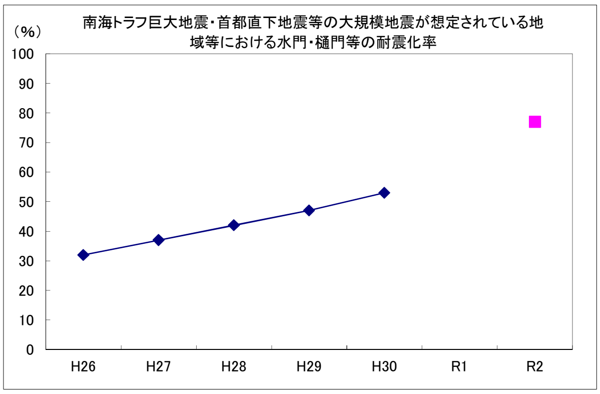

主な事務事業等の概要

堤防の計画高までの整備及び堤防・水門等の耐震化対策（◎）

液状化等により、多くの堤防が被災したこと等を踏まえ、堤防の計画高までの整備及び堤防・水門等の耐震化対策を実施し、被害の防止・軽減を図る。

予算額：治水事業等関係費（河川関係）　６，７６８億円の内数（平成２９年度 事業費）
防災・安全交付金　１１，０５７億円の内数（平成２９年度 国費）
東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費　６９億円の内数（平成２９年度）
（うち復興６９億円）
東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費（社会資本整備総合交付金）
１，０９０億円の内数（平成２９年度）
（うち復興1,０９０億円）
治水事業等関係費（河川関係）　６，７７３億円の内数（平成３０年度 事業費）
防災・安全交付金　１１，１１７億円の内数（平成３０年度 国費）
東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費　６３億円の内数（平成３０年度）
（うち復興６３億円）
東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費（社会資本整備総合交付金）
９６１億円の内数（平成３０年度）
（うち復興９６１億円）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
・平成３０年度の実績値は①約５９%、②約５３%であり、目標値のトレンドに届いていないものの、事業は着実に進捗している。
（事務事業等の実施状況）
・大規模地震が想定されている地域等で、地震により堤防が崩壊した場合に甚大な被災が想定される区間において、堤防の計画高までの整備及び堤防・水門等の耐震化対策を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・平成３０年度の実績値は①約５９%、②約５３%であり、目標値のトレンドに届いていないため、評価を「B」とした。
・近年、災害が頻発・激甚化しており、被災した河川においては、当該目標に寄与する整備より優先して、再度災害防止対策を重点的に実施せざるを得ない状況である。また、河川堤防の整備や水門・樋門等の耐震化については、大規模な整備を実施している地域では完成するまで効果が発現されないため、目標値のトレンドに届いていない状況である。
・一方で、大規模事業は着実に進捗していることから、引き続き実施することにより、今後数値が進捗することが見込まれる。
・切迫する大規模地震に備え、津波浸水被害リスクの高い地域において、堤防の計画高までの整備及び堤防・水門等の耐震化対策を、目標達成に向けて引き続き着実に取り組む。

担当課等（担当課長名等）
担当課：水管理・国土保全局治水課（課長 井上　智夫）

業績指標５０
人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率（①国管理*、②県管理）

評　価

①　B ②　B	①目標値：約７６％（令和２年度） 　実績値：約７３％（平成３０年度） 　初期値：約７１％（平成２６年度） ②目標値：約６０％（令和２年度） 　実績値：約５６％（平成３０年度） 　初期値：約５５％（平成２６年度）

（指標の定義）
人口・資産集積地区等を流下する河川延長のうち整備計画目標相当の洪水を流下させることのできる延長の割合

（目標設定の考え方・根拠）
令和２年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定

（外部要因）
なし

（他の関係主体）
地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】
・第１９６回国会施政方針演説（平成３０年１月２２日）「防災、減災に取り組み、国土強靭化を進めるとともに、熊本地震や九州北部豪雨をはじめとする災害からの復旧復興を、引き続き力強く支援してまいります。」
・第１９７回国会施政方針演説（平成３０年１０月２４日）「治山・治水、ため池の改修など、防災・減災、国土強靭化のための対策を年内に取りまとめ、三年間集中で実施いたします。強靭な故郷、誰もが安心して暮らすことができる故郷を創り上げてまいります。」
・第１９８回国会施政方針演説（平成３１年１月２８日）「ハードからソフトまであらゆる手を尽くし、三年間集中で、災害に強い国創り、国土強靭化を進めてまいります。」

【閣議決定】
・経済財政運営と改革の基本方針２０１７（平成２９年６月９日）「「国土強靭化基本計画」及び「国土強靭化アクションプラン 2017」を着実に推進するとともに、同計画の見直しに向けた取組を本格化させる。」
・経済財政運営と改革の基本方針２０１８（平成３０年６月１５日）「強くてしなやかな国をつくるため、「国土強靭化基本計画」を見直すとともに、「国土強靭化アクションプラン 2018」を着実に推進し、堤防整備・ダム再生などの水害対策や、災害時の避難道路を含めた道路などのネットワークの代替性の確保、岸壁や堤防の耐震化などの地震対策、津波対策、雪害対策などの災害対策に取り組む。」
・国土強靭化基本計画（平成３０年１２月１４日）「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。」

【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章」に記載あり

【その他】
・なし

過去の実績値　　（年度）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
①　約７１％ ②　約５５％	①　約７１％ ②　約５５％	①　約７２％ ②　約５６％	①　約７２％ ②　約５６％	①　約７３％ ②　約５６％

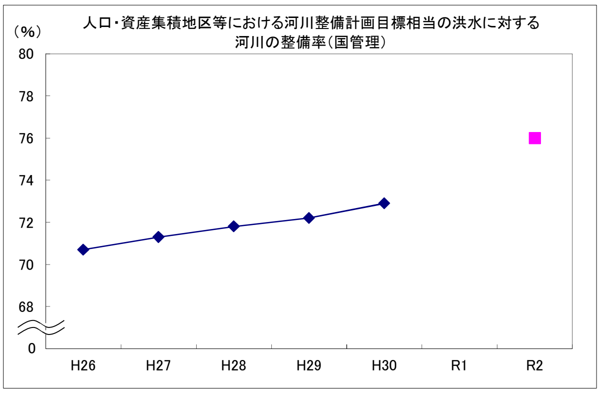

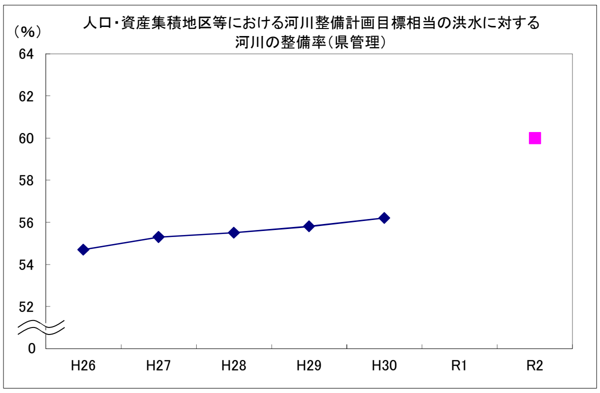

主な事務事業等の概要

人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における水害対策の推進（◎）

（河道掘削や堤防整備等の河川改修、洪水調節施設の整備、堤防強化等）

予算額：治水事業等関係費（河川関係）　６，７６８億円の内数（平成２９年度 事業費）

防災・安全交付金　１１，０５７億円の内数（平成２９年度 国費）

治水事業等関係費（河川関係）　６，７７３億円の内数（平成３０年度 事業費）

防災・安全交付金　１１，１１７億円の内数（平成３０年度 国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・平成３０年度の実績値は①約７３％、②約５６％であり、目標値のトレンドに届いていないものの、河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備は着実に進捗している。

（事務事業等の実施状況）

・気候変動等に伴う被害の頻発・激甚化に備えるため、災害の起こりやすさや災害が発生した際に想定される被害の程度を考慮し、抜本的な治水安全度の向上に寄与する整備や堤防強化対策など、予防的な治水対策を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・平成３０年度の実績値は①約７３％、②約５６％であり、目標値のトレンドに届いていないため、評価を「Ｂ」とした。
・近年、災害が頻発・激甚化しており、被災した河川においては、当該目標に寄与する整備より優先して、再度災害防止対策を重点的に実施せざるを得ない状況である。また、河川の整備率については、ダムなど大規模な整備を実施している地域では完成するまで効果が発現されないため、目標値のトレンドに届いていない状況である。
・一方で、大規模事業は着実に進捗していることから、引き続き実施することにより、今後数値が進捗することが見込まれる。
・引き続き、人口・資産集積地区等において、河川改修や洪水調節施設の整備の着実な進捗を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局治水課（課長 井上　智夫）

業績指標５１
最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合*

評　価

B	目標値：１００％（令和２年度） 実績値：　　９％（平成２９年度） 初期値：－（平成２６年度）

（指標の定義）
洪水ハザードマップ作成対象市町村数のうち、最大クラスの洪水ハザードマップを作成・公表し、かつ住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市町村数の割合（＝①／②%）
①：洪水ハザードマップを作成・公表し、情報伝達訓練等を実施した市町村数
②：想定最大規模の洪水に対応した浸水想定区域内に含まれる市町村数（約７００市町村：平成２８年度）
（目標設定の考え方・根拠）
洪水ハザードマップ作成のみならず、それを実際に訓練に活用することが必要であることから、100%を目標として設定。
（外部要因）
特になし
（他の関係主体）
地方自治体（都道府県）　（都道府県管理河川における浸水想定区域指定・公表）
地方自治体（市町村）　（洪水ハザードマップ作成・情報伝達訓練等実施主体）
（重要政策）
【施政方針】
・第１９８回国会 施政方針演説（平成３１年１月２８日）
「ハードからソフトまであらゆる手を尽くし、三年間集中で、災害に強い国創り、国土強靱（じん）化を進めてまいります。」
【閣議決定】
・ 基本方針（平成３０年１０月２日）
「近年の集中豪雨、気温上昇など気象の急激な変化に対応し、全国的に、河川の改修、治水、砂防対策、ため池改良、熱中症予防など、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を、３年間で集中的に実施する。」
・ 国土強靱化基本計画（平成３０年１２月１４日）
「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。また、既存ストックを有効活用した対策を推進する。」
【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
－	－％	－％	９％	集計中

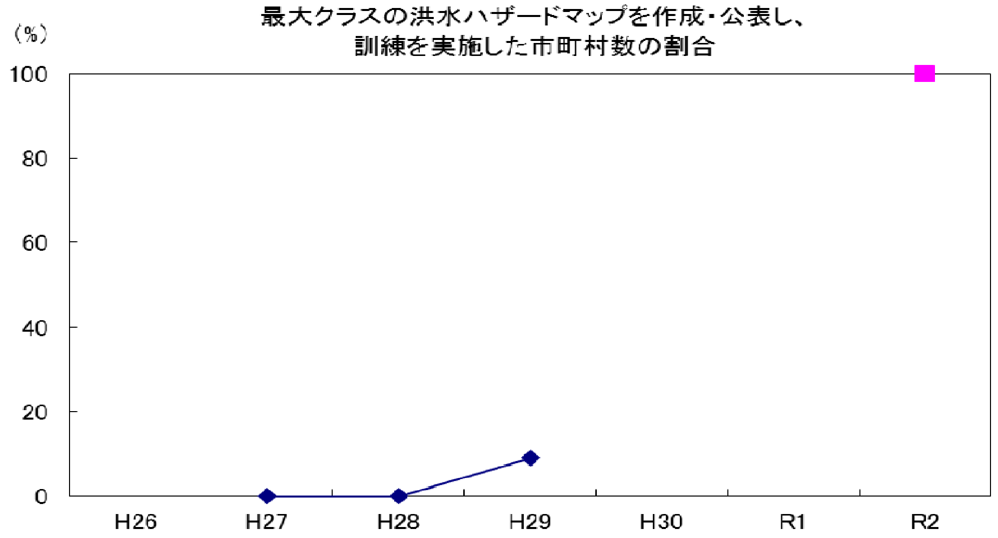

主な事務事業等の概要

・市町村の洪水ハザードマップの作成及び公表を支援し、合わせて防災訓練等を実施することで住民の防災意識の向上を促し、水害時における円滑かつ迅速な避難の確保に資するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成３０年度の実績値は集計中であるが、最大クラスの洪水ハザードマップ作成に必要となる洪水浸水想定区域図の公表が平成２８年度から始まり、現在、都道府県においては順次公表されているところである。これを受けて各市町村において地域防災計画を適宜見直し、最大クラスの洪水ハザードマップの作成・公表しているところであることから目標達成に向け着実に進捗している。(268 市区町村で作成【Ｐ】)。

さらに、防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策で、最大クラスに対応したハザードマップの作成に関する予算措置を実施し、取組を加速することから、市区町村による洪水ハザードマップの作成・公表が促進されることが期待される。

また、大規模氾濫減災協議会の構成市町村における「マイ・タイムライン」や「マイ防災マップ」等の避難の実効性を高める取組の実施状況を確認し、取組内容を共有することによりハザードマップを活用した訓練が促進されることが期待される。

（事務事業等の実施状況）

・平成２９年３月に、市町村職員が自らハザードマップを作成できる「ハザードマップ作成支援ツール」を作成・公表。

・最大クラスの洪水ハザードマップ作成に必要となる洪水浸水想定区域図の公表については、平成２７年の水防法改正時から順調に実績値が向上している。

（平成３０年９月３０日現在の公表：約９００河川（対象約１，２００河川中))

課題の特定と今後の取組みの方向性

・最大クラスの洪水ハザードマップ作成に必要となる洪水浸水想定区域図の公表が平成２８年度から始まったばかりであることから、最大クラスの洪水ハザードマップの作成・公表している市町村数は、今後増加することが見込まれる。また、訓練の実施についても、平成２８年４月に改定した「水害ハザードマップ作成の手引き」において洪水ハザードマップの活用事例の掲載を行っている。また、洪水ハザードマップを活用した訓練等の取組事例について、大規模氾濫減災協議会等の場を通じ、共有を図ることにより、今後市町村等が主催する訓練の実績値の向上が期待され、目標年度に目標値を達成することが期待される。

・以上のことから、Ｂと評価した。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局河川環境課（課長　光成　政和）

業績指標５２
要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率*

評　価

A	目標値：約 41%（令和２ 年度） 実績値：約 40%（平成 30 年度） 初期値：約 37%（平成 26 年度）

（指標の定義）

【分子】分母のうち、対策に着手した危険箇所

【分母】要配慮者利用施設、防災拠点が立地する地域、集落（人家 50 戸以上）にかかる土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所数

（目標設定の考え方・根拠）

土砂災害から人命を守る施設整備の重点的な実施の進捗状況を測る指標として、これまでの実績も踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定

（外部要因）

地元調整の状況等

（他の関係主体）

都道府県及び市町村

（重要政策）

【施政方針】

・ 第１９３回国会施政方針演説（平成２９年１月２０日）

「治水対策の他、水害や土砂災害への備え、最先端技術を活用した老朽インフラの維持管理など、事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めます。」

・ 第１９６回国会施政方針演説（平成３０年１月２２日）

「防災、減災に取り組み、国土強靱(じん)化を進めるとともに、熊本地震や九州北部豪雨をはじめとする災害からの復旧・復興を引き続き、力強く支援してまいります。」

・ 第１９８回国会施政方針演説（平成３１年１月２８日）

「ハードからソフトまであらゆる手を尽くし、三年間集中で、災害に強い国創り、国土強靱（じん）化を進めてまいります。」

【閣議決定】

・ 国土強靱化基本計画（平成３０年１２月１４日）

「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。」

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値　　（年度）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
約３７％	約３８％	約３９％	約４０％	約４０％

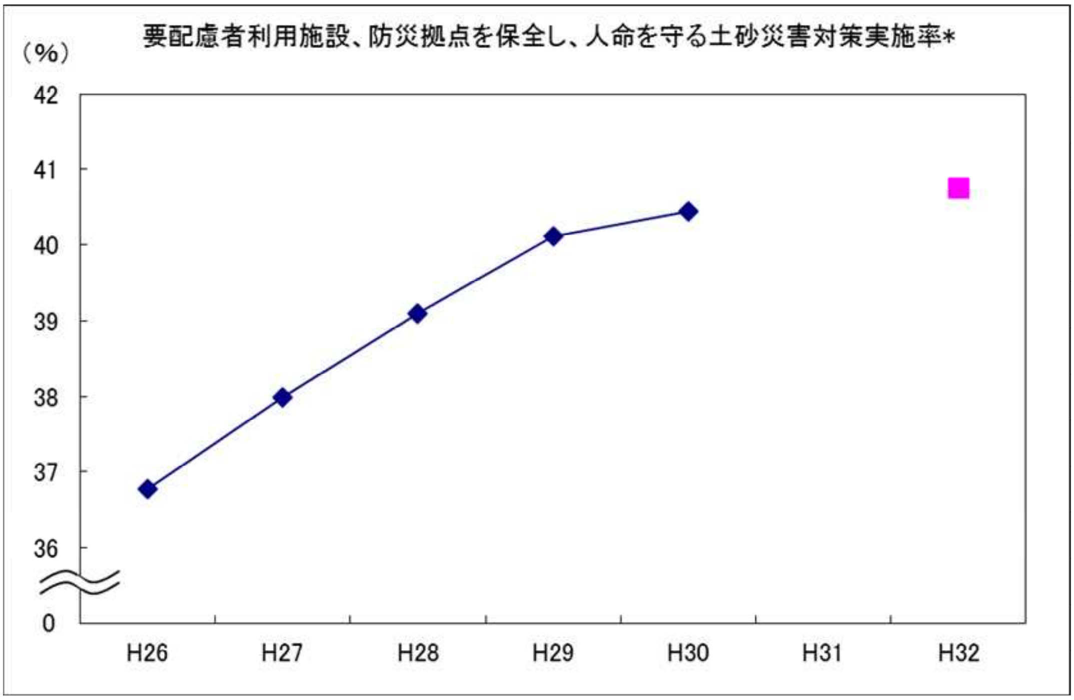

主な事務事業等の概要

（予算）

①砂防設備の整備（◎）

土砂流出による災害から人命、財産等を守ることを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

②地すべり防止施設の整備

人家、公共建物等に対する地すべり等による被害を防止・軽減することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

③急傾斜地崩壊対策施設の整備（◎）

急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：

砂防事業費等	９３６億円の内数（平成２９年度事業費）
砂防事業費等（補正）	２０９億円の内数（平成２９年度事業費）
社会資本整備総合交付金	８，９４０億円の内数（平成２９年度国費）
防災・安全交付金	１１，０５７億円の内数（平成２９年度国費）
防災・安全交付金（補正）	２，４０７億円の内数（平成２９年度国費）
沖縄振興公共投資交付金	６７０億円の内数（平成２９年度国費）
砂防事業費等	９３３億円の内数（平成３０年度事業費）
砂防事業費等（補正）	３１４億円の内数（平成３０年度事業費）
社会資本整備総合交付金	８，８８６億円の内数（平成３０年度国費）
社会資本整備総合交付金（補正）	４９６億円の内数（平成３０年度国費）
防災・安全交付金	１１，１１７億円の内数（平成３０年度国費）
防災・安全交付金（補正）	５，７９４億円の内数（平成３０年度国費）
沖縄振興公共投資交付金	５７９億円の内数（平成３０年度国費）

（税制）

① 砂防設備の設置のために地役権を設定する場合の譲渡所得の特別控除適用（所得税）

導流堤及び遊砂地の設置のために設定される地役権の対価が一定価格を超える場合、譲渡取得について特別控除を適用し、砂防設備の整備推進に寄与。

② 砂防指定地に対する固定資産税の課税標準の特例（固定資産税）

砂防法第２条の規定に基づき指定された砂防指定地のうち、山林に係る固定資産評価額について減免措置を適用し、砂防設備の整備促進に寄与。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

順調である。

平成３０年度末の実績は、約 40%であり、目標の達成に向けて着実に進捗している。

（事務事業等の実施状況）

・大規模崩壊地等における根幹的な土砂災害対策や、要配慮者利用施設や防災拠点や人家 50 戸以上等の人命を守る効果の高い箇所の保全については、従来から予防的な対策に取り組んできた。

・平成２８年熊本地震への対応として、強い地震動により不安定な土砂が流動化し、被災地の復興に不可欠な重要交通網等に甚大な被害を及ぼすおそれが高まっている地域において、土砂災害対策を実施した。

・要配慮者利用施設の保全は、平成１０年８月の福島県での要配慮者利用施設の被災（死者５名）を受け、総合的な土砂災害対策の強化を図ってきた。

・平成２１年７月には山口県で要配慮者利用施設の被災（死者７ 名）が発生したことを受け、市町村や福祉部局等、関係機関との連携による要配慮者利用施設等に係る土砂災害対策の推進を都道府県に通知するとともに、平成２１年の豪雨・台風被害に鑑み、国土交通省をはじめ関係７府省庁連名で、要配慮者を含む避難支援対策の推進を都道府県に通知し、ハード・ソフト両面での土砂災害対策のより一層の重点的な推進を図ってきた。

・平成２３年７月には「今後の土砂災害対策を考える会」の意見を踏まえ「今後の土砂災害対策の方向性」をとりまとめ、「国土の保全に資する土砂災害対策の推進」「土砂災害対策を取り巻く社会条件・自然環境の変化への対応」の一環として、社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策を進めているところ。

・平成２６年８月の広島土砂災害を受け、平成２６年１１月に土砂災害防止法を一部改正し基礎調査結果の公表の義務付けや、土砂災害警戒情報の市町村への通知及び一般への周知、市町村地域防災計画へ避難場所、避難経路等を明示すること等を義務づけたことにより、ハード・ソフト両面での土砂災害対策のより一層の重点的な推進を図っているところ。

・平成３０年度の補正予算においても、当該指標に係る箇所での事業を進めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・当該業績指標はともに着実に進捗していることから、既存施策を引き続き推進していくこととし、「A」と評価した。

・本施策は、国土保全や安全で安心できる社会の形成のために非常に重要であることから、一層の重点的な取り組みの必要性について十分理解が得られるよう、都道府県に対して機会あるごとに周知・要請に努め、目標の達成を目指している。

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局砂防部砂防計画課（課長 今井 一之）

業績指標５３
土砂災害警戒区域等に関する①基礎調査結果の公表* 及び②区域指定数

評　価	
①　A ②　A	目標値：①公表　約 65　万区域（令和元年度） ②指定　約 63　万区域（令和 2　年度） 実績値：①公表　約 63　万区域（平成 30　年度） ②指定　約 57　万区域（平成 30　年度） 初期値：①公表　約 42　万区域（平成 26　年度） ②指定　約 40　万区域（平成 26　年度）

（指標の定義）
【定義：公表数】土砂災害警戒区域等に係る基礎調査が完了した区域の結果公表数
【定義：区域指定数】土砂災害警戒区域の指定数
（目標設定の考え方・根拠）
土砂災害防止法に基づく取組の進捗状況を測る指標として、これまでの実績も踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定。
（外部要因）
地元調整の状況等
（他の関係主体）
都道府県
（重要政策）
【施政方針】
・ 第１９３回国会施政方針演説（平成２９年１月２０日）
「治水対策の他、水害や土砂災害への備え、最先端技術を活用した老朽インフラの維持管理など、事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靭化を進めます。」
・ 第１９６回国会施政方針演説（平成３０年１月２２日）
「防災、減災に取り組み、国土強靭(じん)化を進めるとともに、熊本地震や九州北部豪雨をはじめとする災害からの復旧・復興を引き続き、力強く支援してまいります。」
・ 第１９８回国会施政方針演説（平成３１年１月２８日）
「ハードからソフトまであらゆる手を尽くし、三年間集中で、災害に強い国創り、国土強靭（じん）化を進めてまいります。」
【閣議決定】
・ 国土強靭化基本計画（平成３０年１２月１４日）
「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。」
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
①　約４２万区域 ②　約４０万区域	①　約４８万区域 ②　約４４万区域	①　約５３万区域 ②　約４９万区域	①　約５７万区域 ②　約５３万区域	①　約６３万区域 ②　約５７万区域

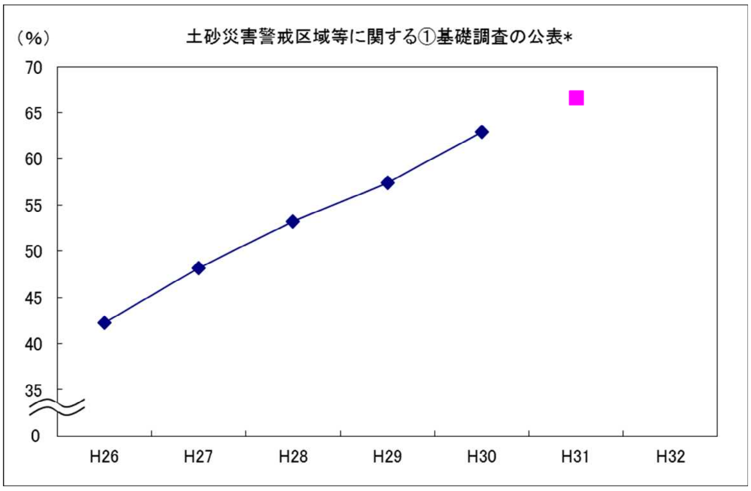

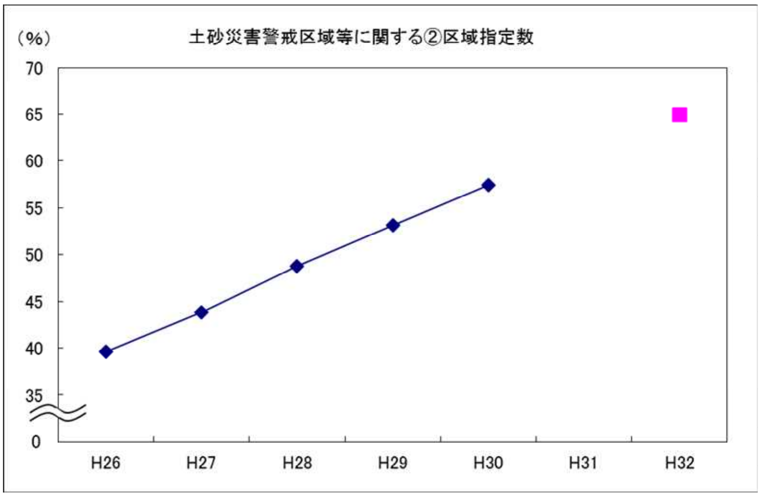

主な事務事業等の概要

（予算）

○砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施（◎）

砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施を通じ、土砂災害警戒区域等の指定を行い、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：

防災・安全交付金	１１，０５７億円の内数（平成２９年度国費）
防災・安全交付金（補正）	２，４０７億円の内数（平成２９年度国費）
防災・安全交付金	１１，１１７億円の内数（平成３０年度国費）
防災・安全交付金（補正）	５，７９４億円の内数（平成３０年度国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

① 基礎調査の公表

順調である。

平成３０年度の実績は、目標の達成に向けて着実に進捗している。

② 区域指定数

順調である。

平成３０年度の実績は、目標の達成に向けて着実に進捗している。 **（事務事業等の実施状況）** ・平成１３年に施行された土砂災害防止法に基づき、土砂災害から国民の生命及び身体を守るため、土砂災害警戒区域の指定により、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい危害が発生するおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造を規制すること等により、土砂災害防止のための対策を推進している。 ・平成１７年７月の同法の一部改正では、市町村に対する土砂災害ハザードマップの配布の義務付けや、土砂災害情報の伝達方法の市町村地域防災計画への規定を義務づけたほか、平成１８年９月に土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針を変更し、市町村の警戒避難体制整備に対する都道府県の役割について述べるなど、警戒避難体制整備を強化し、土砂災害防止対策の効率的な推進を図っている。 ・平成２３年度には土砂災害防止法に関する政策レビュー実施し、レビューで明らかになった課題を踏まえ、引き続き、早期の区域指定に向けた取り組みを推進しているところ。 ・平成２６年１１月の同法の一部改正では、基礎調査結果の公表の義務付けや、土砂災害警戒情報の市町村への通知及び一般への周知、市町村地域防災計画へ避難場所、避難経路等を明示すること等が義務づけられた。また、平成２７年１月に土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針を変更し、おおむね５年程度で基礎調査を完了させることを目標として、都道府県が実施目標を設定することや避難場所、避難経路の設定、ハザードマップの作成等、市町村地域防災計画の見直しにかかる事項について述べるなど、警戒避難体制の充実・強化に向けた土砂災害対策を促進している。 ・毎年６月の土砂災害防止月間では、行政機関、防災関係機関及び地域住民が参加する土砂災害・全国統一防災訓練を全国的に実施し、土砂災害に対する警戒避難体制の強化及び防災意識の向上を図っている。 ・平成３０年度までに、全国で約５７万区域の土砂災害警戒区域が指定された。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・当該業績指標のうち、土砂災害警戒区域等に関する①基礎調査結果の公表及び②区域指定数はともに着実に進捗していることから、既存施策を引き続き推進していくこととし、「A」と評価した。 ・土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備により、土砂災害から国民の生命及び身体を守るために指定するものである。 ・「①基礎調査が完了した区域の結果公表数」の目標値である土砂災害警戒区域の総区域数の推計値約 65 万区域は、基礎調査の進捗に伴い、平成 28 年度末時点では約 67 万区域となっている。 ・基本指針に基づき、令和元年度末までに全ての都道府県において基礎調査を完了させることとしているため、目標達成できるよう、引き続き防災・安全交付金により支援していく。 ・区域指定数については、平成３０年度までに、全国で約５７万区域の指定が完了しているが、今後も引き続き、先進事例を紹介するなど、区域指定の進捗を図る必要がある。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局砂防部砂防計画課（課長 今井 一之）

業績指標 54
TEC-FORCE と連携し訓練を実施した都道府県数

評　価

A	目標値：４７都道府県（令和２年度） 実績値：４７都道府県（平成３０年度） 初期値：１７都道府県（平成２６年度）

（指標の定義）
地方自治体が実施する訓練に TEC-FORCE が実働で参加する都道府県の数

（目標設定の考え方・根拠）
大規模地震等による広域かつ甚大な被害を軽減するためには、関係機関との連携が重要になることから、地方自治体が実施する実働訓練に TEC-FORCE が参加し、総合的な防災力の強化を図るものである。
早期に全国の都道府県との連携を強化し、国民の安全・安心及び民生の安定を図る必要があることから、令和２年度までに全都道府県で実施することを目標としている。

（外部要因）
なし

（他の関係主体）
全国都道府県

（重要政策）
【施政方針】
－
【閣議決定】
国土強靱化基本計画（平成３０年１２月１４日）「第３章に記載あり」
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」
【その他】
－

過去の実績値　（年度）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
１７	２７	４４	４７	４７

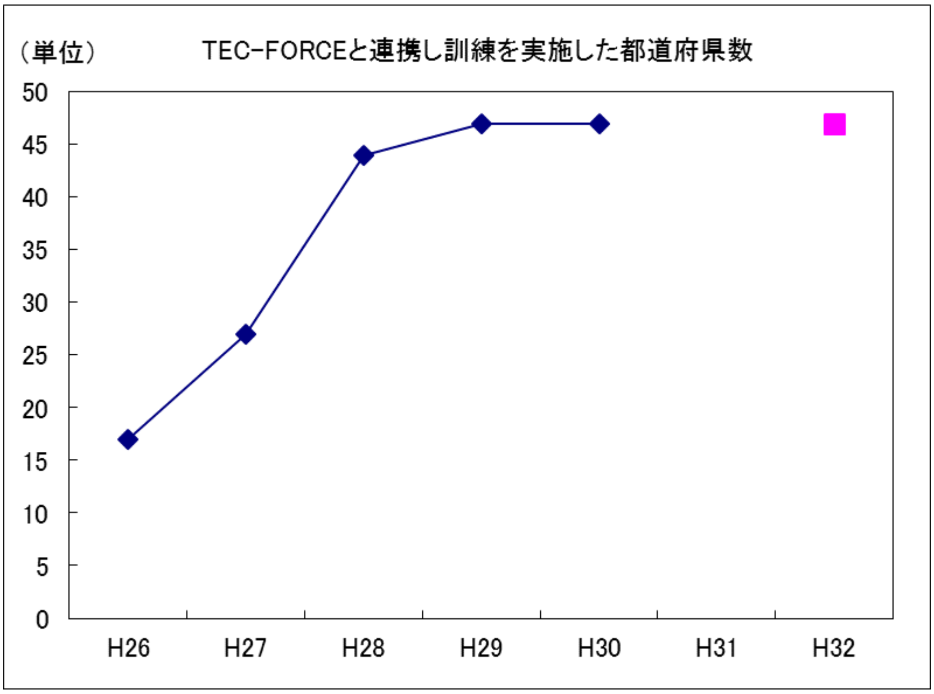

主な事務事業等の概要

・TEC-FORCE による技術的支援の内容や過去の災害における活動例等について周知・説明、各都道府県と連携した訓練を継続する事により災害対応力向上を図る。

測定・評価結果

<u>目標の達成状況に関する分析</u>

（指標の動向）

順調である。

・平成３０年度は、訓練を実施した都道府県数が４７都道府県となり、目標値を達成した。
（目標値は平成２９年度に達成済み）

（事務事業等の実施状況）

・地方自治体に対して、TEC-FORCE による自治体支援の内容を周知し、過去の災害における活動事例等の説明を実施する。

<u>課題の特定と今後の取組みの方向性</u>

・平成３０年度は、訓練を実施した都道府県数が４７都道府県となり目標値を達成したことからＡと評価した。（平成２９年度に目標値を達成済み）
・引き続き、災害発生時の国と地方公共団体との連携の重要性について理解を深めるため、地方公共団体へTEC-FORCE による自治体支援内容の周知と過去の災害における TEC-FORCE の活動事例等を説明し、TEC-FORCE の受け入れ等を想定した都道府県の防災関係訓練に取り組む。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局防災課災害対策室　（大臣官房参事官 竹島 睦、室長 吉田 邦伸）
関係課： 該当無し

業績指標５５ 国管理河川におけるタイムライン策定数*

評　価

Ａ	目標値：７３０市町村（令和２年度） 実績値：７３０市町村（平成３０年度） 初期値：１４８市町村（平成２６年度）

（指標の定義）
国管理河川の洪水浸水想定区域内にある市区町村における、避難勧告着目型タイムライン策定市町村数
（目標設定の考え方・根拠）
令和２年度までに、国管理河川の洪水浸水想定区域内の市区町村（730 市区町村）全てにおいて、避難勧告着目型タイムラインを策定することを目標として設定
（外部要因）

（他の関係主体）
地方公共団体
（重要政策）
【施政方針】
・第１９３回国会 施政方針演説（平成２９年１月２０日）
「治水対策の他、水害や土砂災害への備え、最先端技術を活用した老朽インフラの維持管理など、事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靭化を進めます。」
・第１９８回国会 施政方針演説（平成３１年１月２８日）
「ハードからソフトまであらゆる手を尽くし、三年間集中で、災害に強い国創り、国土強靭（じん）化を進めてまいります。」
【閣議決定】
・基本方針（平成３０年１０月２日）
「近年の集中豪雨、気温上昇など気象の急激な変化に対応し、全国的に、河川の改修、治水、砂防対策、ため池改良、熱中症予防など、防災・減災、国土強靭化のための緊急対策を、３年間で集中的に実施する。」
・国土強靭化基本計画（平成３０年１２月１４日）
「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。また、既存ストックを有効活用した対策を推進する。」
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（H27.09 閣議決定）
【その他】

過去の実績値　（年度）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
１４８市町村	３４４市町村	６５７市町村	７３０市町村	７３０市町村

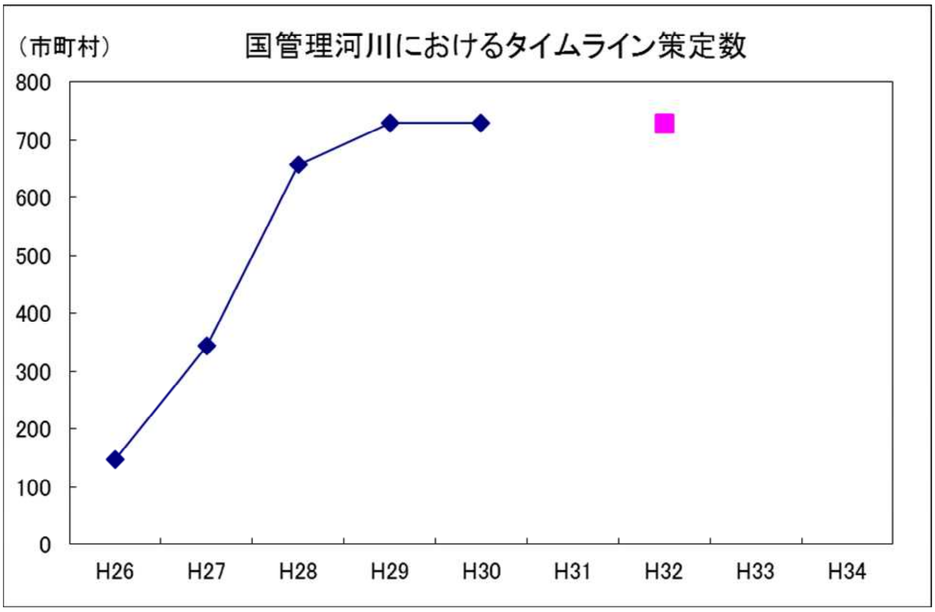

主な事務事業等の概要

災害発生時のリスクの低減のための危機管理対策の強化（◎）

気象予測等により事前の予測がある程度可能となる水害等に対しては、関係機関が事前にとるべき行動を時系列で示すタイムラインを策定し、円滑な防災対応に活用する取組を促進する必要がある。そこで市区町村における避難勧告の的確な発令を支援するため、市区町村と協力して避難勧告着目型タイムラインの策定を推進する。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備にかかる施策に関するものである

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

「順調である」

既に目標値を達成済み

（事務事業等の実施状況）

－災害対応の円滑化のために水害対応タイムラインを作成、運用しているが、実際にタイムラインどおりに対応出来ているか否かについて確認するには、その都度、電話等で問い合わせをする必要がある状況で、関係者間で効率的に対応状況を共有する仕組みが必要。

課題の特定と今後の取組みの方向性

－指標については既に目標値を達成済みである。また、関係者間で効率的に対応状況を共有する仕組みの構築のため、新たに行動チェック欄を追加することとし、A と評価した。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室　（課長　光成　政和）
関係課：

業績指標５６
最大クラスの洪水等に対応した避難確保・浸水防止措置を講じた地下街等の数

評　価

A	目標値：約９００（令和２年度） 実績値：８０１　（平成２９年度） 初期値：０（平成２６年度）

（指標の定義）
最大クラスの洪水、内水、高潮の浸水想定区域内にあり、市町村が浸水のおそれがあるものとして地域防災計画に位置づけられた不特定・多数の者が利用する地下街等のうち、避難確保・浸水防止計画の作成等の措置を講じた地下街等の数
（目標設定の考え方・根拠）
令和２年度 までに優先的に指定を行う浸水想定区域内にある地下街等の数を目標として設定。
（外部要因）
なし
（他の関係主体）
地方自治体（都道府県）　（洪水、内水、高潮の浸水想定区域の指定・公表）
地方自治体（市町村）　（内水の浸水想定区域の指定・公表、地域防災計画の作成）
地下街等管理者・所有者　（避難確保・浸水防止対策の実施）
（重要政策）
【施政方針】
・第１９３回国会 施政方針演説（平成２９年１月２０日）
「治水対策の他、水害や土砂災害への備え、最先端技術を活用した老朽インフラの維持管理など、事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めます。」
・第１９８回国会 施政方針演説（平成３１年１月２８日）
「ハードからソフトまであらゆる手を尽くし、三年間集中で、災害に強い国創り、国土強靱（じん）化を進めてまいります。」
【閣議決定】
・基本方針（平成３０年１０月２日）
「近年の集中豪雨、気温上昇など気象の急激な変化に対応し、全国的に、河川の改修、治水、砂防対策、ため池改良、熱中症予防など、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を、３年間で集中的に実施する。」
・国土強靱化基本計画（平成３０年１２月１４日）
「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。また、既存ストックを有効活用した対策を推進する。」
【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
－	０	７５	８０１	集計中

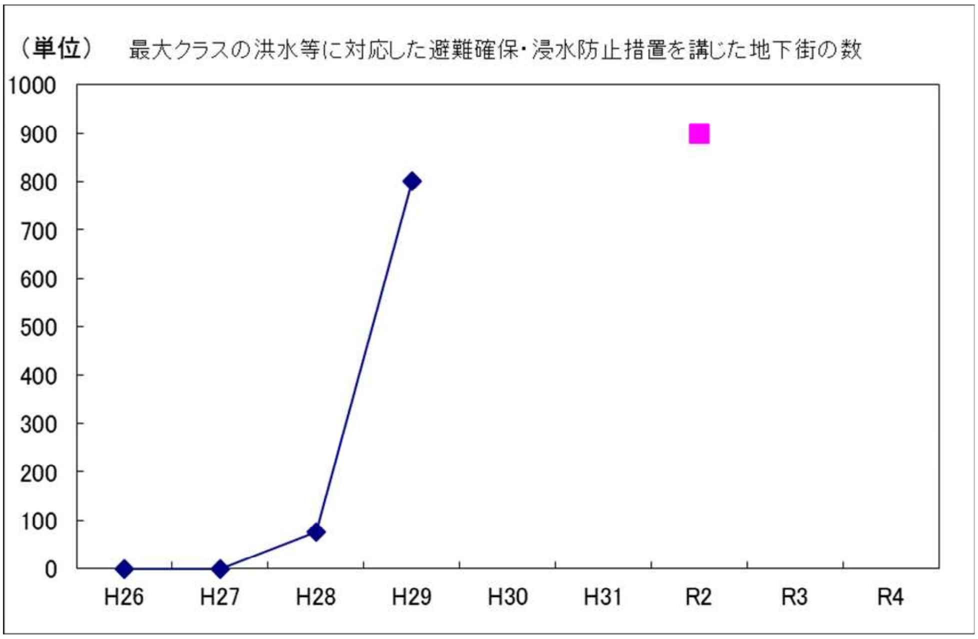

主な事務事業等の概要

・地下街等における避難確保・浸水防止計画の作成を支援し、合わせて防災訓練等を実施することで、地下街等における防災・減殺対策を推進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
・平成２９年度の実績値は８０１であり、目標達成に向けて順調である。
（事務事業等の実施状況）
・取組の促進が必要な地方公共団体に職員を派遣し、助言を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・地下街等の数が多い自治体では、一層の取組促進が必要であるが、実績値は順調であることからＡと評価した。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　水管理国土保全局河川環境課（課長　光成　政和）
関係課：　下水道部流域管理官

業績指標５７
南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）＊

評　価

A	目標値：６９％（令和２年度） 実績値：５３％（平成３０年度） 初期値：３９％（平成２６年度）

（指標の定義）
南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策等により、背後地の重要な保全対象等の防護が完了する海岸における堤防等（堤防、護岸、胸壁）の整備率＝①／②
①：南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策等により、背後地の重要な保全対象等の防護が完了する海岸における海岸堤防等の総延長のうち、計画高さまでの整備と耐震性の確保が完了している延長
②：上記対象海岸における海岸堤防等の総延長

（目標設定の考え方・根拠）
南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域については、できるだけ早期に海岸堤防等を整備する必要がある。また、東日本大震災の被災地における海岸堤防等の復旧・復興については、平成３２年度末までの完了を目指し、工事を推進している状況である。長期的には対象海岸全体で整備率を１００％とすることを目標に、当面の目標として令和２年度末までに達成可能な値として設定。

（外部要因）
なし

（他の関係主体）
農林水産省、地方公共団体等（事業実施主体）

（重要政策）
【施政方針】
・第１９８回国会 施政方針演説（平成３１年1月２８日）
「ハードからソフトまであらゆる手を尽くし、三年間集中で、災害に強い国創り、国土強靱（じん）化を進めてまいります。」
【閣議決定】
・基本方針（平成３０年１０月２日）「近年の集中豪雨、気温上昇など気象の急激な変化に対応し、全国的に、河川の改修、治水、砂防対策、ため池改良、熱中症予防など、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を、３年間で集中的に実施する。」
・国土強靱化基本計画（平成３０年１２月１４日）
「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。また、既存ストックを有効活用した対策を推進する。」
【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
３９％	４０％	４６％	４７％	５３％

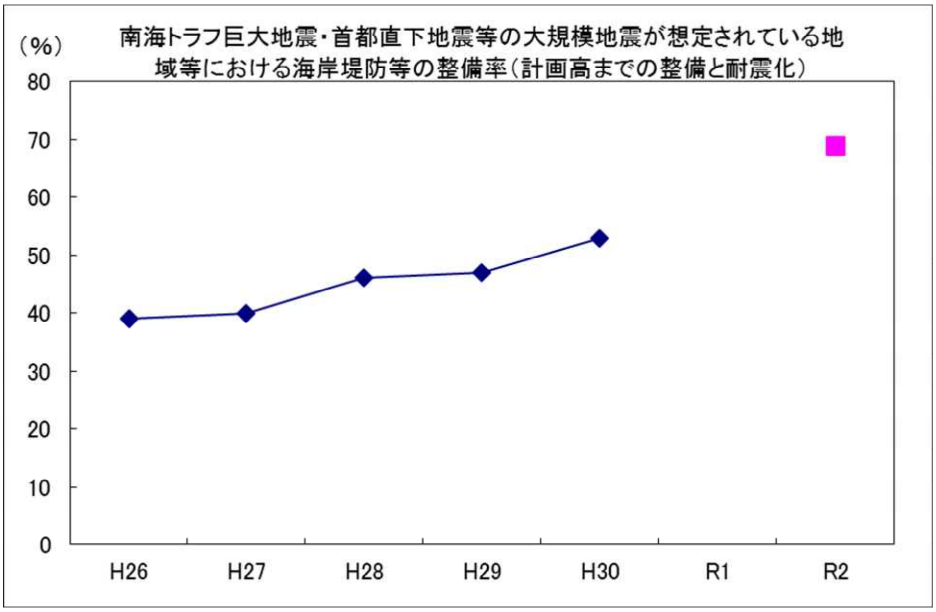

主な事務事業等の概要

海岸堤防等の耐震化等（◎）
　海岸堤防等の耐震化等を実施することにより、地震発生に伴う海岸堤防等の防護機能低下による浸水被害の防止・軽減を図る。
　　予算額：海岸事業費 238 億円（平成２９年度事業費）の内数
　　　　　　防災・安全交付金 11,057 億円（平成２９年度国費）の内数

　　　　　　海岸事業費 238 億円（平成３０年度事業費）の内数
　　　　　　防災・安全交付金 11,117 億円（平成３０年度国費）の内数

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
・平成 30 年度の実績値は、おおむね目標に近い実績を示しており、順調である。
・さらに、海岸堤防の耐震化等については、防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策として、平成 30 年度第 2 次補正において 76 億円を措置するとともに、令和元年度予算においても 75 億円の臨時・特別措置を講じており、海岸堤防等の整備を計画的に推進することにより、目標年度である令和２年度には目標達成に必要となる施設整備の完了を見込んでいる。
（事務事業等の実施状況）
・海岸堤防等の整備に関する予算については、適切に確保できている状況であり、海岸堤防等の着実な整備に取り組んでいるところである。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・平成３０年度の実績値は約５３％となっており、着実に増加し、おおむね目標に近い実績を示しており、加えて、防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策として、平成 30 年度第 2 次補正予算及び令和元年度予算において、臨時・特別措置を講じるなど、海岸堤防等の整備を計画的に推進することにより、目標達成が見込まれるため、Ａ評価とした。
・東日本大震災の被災地における海岸堤防等の復旧・復興については、令和２年度末までの完了を目指し、鋭意着工し、工事を推進している状況である。
・引き続き、大規模地震が想定されている地域等で、この伸び率を維持して目標値の達成に向け、海岸堤防等の整備を推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局海岸室（室長　小島　優）、港湾局海岸・防災課（課長　加藤　雅啓）
関係課：

業績指標５８
　最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合（①津波*、②高潮*）

評　価

①　A ②　B	目標値：①１００％、②１００％（令和２年度） 実績値：①６５【暫定値】％、②０【暫定値】％（平成３０年度） 初期値：①０％、　　②－　　　（平成２６年度）

（指標の定義）
　最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合　（津波＝①／②％　高潮＝③／④％）
　①：ハザードマップを作成・公表し、訓練等※を実施した市区町村数
　②：津波災害警戒区域内に存する市区町村数
　③：ハザードマップを作成・公表し、訓練等※を実施した市区町村数
　④：高潮浸水想定区域内に存する市区町村数
　※机上訓練、情報伝達訓練等
（目標設定の考え方・根拠）
　ハザードマップ作成のみならず、それを実際に訓練に活用することが必要であることから、その進捗状況を図る指標として、令和２年度までに 100%とすることを目標とする
（外部要因）
　なし
（他の関係主体）
　地方自治体（都道府県）　（津波浸水想定の設定・公表、津波災害警戒区域の指定、高潮浸水想定区域の指定）
　地方自治体（市区町村）　（ハザードマップ作成・防災訓練実施主体）
（重要政策）
【施政方針】
・第１９８回国会 施政方針演説（平成３１年１月２８日）
「ハードからソフトまであらゆる手を尽くし、三年間集中で、災害に強い国創り、国土強靱（じん）化を進めてまいります。」
【閣議決定】
・基本方針（平成３０年１０月２日）
「近年の集中豪雨、気温上昇など気象の急激な変化に対応し、全国的に、河川の改修、治水、砂防対策、ため池改良、熱中症予防など、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を、３年間で集中的に実施する。」
・国土強靱化基本計画（平成３０年１２月１４日）
「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。また、既存ストックを有効活用した対策を推進する。」
【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」
【その他】
　なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
津波：０ 高潮：－	津波：５０ 高潮：－	津波：６０ 高潮：－	津波：６５ 高潮：－	津波：６５【暫定値】 高潮：０【暫定値】

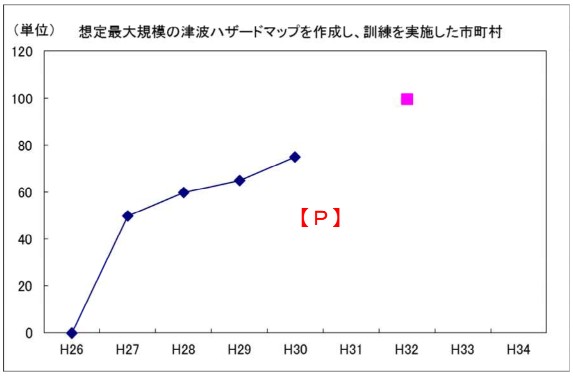

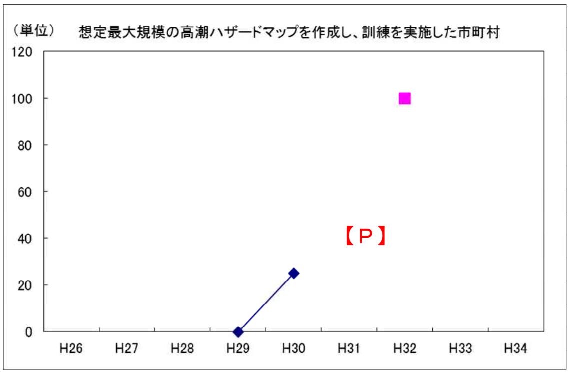

主な事務事業等の概要

・市区町村の津波・高潮ハザードマップの作成及び公表を支援し、合わせて防災訓練等を実施することで住民の防災意識の向上を促し、津波・高潮発生時における円滑かつ迅速な避難の確保に資するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成３０年度の実績値は、津波ハザードマップについては６５％【暫定値】であり、これまでの実績値のトレンドは順調に推移しており、目標達成が見込まれる。

なお、平成２４年度より最大クラスの津波浸水想定を踏まえた警戒区域の指定が進んでおり、また、「水害ハザードマップ作成の手引き」を公表していることから、市区町村による津波ハザードマップの作成・公表が今後、より一層推進されることが期待される。

一方、高潮ハザードマップについて０％【暫定値】であり、順調でない。

高潮ハザードマップについては、都道府県が作成した浸水想定区域図に基づき、市町村が都道府県と連携してマップを作成することとなるが、平成 30 年度に福岡県において、初めて浸水想定区域が指定されたところであり、三大湾等に係る地方公共団体と連携し、最大クラスの高潮に対する浸水想定区域及び水位周知海岸の指定に向けた取組を促進し、新たに千葉県で浸水想定が公表され、その後も指定・公表が進んでいる。加えて、「水害ハザードマップ作成の手引き」を公表していることから、都道府県における浸水想定区域の指定の進展と相まって市区町村による高潮ハザードマップの作成・公表が推進されることが期待される。

加えて、ハザードマップを活用した訓練の実施について都道府県を通じ市町村への周知を促しており、実績値の向上が期待される。

（事務事業等の実施状況）

・市区町村による津波・高潮ハザードマップの作成を促進するため、平成２８年４月に「水害ハザードマップ作成の手引きを改訂。
・平成２９年３月に、市町村職員が自らハザードマップを作成できる「ハザードマップ作成支援ツール」を作成・公表。
・都道府県が市区町村の職員等を集めて実施する説明会等に職員を派遣し、ハザードマップの作成等について助言。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・津波ハザードマップに関する指標は目標に向けて順調に進捗しているためＡ評価とするが、高潮ハザードマップに関する指標は目標に向けて順調でなく、更なる推進が必要であるためＢ評価とした。

・今後、高潮についてハザードマップの作成率を上げることが課題であるが、マップ作成の前提となる浸水想定区域の作成が一層進むよう、各府県に対するノウハウや技術指導など支援をさらに充実させるため都道府県が実施する説明会等に職員を派遣し助言するとともに、マップ作成に取り組む市町村に対して、「水害ハザードマップ作成の手引き」及び「ハザードマップ作成支援ツール」の活用を促進することにより、市区町村による津波・高潮ハザードマップの作成・公表を促進する。併せて、市町村への周知を的確に行うことにより、ハザードマップを活用した津波及び高潮を想定した避難訓練等の防災訓練にかかる実績値の向上が期待される。

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局河川環境課（課長　光成　政和）

業績指標５９
首都直下地震又は南海トラフ巨大地震で震度６強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率*

評　価

N	目標値：概ね１００％（令和４年度末） 実績値：９７％（平成２９年度） 初期値：９７％（平成２９年度）

（指標の定義）
首都直下地震又は南海トラフ巨大地震で震度６強以上が想定される地域等における１日あたりの平均片道断面輸送量が１万人以上の線区の耐震化率
（目標設定の考え方・根拠）
特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成二十五年三月三十日国土交通省令第十六号）において、首都直下地震又は南海トラフ巨大地震で震度６強以上が想定される地域等における１日あたりの平均片道断面輸送量が１万人以上の線区における耐震補強は令和４年度までに実施することとしている。
（外部要因）
高架下利用者等との調整
（他の関係主体）
鉄軌道事業者
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・交通政策基本計画（平成 27 年 2 月 13 日）鉄道、道路、港湾、空港等の交通インフラの耐震対策、津波対策、浸水対策、土砂災害対策等を確実に実施する。（第２章　基本的方針Ｃ　目標①（１））
【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日）「第２章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値（年度）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
９５％	９６％	９７％	９７％	集計中

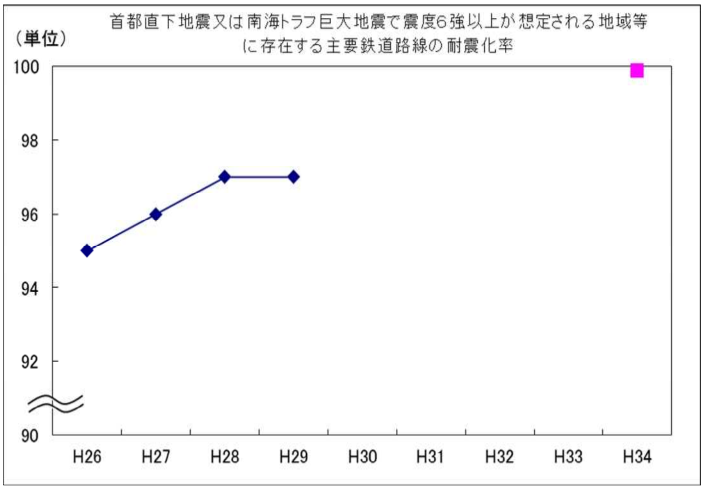

主な事務事業等の概要

鉄道施設総合安全対策事業費補助（鉄道施設の耐震補強）
首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震に備え、地震時において、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震補強を一層推進する。
予算額：１，８１４百万円の内数（平成２７年度当初予算）
　　　　３，６３２百万円の内数（平成２８年度当初予算）

４，１７２百万円の内数（平成２９年度当初予算）

３，９８２百万円の内数（平成３０年度当初予算）

６，６０８百万円の内数（令和元年度当初予算）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

初期値を設定した平成 29 年度以降の実績値が判明していないため、目標達成に向けた成果を示しているか判断できない。

なお、評価期間外の平成 25 年度からの実績値の推移を見た場合、平成 29 年度は高架下利用者等との調整等との外部要因の影響により横ばいとなっているが、おおむね増加傾向にあり、耐震補強の予算について、目標年度である令和４年度における目標達成に向けて平成 30 年度以降も所要の額を計上しており、今後、耐震化率は着実に向上することが見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

平成２７年度において、３６事業者の耐震補強について補助を実施した。

平成２８年度において、３８事業者の耐震補強について補助を実施した。

平成２９年度において、２１事業者の耐震補強について補助を実施した。

平成３０年度において、２８事業者の耐震補強について補助を実施した。

令和元年度において、１９事業者の耐震補強について補助を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

初期値を設定した平成 29 年度以降の実績値が判明していないため、目標達成に向けた成果を示しているか判断できないためＮ評価とした。今後も引続き、耐震補強工事に必要な額を計上し、令和４年度における目標達成に向けて着実に耐震化を推進していく。

一方、交通政策審議会駅空間・防災ワーキング・グループ最終取りまとめ（平成２８年４月）において、従前のせん断破壊対策に加えて、早期復旧対策として曲げ破壊対策等の必要性に言及されたこと等を踏まえ、令和元年度以降の耐震対策について検討する必要がある。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 鉄道局施設課（課長　岸谷克己）

業績指標６０
事業用自動車による事故に関する指標
（①事業用自動車による交通事故死者数②事業用自動車による人身事故件数*）

評　価

①B ②B	目標値：①２３５人②２３，１００件　（令和２年） 実績値：①３５２人②３２，６５５件　（平成２９年） 初期値：①３６３人②３３，３３６件　（平成２８年）

（指標の定義）
①　事業用自動車が第１当事者の交通事故における死者数
②　事業用自動車が第１当事者の交通事故における人身事故件数
（目標設定の考え方・根拠）
政府においては、現在、「第 10 次交通安全基本計画」において、交通事故削減目標を掲げ取組を進めているところであり、国土交通省においては、計画期間を同計画と合わせた「事業用自動車総合安全プラン２０２０」を平成２９年６月に取りまとめている。その中で、第 10 次交通安全基本計画の最終年である２０２０年を目標年とした事故削減目標値を設定していることから、その事故削減目標値を本指標として設定している。
（目標）
①２０２０年までに死者数２３５人以下
②２０２０年までに事故件数２３，１００件以下
③飲酒運転ゼロ（参考指標）
（外部要因）
交通量、事業者数、車両台数
（他の関係主体）
警察庁（事故・違反通報）
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
・第 10 次交通安全基本計画（平成２８年３月１１日中央交通安全対策会議決定）

過去の実績値					（年）
Ｈ２５	Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
①　４３４人 ②　４２，４２５件	①　４２１人 ②　３９，６４９件	①　４０３人 ②　３６，４９９件	①　３６３人 ②　３３，３３６件	①　３５２人 ②　３２，６５５件	集計中

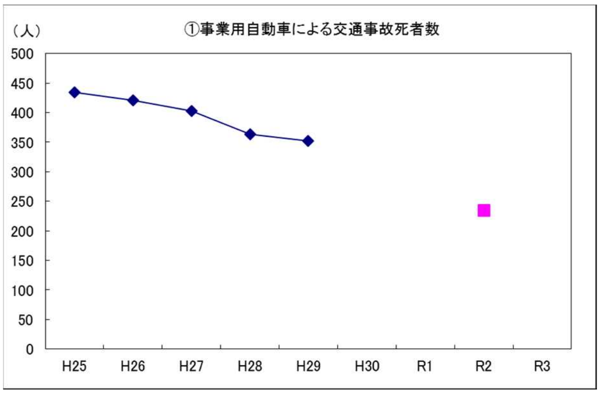

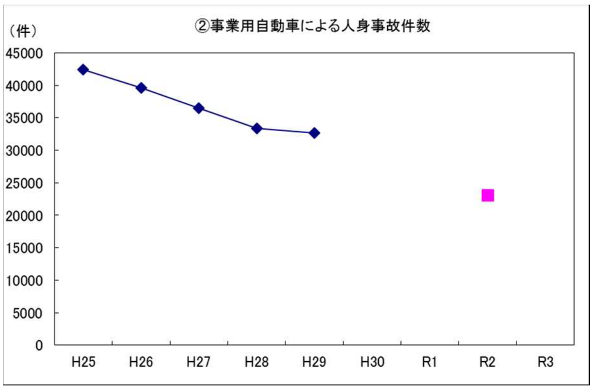

主な事務事業等の概要

自動車運送事業の安全対策として以下の対策等を実施した。
予算額：1,372 百万円（平成２９年度）
1,188 百万円（平成２８年度）
1,186 百万円（平成２７年度）
・自動車運送事業の安全総合対策事業
自動車運送事業者に対し、先進安全自動車（ASV）の導入を支援するとともに、ドライブレコーダー等運行管理の高度化に資する機器等の普及を促進する。また、特に貸切バスに対しては一層の普及促進策を講じる。

・ビッグデータ活用による事故防止対策推進事業
官民が保有する様々な運行記録や登録情報等について、事故防止対策に活用するビッグデータとして整備することによって、適切な運行管理、効果的な監査、健康起因事故の未然防止等の対策を講じる。
・健康起因事故防止のための運転者向けスクリーニング検査の普及促進
健康起因事故防止の推進を図るため、脳疾患・心疾患等に関する運転者向けスクリーニング検査を先駆的に実施している事業者を中心に、運転者等に対してアンケート調査を実施するとともに、セミナー等を通じて業態・規模ごとの具体的な取組事例の業界内での共有を進めることで、先進事例における事故削減効果の調査等を行い、同検査の普及を促進する。
・自動車運送事業者等に対する監査体制の強化
優先的に監査を実施する必要がある事業者、継続的な監視が必要な事業者の情報を把握しつつ、自動車運送事業者への監査を実施し、効率的かつ効果的に法令等の遵守状況を確認する。
・事業用自動車の重大事故に関する事故調査等機能の強化
社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故について、事業用自動車事故調査委員会による調査を活用し、事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明や走行実験による事故要因の精緻な究明を図るなど，より高度かつ複合的な事故要因の調査分析と、客観性の高い再発防止策を講じる。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
順調でない。なお、評価期間外の平成２５年から実績値の推移を見た場合、①事業用自動車による交通事故死者数及び②事業用自動車による人身事故件数とも、減少傾向で推移しているが、平成２９年は減少率の低下が見られる。

（事務事業等の実施状況）
・平成２８年１月に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、同年６月３日にとりまとめた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に掲げられた再発防止策８５項目全てを実施している。
・事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価を、平成２９年において 742 者に対して実施した。
・悪質違反を犯した事業者や重大事故を引き起こした事業者等に対する監査の徹底及び、法令違反が疑われる事業者に対する重点的かつ優先的な監査を実施している。また、貸切バスについては、軽井沢スキーバス事故を受け，法令違反を早期に是正させる仕組みの導入や行政処分を厳格化して違反を繰り返す事業者を退出させるなどの措置を実施した。さらに、事故を惹起するおそれの高い事業者を抽出・分析する機能を備えた「事業用自動車総合安全情報システム」の運用を行っている。
・点呼時にアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認の徹底や、別の運転者に代わりにアルコール検査を実施させるなどの不正行為の禁止等、輸送の安全確保の徹底を周知した。
・ＡＳＶ装置、デジタル式運行記録計等の導入に対し支援を行うとともに、健康や過労運転に起因した事故の未然防止のため、運転特性や体調管理等に関する情報について、ビッグデータとして集積、活用し、運転者の体調に即した運行経路の設定が可能になる等の事故防止運行モデルを引き続き検討した。
・トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組について評価し、更なる事故削減に向け、必要に応じて見直しを行う等、フォローアップを実施している。
・事業用自動車事故調査委員会において，社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故について，より高度かつ複合的な事故要因の調査分析を行っており，25 件の報告書を公表した。
・睡眠呼吸障害、脳疾患、心臓疾患等の主要疾病の早期発見に寄与する各種スクリーニング検査をより効果的なものとして普及させるため、「事業用自動車健康起因事故対策協議会」において、「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」をとりまとめ、平成３０年２月に公表し、当該ガイドラインを周知して関係団体に脳健診を推奨するとともに、同健診の普及に向けた課題を整理するために、事業者へのアンケート調査等を行った。
・平成２８年度予算概算要求に係る政策アセスメントである「ビッグデータ活用による事故防止対策推進事業」の事後評価に関し、運行に関する情報や体調管理等に関する情報をビッグデータとして活用するための事故防止運行モデルを平成２９年にホームページ上で公表し、資金力等に余裕がなく単独ではそうしたモデルを作成・利用できない中小運送事業者が同モデルを活用できる環境を整え、事故防止対策に一定の効果があったと評価できる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標はいずれも目標達成に向けた成果を示していないため、Ｂと評価した。
なお、評価期間前の平成２５年から減少傾向にあった実績値について、平成２９年に減少率が低下した要因は種々考えられ、今後も各指標の更なる改善が必要であり、「事業用自動車総合安全プラン２０２０」に基づき、軽井沢スキーバス事故を受けた新たな安全対策等の各種取組を着実に実施するとともに、検討委員会を引き続き開催し、各種取組の進捗状況や目標の達成状況などについてフォローアップを行う。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 自動車局安全政策課（課長　山腰　俊博）
関係課： 大臣官房運輸安全監理官（運輸安全監理官　日笠　弥三郎）
道路局環境安全・防災課（課長　野田　勝）
自動車局保障制度参事官室（参事官　小林　豊）

自動車局技術政策課（課長　江坂　行弘） 自動車局旅客課（課長　金指　和彦） 自動車局貨物課（課長　平嶋　隆司） 自動車局整備課（課長　平井　隆志）

業績指標６１
商船の海難船舶隻数*

評　価	
B	目標値：２０４隻未満　（平成４１年） 実績値：３８８隻　（平成３０年） 初期値：３８６隻　（平成２３年～２７年の平均海難隻数）

（指標の定義）
我が国周辺で発生する商船（旅客船、貨物船及びタンカー）の海難隻数の合計
ただし、本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く
（目標設定の考え方・根拠）
第１０次交通安全基本計画第２部（海上交通の安全）における目標（２０２０年代中に我が国周辺で発生する船舶事故隻数（本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く。以下同じ。）を第９次計画期間の年平均（２，２５６隻）から約半減（約１，２００隻以下）することを目指す。）に準じた目標設定とする。
第１０次計画では第９次計画期間の年平均船舶事故隻数の約４７％削減を目標としていることから、商船（旅客船、貨物船及びタンカー）に係る第９次計画期間の年平均船舶事故隻数３８６隻から４７％削減した２０４隻未満を目標とする。
（外部要因）
海上交通量の変化、異常気象、台風及び津波等に伴う海難
（他の関係主体）
なし
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・海洋基本計画（平成３０年５月１５日）
第２部１（１）オ
○船舶安全性の向上、航行安全確保、海難等の未然防止のための適切な体制・制度の整備や、船舶検査や外国船舶の監督（PSC）の着実な実施、海運事業者に対する運輸マネジメント評価の継続的な実施による安全管理体制の構築、事故や災害の発生した際の救助等、さらに、航行に関する安全情報等の周知や航路標識の整備・管理・運用といった、船舶交通の安全確保を始めとする海上安全のための施策や、事故や災害等が発生した際の対応のための施策に取り組む。また。民間団体・関係行政機関と緊密に連携し、安全指導を含め、海難防止に関する意識の向上等、海難防止対策を推進する。
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（暦年）

Ｈ２１	Ｈ２２	Ｈ２３	Ｈ２４	Ｈ２５
４６０隻	４７５隻	３５３隻	４２２隻	３７９隻
Ｈ２６	**Ｈ２７**	**Ｈ２８**	**Ｈ２９**	**Ｈ３０**
３９４隻	３８２隻	３３４隻	２９６隻	３８８隻

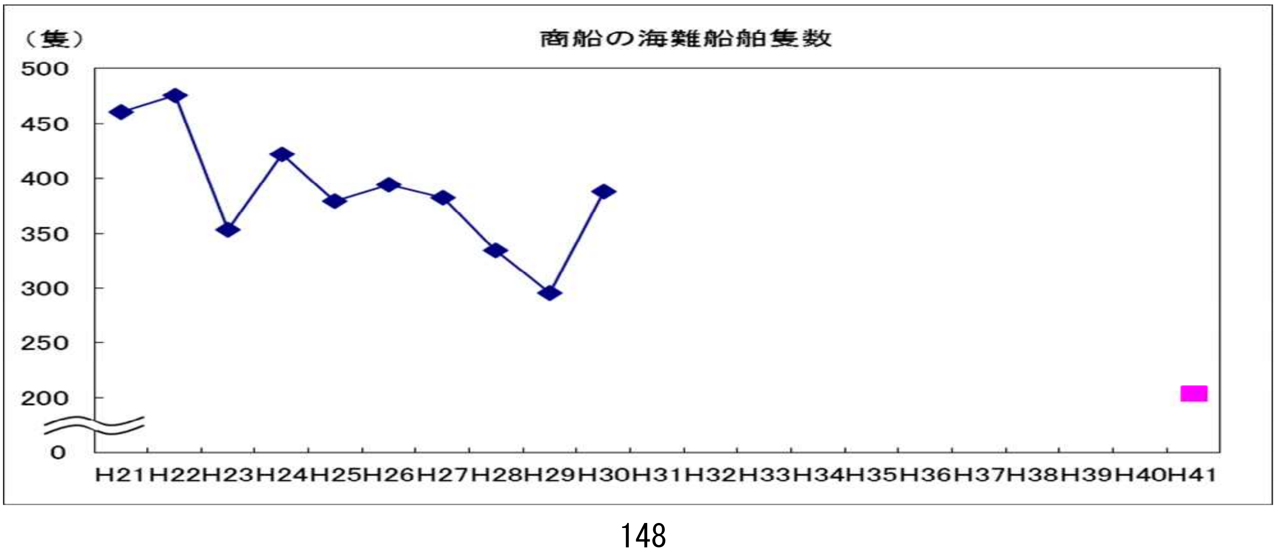

主な事務事業等の概要

船舶の検査・監査等を通じハード・ソフト両面から安全対策を強化　予算額：５９２百万円（平成３０年度）
・運航労務監理官の監査の効率的・効果的実施のための研修制度の強化や監査実施体制の整備
・海事分野における運輸安全マネジメント評価の実施
・船舶検査官等が効果的な検査を実施するための研修の充実、ISO９００１品質認証の推進や船舶検査実施体制の整備
・PSC（ポートステートコントロール：日本に入港する外国籍船に対して行う、船内整備等の安全に関する立入検査）の強化
事故原因等の究明
・運輸安全委員会では、船舶事故等が発生した場合、その原因を究明するための調査を的確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求め、船舶事故等の再発防止及び被害の軽減に寄与する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
平成２６年度以降の実績値の達成状況のトレンドは、おおむね減少傾向にあると考えられることから指標はこれまで順調に推移してきたものの、平成３０年の実績値は３８８隻であり、前年と比較して大幅に増加している。平成３１年１月から４月期までの実績値を見ると、平成２９年の同時期よりも低い水準で推移しているものの、平成２９年度までのこれまでの減少トレンドに復調したものと判断するためには、多客期等交通量の多いシーズンを含めた令和元年通年の実績値が必要となるため、本評価においては、平成３０年の実績値をもとに順調ではないと評価する。

（事務事業等の実施状況）
・運航労務監理官により、旅客船及び貨物船の運航管理体制、船員の労働条件等の監査・指導を実施するとともに運航労務監理官及び運輸安全調査官による運輸安全マネジメント体制の評価を実施した。
（運輸安全マネジメント体制の評価実施実績　平成３０年：１６３事業者）
・船舶検査官により、船舶の構造・設備等に関する技術基準適合性の検査を実施するとともに、放射性物質等の危険物の輸送に係る容器・積付等について審査・検査を実施した。
（船舶の検査実施実績　平成３０年：９３９９件）
・外国船舶監督官により、我が国に入港した外国船舶に対し国際条約に基づき船体の安全基準及び船員の資格証明等についてPSCを実施した。
（欠陥是正指示実績　平成３０年：１３９３８件）
・運輸安全委員会は、船舶事故等について、その原因を究明するための調査を行い、調査の結果に基づき、国土交通大臣又は原因関係者に対し講ずべき措置について勧告を実施した。また、事故の再発防止と海上交通の安全性の更なる向上を目的とした「船舶事故ハザードマップ」の運用を平成２５年５月より開始し、平成２６年４月に「船舶事故ハザードマップ・グローバル版」、平成２７年６月には、スマートフォンやタブレット端末に対応した「船舶事故ハザードマップ・モバイル版」の運用を開始した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・これまでの実績値の達成状況のトレンドは、おおむね減少傾向にあり順調に推移してきたものの、平成３０年の実績値は、前年と比較して大幅に増加しているため、Ｂ評価とした。
・周囲を海に囲まれ、資源に乏しい我が国は、エネルギー関連資源、食物資源等の大半を海外からの輸入に頼っており、また多くの基幹産業が臨海部に立地しているため、海上輸送は我が国の産業、国民生活を支える上で欠くことができないものとなっている。ひとたび海難が発生すれば、尊い人命を失いかねないことはもとより、我が国の経済活動や自然環境に計り知れない影響を及ぼす可能性もあるなど、国民の「安全・安心」を脅かすこととなる。このため、海難の発生を未然に防止し、また、海難発生時の被害を最小化するために、平成３０年度に海難な大幅に増加した要因分析と分析結果を踏まえた対策の実施を含め、引き続き上記の事務事業をはじめとした各種施策を推進することとする。
・運輸安全委員会では、引き続き適格な事故調査により事故及びその被害の原因究明を徹底して行うとともに、国土交通大臣、関係行政機関及び原因関係者に対して、事故防止や被害軽減のための勧告、意見や事実情報の提供等をタイムリーかつ積極的に行うこととする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局安全政策課（課長 石原 典雄）
関係課：大臣官房運輸安全監理官（運輸安全監理官 日笠 弥三郎）
　　　　運輸安全委員会事務局総務課（課長 林 泰三）

業績指標６２
船員災害発生率（千人率）

評　価

A	目標値：第10次船員災害防止基本計画期間の平均値から 16%減少（第11次船員災害防止基本計画期間（平成30年～令和４年度）の平均:８．１‰） 実績値：集計中　（平成３０年度） ８．６‰（平成２９年度） 初期値：第 10 次船員災害防止基本計画期間（平成 25～29 年度）の平均値：９．８‰

（指標の定義）

毎年４月１日より翌年３月３１日までの間に発生した災害（船員の転倒、船舶の機器によりはさまれる等の事故、海難、海中転落等）により死亡・行方不明又は３日以上休業した船員（予備船員を除く。以下同じ。）の船員千人当たりの率

（目標設定の考え方・根拠）

船員災害防止活動の促進に関する法律第６条に基づき、船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関し、基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画（以下「基本計画」という。）を５年ごとに作成している。

第１１次基本計画期間（平成３０年度から令和４年度まで）の死傷災害発生率を、第１０次基本計画期間（平成２５年度から平成２９年度まで）の５年間の死傷災害の発生率（年間千人率）の平均値に比べ１６%減少させることとした。

目標設定の考え方は、

① 平成２５～２８年度の４年平均の発生件数を基礎として目標を算出した。

② 業績目標の初期値及び目標値は計画期間中の状況をより反映させるため、計画期間（５年間）の平均値を比較することとした。

（外部要因）

・海運業、漁業の置かれている経済状況、船員の労働条件（労働時間等）

・船舶及び作業機器・設備の構造に係る問題

・海上及び港における救急・救護体制

（他の関係主体）

該当なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【その他】

第１１次船員災害防止基本計画（計画期間：平成３０年度から令和４年度までの５年間）

平成３１年度船員災害防止実施計画

過去の実績値　（年度）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
１０．３‰	９．３‰	９．３‰	８．６‰	集計中

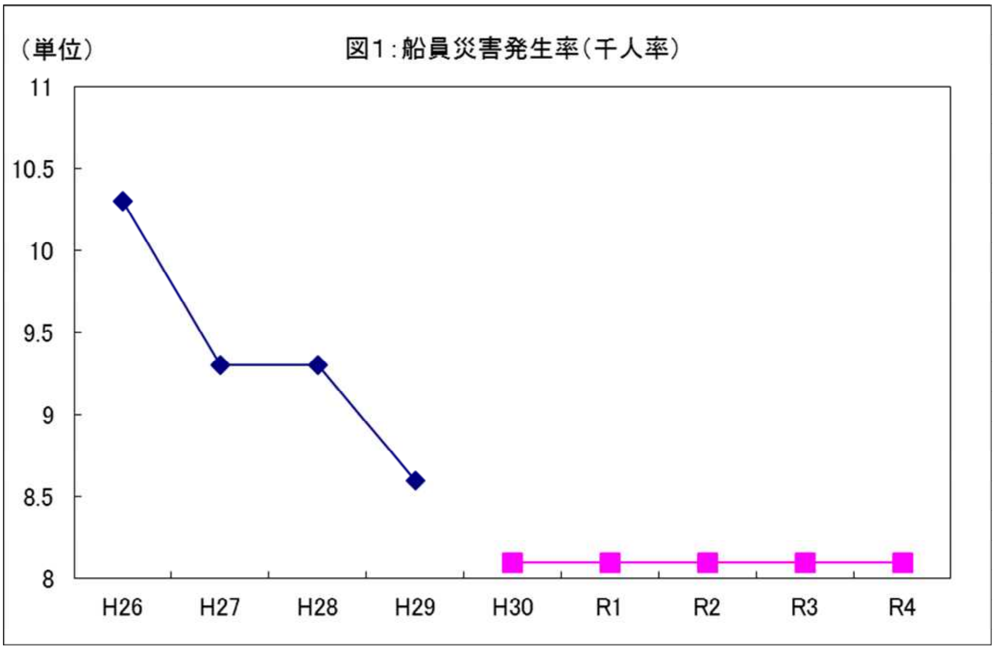

主な事務事業等の概要

○船員災害防止のための管理体制・基準策定等の推進

①安全管理体制の整備とその活動の推進

・船舶所有者の安全管理体制の整備を推進し、安全管理活動の活性化を図る。

②死傷災害の防止

・作業時を中心とした死傷災害防止対策を図るため、業種別、態様別等の災害防止対策を策定するとともに、特に死亡率の高い海中転落対策として作業用救命衣等保護具の使用徹底を図る。また、高年齢船員に対しては、心身機能の変化に対応した死傷災害防止対策を推進し、若手船員に対しては、乗船前に安全対策や健康管理に関する研修の実施等、安全衛生に係る教育を推進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・平成３０年度の実績値は集計中であるため、平成２９年度の実績値について分析すると、平成２９年度の実績値は８．６‰（５６８人）であり、前年度の９．３‰（６０９人）と比べて減少している。（図１）

・船員の高齢化が進展する中、高年齢船員の占める割合は高く、平成２９年度における５０歳以上の船員の災害発生率は、依然として他の年代と比べて高くなっている（図２）。このことを踏まえ、平成３０年度においては、特に高年齢船員の死傷災害防止対策に重点的に取り組んだ。

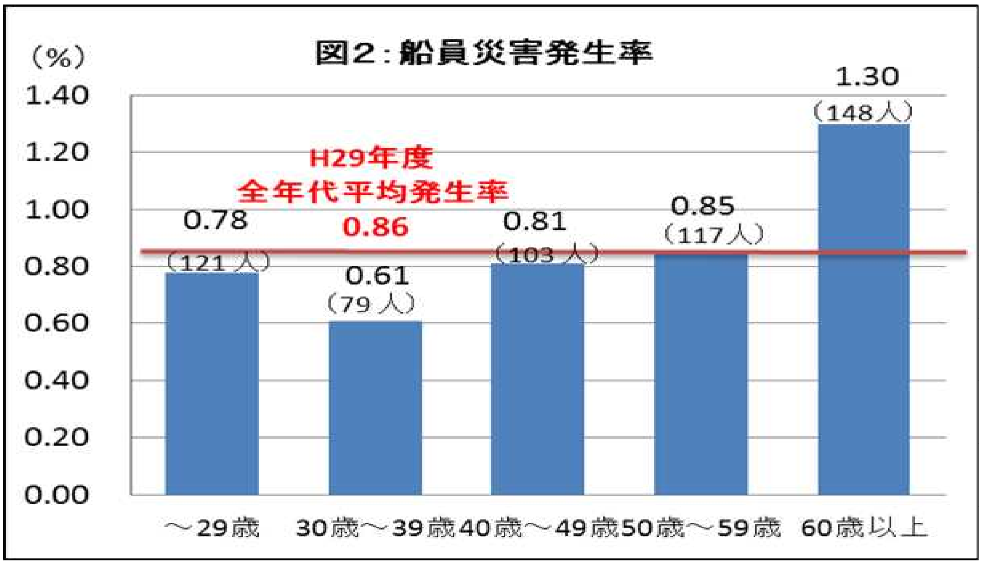

（事務事業等の実施状況）

・毎年開催される船員労働安全衛生月間期間中に、訪船指導を実施し、「転倒」、「はさまれ」、「海中転落」の防止対策等の指導を行うとともに、船員災害防止大会及び安全に関する各種講習会等を開催し、安全意識の高揚を図った。

指導隻数　１，３９５隻

講習会等　６６カ所　３，４０４人参加

・関係機関、団体等で構成される船員災害防止連絡会議を開催し、関係者間での情報交換、連絡強化等を行った。（開催回数１７回）

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成３０年度の実績値は集計中であるため、平成２９年度の実績値について分析すると、平成２９年度の実績値は前年度と比べて約７％減少しており、過去の実績によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成できることから、Ａと評価した。

平成３０年度から始まった第１１次船員災害防止基本計画は、令和４年度が最終年度であり、死傷災害発生率減少目標達成に向けて引き続き取り組みを行う。

この他、各船社単位での安全意識の高揚を図るため、平成２９年度に創設した「船員安全・労働環境取組大賞」制度を引き続き実施する。また、適切な保護具、作業用救命衣の着用促進のための取組、個々の船員の安全意識の高揚を図るため船内向け自主改善活動（ＷＩＢ）の普及促進等を引き続き実施し、船員災害防止を目指すものとする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　海事局船員政策課（課長　三輪田優子）
関係課：　なし

業績指標６３
航空事故発生率（①定期便を運航する本邦航空運送事業者に係る航空事故発生率*、②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者（定期便を運航する事業者を含まず）に係る航空事故発生率*、③国、地方公共団体に係る航空事故発生率*、④個人に係る航空事故発生率*）

評　価

①　B ②　B ③　B ④　A	①目標値：　０．３４（平成４４年） 実績値：　１．８７（平成３０年） 初期値：　０．６７（平成２５年～２９年の５カ年平均の７％減） ②目標値：　８．１０（平成４４年） 実績値：　２７．０２（平成３０年） 初期値：　１６．２０（平成２５年～２９年の５カ年平均の７％減） ③目標値：　８．２３（平成４４年） 実績値：　２５．４０（平成３０年） 初期値：　１６．４５（平成２５年～２９年の５カ年平均の７％減） ④目標値：　７６．０２（平成４４年） 実績値：　３３．３８（平成３０年） 初期値：　１５２．０４（平成２５年～２９年の５カ年平均の７％減）

（指標の定義）
①定期便を運航する本邦航空運送事業者に係る航空事故発生率（100 万運航時間あたり）
※チャーター便、航空機使用事業における運航等の定期便以外の運航、及び乗員訓練等社内飛行において発生したものを含む。
②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者（定期便を運航する事業者を含まず）に係る航空事故発生率（100 万運航時間あたり）
※乗員訓練等社内飛行において発生したものを含む。
③国、地方公共団体に係る航空事故発生率（100 万運航時間あたり）
④個人に係る航空事故発生率（100 万運航時間あたり）
※滑空機、超軽量動力機を含まない。

（目標設定の考え方・根拠）
航空安全性向上に関する諸施策を講じることにより、各指標に係る航空事故発生率に対して、2018 年（平成 30 年）の現行の計算による目標値（平成 25 年～29 年の 5 カ年平均値の 7%減）を起点として、15 年間で 50%減とする安全目標を設定する。なお、5 年毎に結果を評価し、安全目標設定の適切性のレビューを行うこととする。

（外部要因）
気象条件

（他の関係主体）
なし

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値：①定期便を運航する本邦航空運送事業者に係る航空事故発生率　（暦年）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
１５．０９	０．００	０．９８	０．４８	１．８７

過去の実績値：②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者（定期便を運航する事業者を含まず）に係る航空事故発生率　（暦年）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
０．００	３２．１０	９．４８	４６．２２	２７．０２

過去の実績値：③国、地方公共団体に係る航空事故発生率　（暦年）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
０．００	２６．２５	２４．９７	２４．６７	２５．４０

過去の実績値：④個人に係る航空事故発生率　（暦年）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
１４３．３４	２６９．１５	９７．９８	１６３．３７	３３．３８

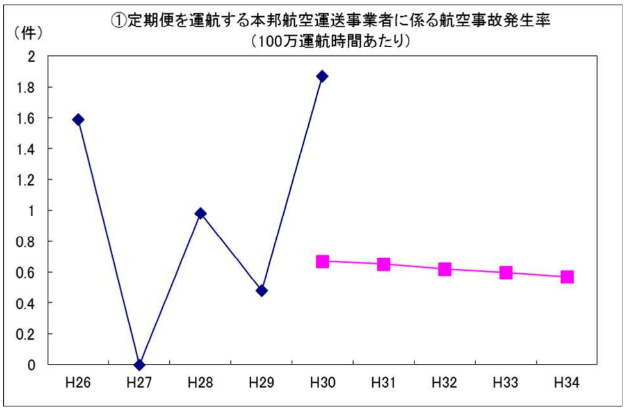

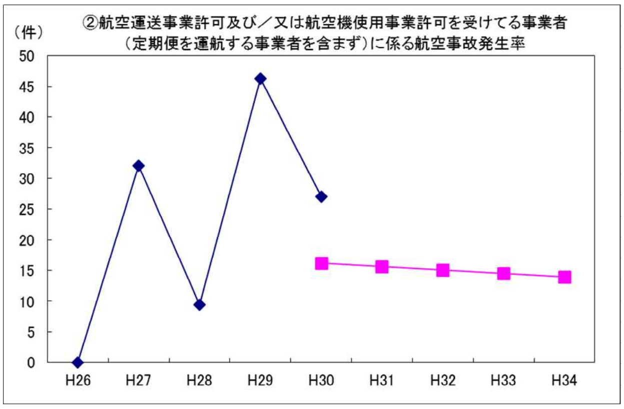

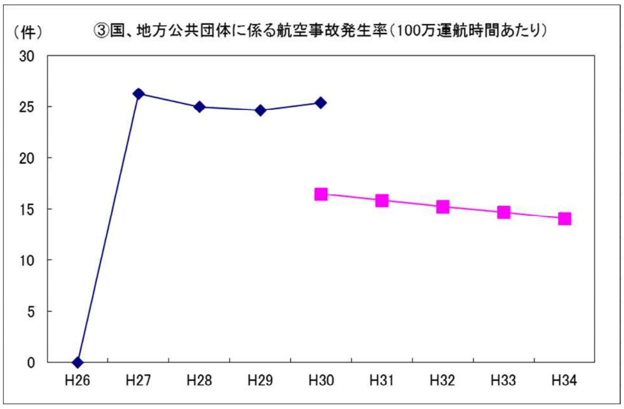

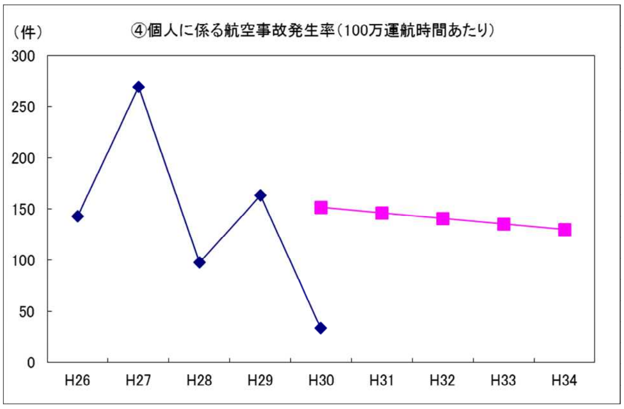

主な事務事業等の概要

○航空機の安全な運航や安全性の確保

運航規程・整備規程の認可、運航管理施設の検査等を通じて、航空運送事業者等の安全基準への適合性を確保するほか、年間を通じて安全監査を行うことにより、その体制や業務の実施状況を厳しくチェックする。さらに、小型航空機等の運航者に対し、法令及び関係規程の遵守等安全運航セミナー等を通じて指導を行う。また、自家用航空機等の操縦者の技量維持のための特定操縦技能審査の環境を順次整備する。（平成２６年度より、飛行前一定期間において同審査に合格していることを義務付けることとなっている。）

さらに、ＩＣＡＯ（国際民間航空機関）等の国際動向や技術の進歩等に合わせて航空機の安全基準を適時見直す等、所要の措置を行う。

運輸安全委員会は、航空事故等が発生した場合、その原因を究明するための調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求め、航空事故等の再発防止及び被害の軽減に寄与する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

国内航空事故発生件数は各年毎に異なる気象条件の影響に伴う変動はあるため、平成３０年度実績のうち、①定期便を運航する本邦航空運送事業者、②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者及び③国、地方公共団体における航空機事故の発生率については、初期値として設定した当該年度に達成すべき目標値を超えており、順調でない。また、④個人に係る航空事故発生率については初期値として設定すべき目標値を下回る結果となり、順調である。

なお、①と②の各指標の実績値を単年ではなく、評価期間外の実績値も含め、直近５年間の実績値の平均値で見ると、下表のとおり航空機事故発生率はおおむね減少もしくは横ばい傾向にある。（※③と④の指標については過去の５年平均値のデータ無し）

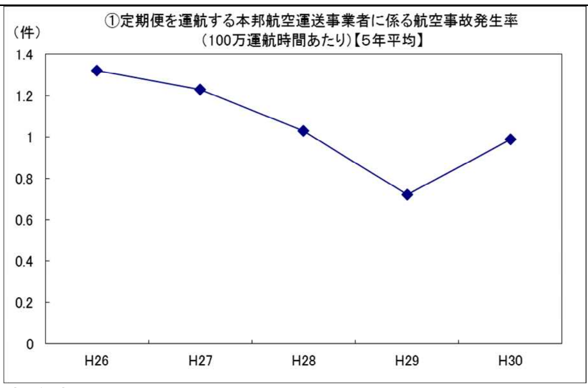

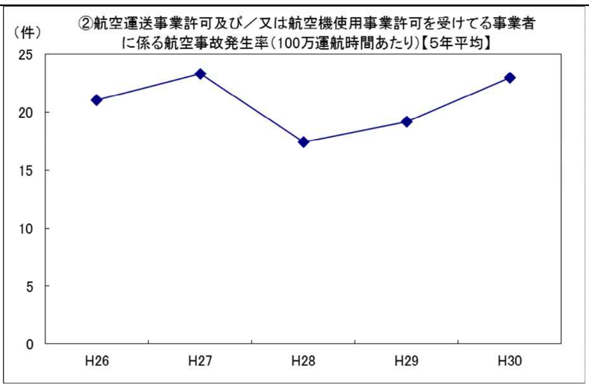

（事務事業等の実施状況）

・発生した航空機事故については、各事業者に対して要因分析及び再発防止策の策定を指示するとともに、再発防止策の実施状況等を安全監査等により確認している。

・航空安全に係る情報を幅広く収集し、トラブル発生の傾向を把握するため統計的な分析を行うとともに、有識者会議（航空安全情報分析委員会）を設置し、機材不具合やヒューマンエラー等への対応策について審議・検討を行った。

・この分析結果も含めて航空輸送の安全にかかわる情報をとりまとめ、平成３１年１月に公表を行った。

・航空会社毎に重点事項を定め、監査専従組織による専門的かつ体系的な立入検査を実施するとともに、安全上のトラブルが発生した場合には機動的に立入検査を実施するなど、航空会社に対する効果的な安全監査を実施した。（平成３０年度航空運送事業者の本社・基地に対する立入検査実施件数：３４８件）

・小型航空機の安全対策については、従来から操縦士に対する定期的な技能審査制度の構築や、全国主要空港における操縦士向け安全講習会の開催、小型航空機の整備士を対象とした講習会を新たに開催、自家用機の航空保険加入の促進などの対策を講じた。

・運輸安全委員会は、航空事故等について、その原因を究明するための調査を行い、調査の結果に基づき、国土交通大臣及び原因関係者に対し講ずべき施策について勧告を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・①定期便を運航する本邦航空運送事業者、②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者及び③国、地方公共団体における航空機事故の発生率については、初期値として設定した当該年度に達成すべき目標値を超える結果となったため、Ｂ評価とした。④個人に係る航空事故発生率については初期値として設定した当該年度に達成すべき目標値を下回る結果となったため、Ａ評価とした。

・今後も引き続き、航空安全情報の収集、分析を行うとともに、有識者会議にて機材不具合やヒューマンエラー等への対応策について審議・検討を行うほか、航空輸送の安全にかかわる情報の公表を行う。また、より一層安全な航空交通を目指し、各種支援システムの充実強化を図るほか、航空会社に対する体系的・専門的な安全監査を引き続き実施していく。さらに、ＩＣＡＯ等の国際動向や国内の動向を踏まえつつ、所要の措置を講じていく。

・さらに、平成 28 年 12 月から定期的に開催している「小型航空機等に係る安全推進委員会」を通じて、有識者や関係団体等の意見を踏まえながら、小型航空機の総合的な安全対策を一層推進しており、平成 30 年度に引き続き小型航空機向け簡易的飛行記録装置を用いた実証実験を自家用機等を対象機として追加し実施するなど、先進的な技術の活用、安全啓発のあり方等についても検討を進めていく。

・運輸安全委員会は、引き続き適確な事故調査により事故及びその被害の原因究明を徹底して行うとともに、国土交通大臣、関係行政機関及び原因関係者に対して、事故防止や被害軽減のための勧告、意見や事実情報の提供等をタイムリーかつ積極的に行うこととする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　航空局安全部安全企画課（課長　新垣　慶太）
関係課：　航空局安全部航空事業安全室（官房参事官（航空事業安全）川上　光男）
　　　　　航空局安全部運航安全課（課長　平井　一彦）
　　　　　運輸安全委員会事務局総務課（課長　林　泰三）

業績指標６４
緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率*

評　価

A	目標値：８１％　（令和２年度） 実績値：集計中　（平成３０年度） ７８．３％　（平成２９年度） 初期値：７５％　（平成２５年度）

（指標の定義）
緊急輸送道路上に存在する橋梁のうち、損傷のおそれがない橋梁の割合

（目標設定の考え方・根拠）
過年度の平均工事完了数で推移するものとして設定

（外部要因）
高速道路会社・地方公共団体の取組状況により影響あり

（他の関係主体）
該当なし

（重要政策）
【施政方針】
第１８３回国会施政方針演説（平成２５年２月８日）
「命を守るための「国土強靱化」が、焦眉の急です。首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」
第１８６回国会施政方針演説（平成２６年１月２４日）
「災害から人命を守り、社会の機能を維持するため、危機管理を徹底するとともに、大規模建築物の耐震改修や治水対策、避難計画の作成や防災教育など、ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱(きょうじん)化を進めます。」
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日）「第２章に記載あり」
【その他】
なし

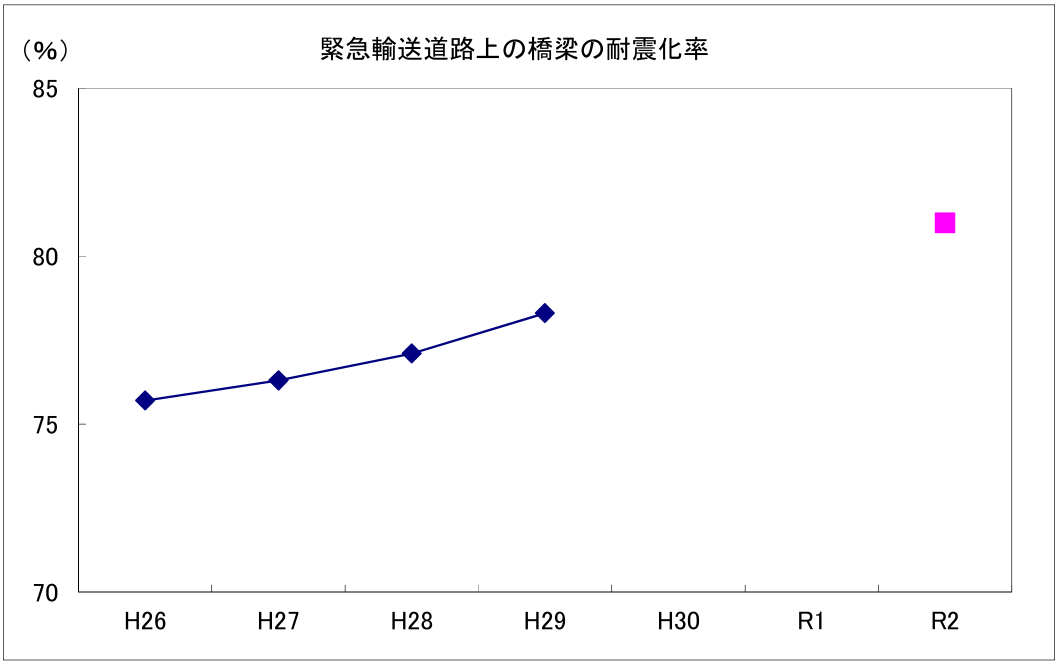

過去の実績値				（年度）
Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
７５．７％	７６．３％	７７．１％	７８．３％	集計中

主な事務事業等の概要

大規模災害時の救急救命活動や復旧活動を支えるため、緊急輸送道路等の耐震補強を推進します。(◎)

予算額：

道路整備費１６，６６２億円（国費）及び社会資本整備総合交付金８，９４０億円等の内数（平成２９年度）

道路整備費１６，６７７億円（国費）及び社会資本整備総合交付金８，８８６億円等の内数（平成３０年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率の実績については、平成２５年度７５．２％から平成２９年度７８．３％と向上しており、目標に向けて着実に進捗している。

・また、平成２８年熊本地震の教訓を踏まえ、耐震補強の重要性が再認識されたところであり、高速道路や直轄国道について、大規模地震の発生確率が２６％以上の地域は５年間で対策を完了させせることができるよう「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」などを含め計画的に耐震補強を進めているところである。

・このため、目標値の達成は可能であると考えている。

（事務事業等の実施状況）

大規模地震等の発災時、救急救命活動や復旧活動を支えるため、平成３１年度においても緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強を実施しているところである。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標は、平成２５年度から平成２９年度にかけて順調に増加しているためＡと評価した。今後、「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」などを含め引き続き緊急輸送道路上の耐震補強を推進し、目標値の達成に向けて整備を推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：道路局　環境安全・防災課　道路防災対策室（松居 茂久 ）

業績指標６５
生活道路におけるハンプ等の設置による死傷事故抑止率*

評　価

A	目標値：約３割抑止（平成２６年比）（令和２年） 実績値：２８％（平成２９年，速報値） 初期値：－

（指標の定義）
生活道路の対策実施エリアのうち、ハンプ、狭窄等の交通事故対策が実施された箇所において抑止される死傷事故件数の割合
生活道路におけるハンプ等の設置による死傷事故抑止率 ＝
（生活道路の重点対策エリアにおける対策前の死傷事故件数（年）－生活道路の重点対策実施エリアにおける対策後の死傷事故件数（年））／生活道路の重点対策実施エリアにおける対策前の死傷事故件数（年）
（目標設定の考え方・根拠）
過年度に実施した生活道路のゾーン対策における死傷事故件数の削減実績より目標値を設定
（外部要因）
・交通量の変動、交通安全思想の普及 等
（他の関係主体）
警察庁（事業主体：交通規制等）
（重要政策）
【施政方針】
第１７１回国会施政方針演説（平成２１年１月２８日）
「昨年の交通事故死者数は、五千百人余りとなり、昭和 45 年のピーク時に比べ、三分の一以下に減らすことができました。今後十年間で、更に半減させます。」
第１６９回国会施政方針演説（平成２０年１月１８日）
「昨年、交通事故の犠牲者は半世紀ぶりに６千人を下回りました。今後も効果的な対策を実施します。」
【閣議決定】

【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」
【その他】
第１０次交通安全基本計画（平成２８年３月３１日中央交通安全対策会議決定）

過去の実績値　（年）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
－	－	－	(28%) ※速報値	集計中

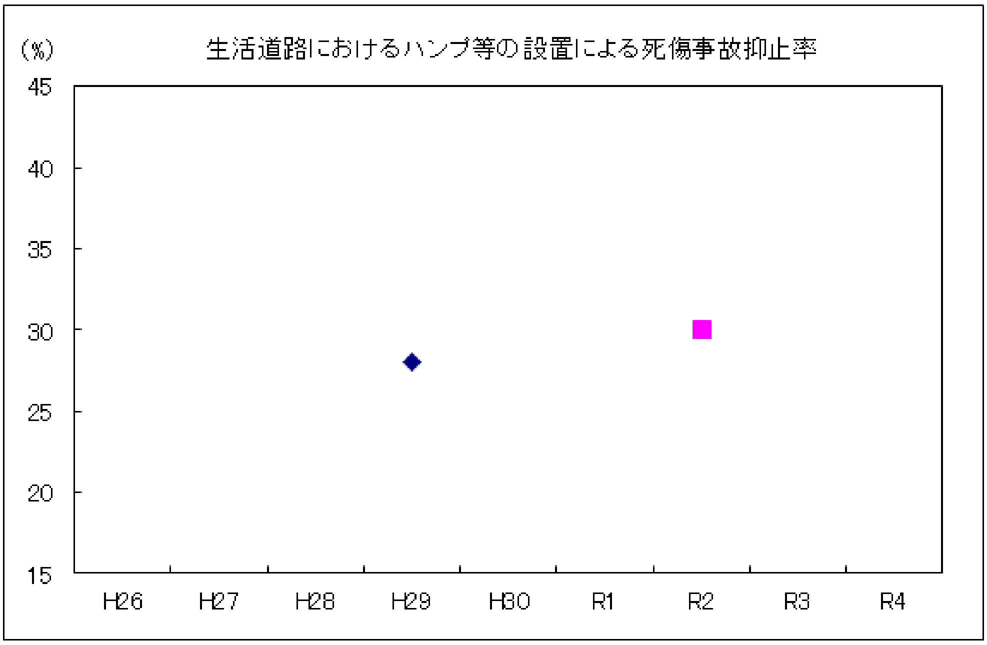

主な事務事業等の概要

歩行者・自転車に係る死傷事故発生割合が大きい生活道路について、幹線道路等への交通転換を図り、通過交通及び走行速度の抑制の徹底により、「人優先の安全・安心な歩行空間」を確保するため、面的な速度規制と組み合わせたハンプの設置等の対策を行うなど、面的かつ総合的な交通事故抑止対策を実施。(◎)

予算額：

道路整備費１６，６６２億円（国費）及び社会資本整備総合交付金８，９４０億円（国費）等の内数（平成２９年度）

道路整備費１６，６７７億円（国費）及び社会資本整備総合交付金８，８８６億円（国費）等の内数（平成３０年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 29 年の実績値（速報値）は２８%であり順調であった。平成 30 年の実績値は対策実施後の死傷事故件数データが令和元年度上半期にとりまとまる予定である。なお、平成 30 年の交通事故死者数は 3,532 人で、警察庁が保有する昭和 23 以降の統計で最少となった昨年を更に下回っていることから順調と推測される。

（事務事業等の実施状況）

生活道路対策エリアにおいて、ハンプの設置等の対策を実施中である。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成 30 年の生活道路におけるハンプ等の設置による死傷事故抑止率の実績は集計中であるが、平成 29 年の実績値（速報値）は 28%であり、おおむね目標に近い実績を示していることから、A評価とした。引き続き、生活道路対策エリアの死傷事故率抑止の目標値達成に向けて、ハンプ等の設置及び効果の検証を推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：道路局 環境安全・防災課 （道路交通安全対策室長 濱田　禎）

関係課：道路局 国道・技術課（課長 東川　直正）

業績指標６６
自動車事故による重度後遺障害者に対するケアの充実（①訪問支援の実施割合（(ⅰ)全体、(ⅱ)新規認定者)、②短期入所を受け入れる施設の全国カバー率(*)）

評　価

A	①　訪問支援サービスの実施割合（ⅰ）全体 目標値：　６５．０％（毎年度） 実績値：　７０．７％（平成３０年度） 初期値：　６０．６％（平成２７年度）
A	①　訪問支援サービスの実施割合（ⅱ）新規認定者 目標値：　　１００％（毎年度） 実績値：　　１００％（平成３０年度） 初期値：　８６．５％（平成２７年度）
A	②　短期入所を受け入れる施設の全国カバー率 目標値：　　１００％（令和　２年度） 実績値：　　１００％（平成３０年度） 初期値：　１２．８％（平成２５年度）

（指標の定義）
①　自動車事故により在宅療養生活を送る重度後遺障害者（介護料受給資格者）やその家族を精神的な面で支援するために、重度後遺障害者（介護料受給資格者）宅に対して独立行政法人自動車事故対策機構が実施する訪問支援の実施割合（(ⅰ）は全介護料受給資格者（前年度末時点）に対する割合、(ⅱ）は介護料受給資格の新規認定者に対する割合)。
※介護料：自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事及び排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方へ独立行政法人自動車事故対策機構を通じて支給するもの。
(ⅰ)初期値（平成 27 年度）2,781（人）／4,588（人）　実績値（平成 30 年度）3,289（人）／4,650（人）
(ⅱ)初期値（平成 27 年度）　173（人）／　200（人）　実績値（平成 30 年度）　148（人）／　148（人）
②　自動車事故により在宅療養生活を送る重度後遺障害者（介護料受給資格者）を短期間受け入れる「短期入所協力施設」として、国土交通省による「指定」を受けた障害者支援施設等を設置する都道府県の割合。
初期値：6 都府県／47 都道府県　実績値（平成 30 年度）：47 都道府県／47 都道府県

（目標設定の考え方・根拠）
①(ⅰ)平成 26 年度末の介護料受給資格者数は 4,588 名に対し、平成 27 年度の訪問支援実人数は 2,781 件と 1 年間に介護料受給資格者の 6 割以上に対して訪問を行っているところ、限られた人員で業務の効率化を図ることにより、可能な限り訪問支援の実施割合を維持することとし、「独立行政法人自動車事故対策機構第四期中期目標」及び「同計画」（平成２９年度～令和３年度）を踏まえ、当該期間中において、毎年度、介護料受給者の 65%以上に対して訪問支援を提供することを目指す。
(ⅱ)これまで以上に「量」より「質」を重視した取組とするため、事故後経過期間が短い等、より情報提供や精神的な支援が必要な新規認定者の 100%に対して訪問支援を提供することを目指す。
②平成 25 年度より短期入所協力施設の指定制度を創設し、初年度は 6 都府県 8 施設を指定。目標年度である平成 32 年度までに全都道府県に短期入所協力施設を確保することを目指す。

（外部要因）
①訪問支援実施に当たっての重度後遺障害者（介護料受給資格者）やその家族の意向
②短期入所協力施設としての事業目的に賛同し、協力を得られる障害者支援施設等の意向

（他の関係主体）
なし

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・第３次犯罪被害者等基本計画(平成２８年４月１日)
国土交通省及び独立行政法人自動車事故対策機構において、自動車事故による重度後遺障害者が質の高い治療・看護を受けられる機会を拡充するため、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、療養施設機能一部委託病床の立地等のあり方について平成 28 年度末までに検討を行う。また、自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給や、短期入院・入所に係る助成を推進するとともに、介護料受給者宅を訪問して介護に関する相談や情報提供等を行う訪問支援の充実・強化を図る(Ⅴ．第２．１)
・交通政策基本計画（平成２７年２月１３日）
独立行政法人自動車事故対策機構における自動車事故被害者等からの要望把握に係る体制の整備等を通じ、より効果的な被害者支援の充実方策について検討する。（第２章　基本的方針Ｃ　目標②）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
・第１０次交通安全基本計画(平成２８年３月１１日　中央交通安全対策会議決定)

交通事故による重度後遺障害者数は依然として高い水準にあることから，引き続き，重度後遺障害者に対する救済対策の充実を図る。（第１部 第１章 第３節 Ⅱ７）

①訪問支援サービスの実施割合（ｉ）全体

過去の実績値				（年度）
Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
５５．２％	６０．６％	６６．３％	６９．４％	７０．７％

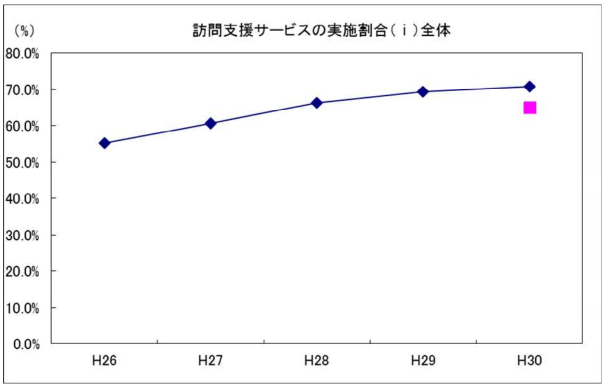

①訪問支援サービスの実施割合（ⅱ）新規認定者

過去の実績値				（年度）
Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
－	－	－	１００％	１００％

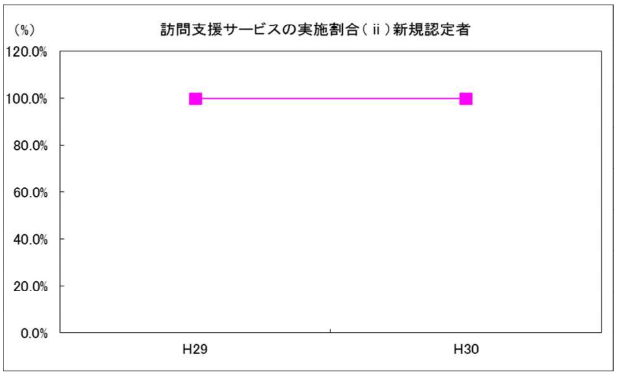

②短期入所を受け入れる施設の全国カバー率

過去の実績値					（年度）
Ｈ２５	Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
１２．８％	４２．６％	７６．６％	８７．２％	９７．９％	１００％

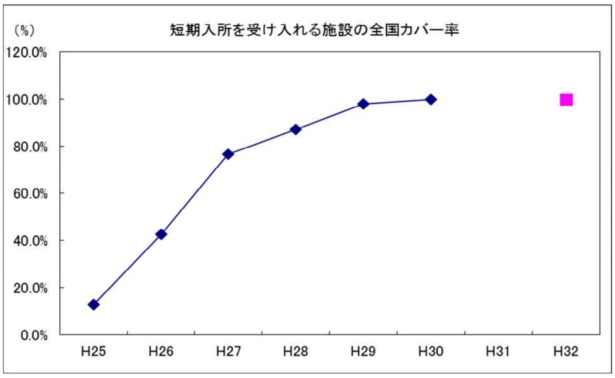

主な事務事業等の概要

①訪問支援サービスの実施割合（(ⅰ) 全体、(ⅱ) 新規認定者)

独立行政法人自動車事故対策機構の職員が、自動車事故の被害者である重度後遺障害者（同機構の行う介護料受給資格者）宅を訪問し、被害者本人やその家族から相談・要望を受けるほか、介護に関した有用な情報を提供するなど、被害者やその家族に対して精神的な支援を行うもの

②短期入所を受け入れる施設の全国カバー率

自動車事故により在宅療養生活を送る重度後遺障害者（介護料受給資格者）が障害者支援施設等に一時的に短期間入所し、生活上の支援を受けて過ごすため、短期入所の受入れに協力する障害者支援施設等の確保を行うもの。

予算額：１４５．８億円（平成３０年度当初）の内数

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

①訪問支援サービスの実施割合（(ⅰ) 全体、(ⅱ) 新規認定者)

目標年度を毎年度と設定しているところ、平成３０年度においては、業務の効率化及び訪問支援の取組強化により、(ⅰ) 全体及び (ⅱ) 新規認定者ともに目標を達成している。

②短期入所を受け入れる施設の全国カバー率

平成２５年度より、各地域における施設の選定と協力依頼を積極的に進めてきたことにより、各都道府県における短期入所を受け入れる障害者支援施設等は、順調に増加してきており、目標年度を平成３２年度に設定していたところ、これを前倒しして、平成３０年度に目標を達成している。

（事務事業等の実施状況）

①　訪問支援サービスの実施割合（(ⅰ) 全体)

平成２９年度は、前年度末の介護料受給資格者 4,637 名に対し、3,216 件実施。

平成３０年度は、前年度末の介護料受給資格者 4,650 名に対し、3,289 件実施。

①　訪問支援サービスの実施割合（(ⅱ) 新規認定者)

平成２９年度は、介護料受給資格の新規認定者 167 名に対し、167 件実施。

平成３０年度は、介護料受給資格の新規認定者 148 名に対し、148 件実施。

②短期入所を受け入れる施設の全国カバー率

平成２６年度は、初年度である平成２５年度の 6 都府県に、14 県（青森県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、静岡県、三重県、福井県、岐阜県、広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県）を加え、20 都府県とした。

平成２７年度は、16 県（岩手県、新潟県、富山県、石川県、長野県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）を加え、36 都府県とした。

平成２８年度は、5 府県（京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県）を加え、41 都府県とした。

平成２９年度は、5 県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、山梨県）を加え、46 都府県とした。

平成３０年度は、北海道を加え、47 都道府県の全てに、短期入所を受け入れる施設を確保した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

①訪問支援サービスの実施割合（(ⅰ) 全体、(ⅱ) 新規認定者)

目標年度を毎年度と設定しているところであるが、平成３０年度の実績値が目標を達成したことから A と評価した。引き続き、これを実施し、重度後遺障害者やその家族に精神的な面で支援していく必要がある。目標値に関しては、「独立行政法人自動車事故対策機構第四期中期目標」及び「同計画」（平成２９年度～令和３年度）を踏まえ、当該期間中において、毎年度、(ⅰ) 全体では６５％以上を維持し、(ⅱ) 新規認定者においては１００％とする。

②　短期入所を受け入れる施設の全国カバー率

平成３０年度の実績値は１００％であり、目標値を１００％（令和２年度）と設定していたところ、これを前倒しして、平成３０年度に目標を達成していることから A と評価した。引き続き、全国カバー率１００％の維持を図るとともに、重度後遺障害者を受け入れる環境の拡充に努めていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局保障制度参事官室（参事官　小林　豊）

関係課：なし

業績指標６７
　大型貨物自動車の衝突被害軽減ブレーキの装着率*

評　価

A	目標値：90.0%（令和２年度） 実績値：80.9%（平成 30 年度） 初期値：54.4%（平成 24 年度）

（指標の定義）
　１年間に生産される大型貨物自動車（車両総重量８トン超の大型貨物車）のうち、衝突被害軽減ブレーキが装着される車両台数の割合
（目標設定の考え方・根拠）
　車両安全対策の一環として衝突被害軽減ブレーキの普及促進を図り、過去の装着台数実績より令和 2 年度までに 90.0%の装着台数が見込まれるものとして設定したもの。
（外部要因）
　交通安全思想の普及状況等
（他の関係主体）
　なし
（重要政策）
【施政方針】

【閣議決定】

【閣決（重点）】

【その他】

過去の実績値　（年度）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
59.5	60.3	66.1	75.7	80.9

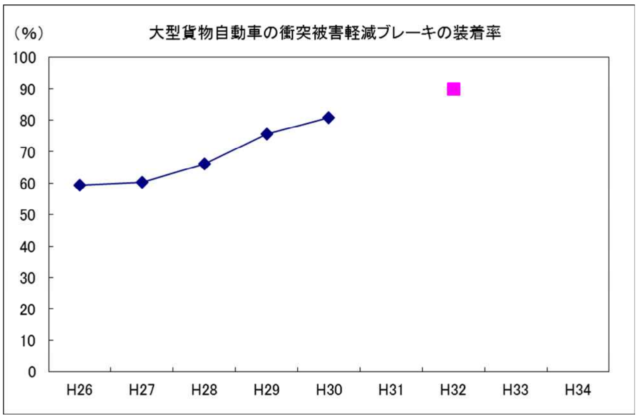

主な事務事業等の概要

衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全自動車（ASV）に関する装置の普及を促進するため、大型貨物自動車等の購入時における当該装置に関する費用の一部補助等の導入支援を実施。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

衝突被害軽減ブレーキについては、車両の重量に応じ、段階的に義務付けを実施しているため、今後の義務付け対象の拡大に伴い導入の促進が見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

昨年度と同様、引き続き衝突被害軽減ブレーキの普及促進に努めた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、実績の上昇値に鑑み、A と評価した。
今後は、業績指標の実績を踏まえ、更なる衝突被害軽減ブレーキの普及促進のため、補助制度等による導入促進に努める。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 自動車局技術政策課（江坂　行弘）
関係課：

業績指標６８
要救助海難の救助率*

評　価

A	目標値：９５%以上（毎年） 実績値：９６%（平成 30 年） 初期値：９６%（平成 23 年から平成 27 年までの平均）

（指標の定義）
要救助者に対する救助成功者の割合
救助率＝（救助された乗船者数①＋救助された海中転落者数②）／（自力救助を除く要救助海難の乗船者数③＋自力救助を除く乗船者の海中転落者数④）
※初期値（９６%）
（９５%＋９６%＋９６%＋９５%＋９７%）/５＝９６%
【内訳】
平成２５年救助率（①４２８４＋②６１）／（③４３６４＋④１６１）＝９６%
平成２６年救助率（①３８９５＋②５３）／（③３９９１＋④１７１）＝９５%
平成２７年救助率（①３９００＋②４７）／（③３９４８＋④１３４）＝９７%
平成２８年救助率（①３１３２＋②４１）／（③３１８８＋④１４０）＝９５%
平成２９年救助率（①３７２１＋②５４）／（③３８０２＋④１３８）＝９６%
※直近値（平成２９年救助率９６%）
（①３７２１＋②５４）／（③３８０２＋④１３８）＝９６%
（平成３０年救助率９６%）
（①３２３６＋②５０）／（③３３１１＋④１２３）＝９６%

（目標設定の考え方・根拠）
海難等における死者・行方不明者を減少させるためには、救助率を維持・向上することが重要であることから、救助率 95%以上を目標とする。なお、平成 28 年 3 月 11 日に閣議決定された第 10 次交通安全基本計画において、要救助海難に対する全体の救助率を 95%以上に維持確保することが目標として掲げられている。

（外部要因）
気象海象

（他の関係主体）
警察、消防、防衛省、地方自治体、海事関係者、民間救助組織、医療関係者

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・第９次交通安全基本計画（平成 23 年 3 月 31 日閣議決定）
「要救助海難に対する全体の救助率は、今後も 95%以上に維持確保する。」
・第１０次交通安全基本計画（平成 28 年 3 月 11 日閣議決定）
「海難等における死者・行方不明者を減少させるためには、高い救助率を維持確保することが重要であることから救助率 95%以上とする。」
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（暦年）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
９５%	９７%	９５%	９６%	９６%

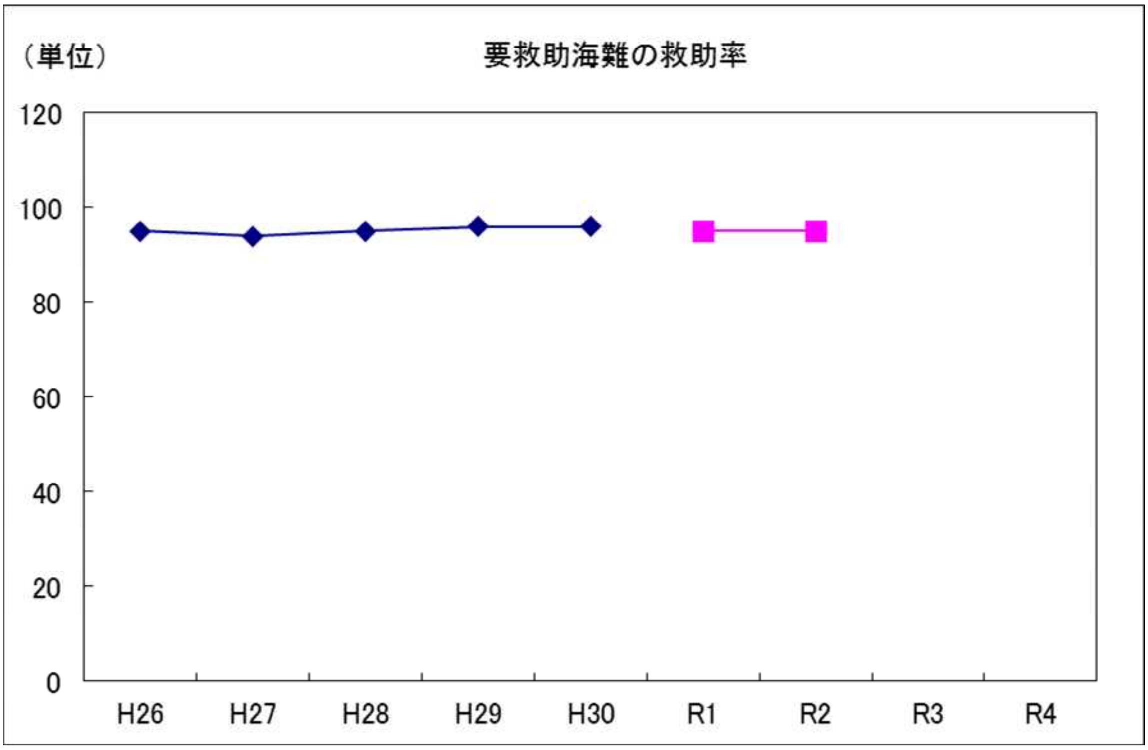

主な事務事業等の概要

① 海難情報の早期入手に向けた取組の推進

海難発生から海上保安庁が情報を入手するまでの所要時間を２時間以内とするために以下の事業を実施

・自己救命策確保（ライフジャケットの常時着用、防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保、緊急通報用電話番号「１１８番」の有効活用）の指導・啓発

・漁業関係者に対する指導

② 救助・救急体制の充実

沿岸海域における迅速かつ的確な人命救助体制の充実・強化を促進するため以下の事業を実施

・救難体制の充実

・周辺国や関係機関との合同訓練等を実施

・緊急通報位置情報システムによる携帯電話からの１１８番通報の位置情報を活用

・救助・救急活動に関する調査・分析の強化

③ ライフジャケットの着用率の向上

ライフジャケットの着用率向上を目指すために以下の事業を実施

・自己救命策確保の指導

・ライフジャケット着用義務化範囲拡大に伴い更なるライフジャケット常時着用の周知・啓発活動

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

「要救助海難の救助率」は、平成 29 年、平成 30 年とも 96%であり、当庁のほか関係機関と連携した海事関係者等への粘り強い安全指導や当庁救助体制の強化等によって、両年において目標の 95%以上を達成することができた。

・引き続き本事業を推進していく。

（事務事業等の実施状況）

① 海難情報の早期入手に向けた取組の推進

・「ライフジャケットの常時着用」、「防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保」、「緊急通報用電話番号『１１８番』の有効活用」を基本とする自己救命策確保を推進する各種キャンペーン活動、あらゆる広報媒体を活用した周知・啓発活動を実施した。

・海難発生数の多い漁業従事者・プレジャーボート等乗船者に対する安全指導・啓発活動等を実施した。

② 救助・救急体制の充実
・周辺国等の捜索救助機関との間において、実務者協議や捜索救助に関する合同訓練を実施した。
・公益社団法人日本水難救済会、公益財団法人日本ライフセービング協会等民間海難救助組織との連携を図った。
・メディカルコントロール体制（注）の充実のため、海上保安庁メディカルコントロール協議会総会及び同小委員会を年間に計４回開催し、救急救命士が行った救急救命処置にかかる事後検証等を実施することにより、救急救命士の行う救急活動等に関して所要の改善を図った。
・緊急通報位置情報システムにより、携帯電話からの１１８番通報があった場合における位置情報を把握し、捜索への効果的な活用を図った。
・捜索救助活動等に関する調査・分析・事後検証を行い、有効事例を全管区に情報共有することにより、救助・救急体制の充実を図った。
③ ライフジャケット着用率の向上
・「海難情報の早期入手に向けた取組の推進」と同様、自己救命策確保を推進する各種キャンペーン活動、あらゆる広報媒体を活用した周知・啓発活動を実施した。
・プレジャーボート等のライフジャケット着用義務違反に対して指導を実施した。
・ライフジャケットの常時着用の推進については、実際の事故事例を踏まえ、正しい装着方法、膨張式救命胴衣の事前点検（メンテナンス）の実施を併せて指導するとともに、平成 30 年 2 月 1 日より小型船舶に乗船する者に対する救命胴衣着用義務範囲が拡大されたことから、ライフジャケットの着用徹底に向けた周知・啓発活動を実施した。
（注）：救急救命士が実施する救急救命業務の質を医学的・管理的観点から保障する体制

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は、目標値 95%を達成したため、「A」と評価した。この結果は、当庁が関係機関と連携しつつ実施した各種取組が効果的に機能しているものと分析できる。
今後も捜索活動を含めた救助救急活動や自己救命策確保の実施状況等についての調査・分析を引き続き実施し、抽出した課題をもとに救助体制の改善を図るなどして救助率の維持・向上に取り組んでいく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：海上保安庁警備救難部救難課　　　（課長　東城 英雄）

業績指標６９
航路標識の耐震補強の整備率*

評　価	
A	目標値：１００％（令和２年度） 実績値：９０％（平成３０年度） 初期値：７８％（平成２６年度）

（指標の定義）
整備率＝　耐震補強を行った航路標識①　÷　耐震対策を講じる必要があると判定された航路標識②

※初期値（平成２６年度）：①１７９／②２２９（基）=７８％
※直近値（平成２９年度）：①１９３／②２２９（基）＝８４％
（平成３０年度）：①２０５／②２２９（基）＝９０％
※目標値（令和２年度）：①２２９／②２２９（基）＝１００％

（目標設定の考え方・根拠）
災害発生時における海上輸送ルートの安全確保を図り船舶交通の被害の最小化を図るため、船舶の航行に不可欠な航路標識の耐震補強整備を推進する。
耐震対策を講じる必要があると判定された航路標識２２９基について、令和２年度までに、その全てを耐震補強することとした。
【第４次社会資本整備重点計画第２章 重点目標２　災害特性や地域の脆弱性に応じて災害等のリスクを低減するに関する指標】

（外部要因）
なし

（他の関係主体）
なし

（重要政策）
【施政方針】

【閣議決定】

【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」
【その他】

過去の実績値				（年度）
Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
７８％	８０％	８１％	８４％	９０％

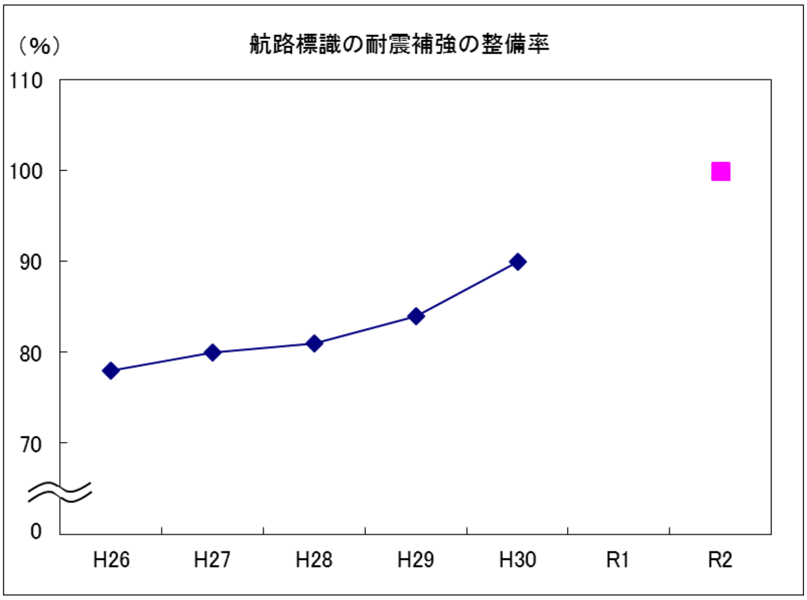

主な事務事業等の概要

航路標識の耐震補強の整備（◎）

災害発生時において、海上輸送ルートの安全確保を図るため、船舶の安全な運航に不可欠な航路標識の耐震補強を実施し、円滑な交通を確保する。

予算額：航路標識整備事業費の一部　　　１．６億円（平成２９年度）　　２．０億円（平成３０年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成２７年度以降、計画した事業は計画どおり順調に終了した。

目標は令和２年度までに航路標識の耐震補強の整備率１００％のところ、最新の実績値（平成３０年度）は９０％であり、平成３１年度予算（3.6億円）において、整備が必要な残り２４基の半数である１２基分の予算を措置しており、残り２ヵ年で平成３０年度と同数の基数を計画的に整備することで、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

２０基（平成２９年度：８基、平成３０年度：１２基）の航路標識の耐震補強を実施。

航路標識の耐震補強に係る整備計画と実績

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
計画値（基）	4	2	8	12	12	12
整備実績（基）	4	2	8	12		

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、平成２９年度、平成３０年度整備計画に則り着実な整備を実施し、整備が必要な残り２４基の半数である１２基分の予算を措置しており、目標年度における目標達成が見込まれるためA評価とした。今後は平成３０年度と同数の基数を計画的に整備することとしている。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　海上保安庁交通部整備課（課長　菊田　信夫）
関係課：　海上保安庁交通部企画課（課長　坂本　潤一郎）

業績指標７０
国際船舶の隻数

評　価

A	目標値： 約294隻（令和 3年央） 実績値： 254 隻（平成 30 年央） 初期値： 214 隻（平成 28 年央）

（指標の定義）

海上運送法第44条の2に定める船舶（注）の隻数をいう。

（注）「国際船舶」：日本船舶のうち、国際海上輸送の確保上重要なものとして国土交通省令で定められた船舶。

具体的には、2,000 トン以上のＬＮＧ船、ロールオン・ロールオフ船、承認船員配乗船等の船舶をいう。

（目標設定の考え方・根拠）

安定的な国際海上輸送の確保のため、国際船舶に関する課税の特例（登録免許税・固定資産税の軽減）を継続することにより、国際船舶の目標を約294隻（令和3年央）とした。

（外部要因）

世界経済の動向、海運市況の変動、他国の外航海運政策

（他の関係主体）

外航海運事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

海洋基本計画（平成 30 年 5 月 15 日）

日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、トン数標準税制の実施等を通じ、日本船舶・日本人船員を中核とした海上輸送体制の確保（外航日本船舶を平成 30 年度から 5 年間で 1.2 倍に増加させるとともに、事業者に対して日本人外航船員を平成 30 年度から 10 年間で 1.5 倍に増加させるための取組の促進）を図る。（第 2 部 2(3)）

【閣決（重点）】

なし

【その他】

交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会（平成 19 年 12 月）

過去の実績値　（年央）					
Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３
２１４隻	２３１隻	２５４隻	-	-	-

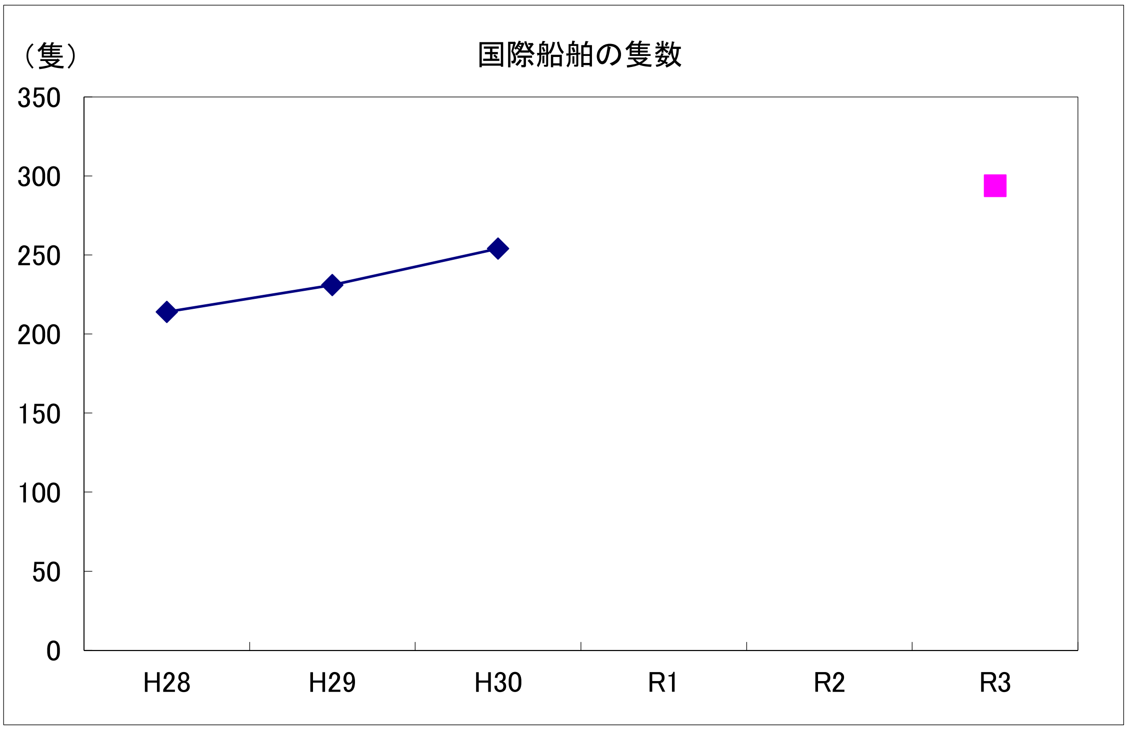

主な事務事業等の概要

【税制上の特例措置】

国際船舶の所有権の保存登記等の特例（登録免許税・固定資産税）

我が国商船隊の中核を担い、そのフラッグシップとしての先導的な役割を果たし、質の高いサービスを確実に提供している日本籍船のうち、安定的な国際海上輸送の確保上、特に重要な船舶である国際船舶の安定的な確保を図るための税制特例措置。

減収額（平成 29 年度）

・登録免許税： 95 百万円

・固定資産税：580 百万円

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

我が国商船隊における平成 30 年央の国際船舶は 254 隻であり、平成 28 年央に比べ 40 隻増となり、実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成する蓋然性は相応に認められることから、進捗状況は順調である。

（事務事業等の実施状況）

平成 29 年度の登録免許税の特例の適用件数は 36 件、固定資産税の特例の適用件数は 151 件である。

課題の特定と今後の取組みの方向性

当該施策は、安定的な国際海上輸送の確保に必要な施策であり、国際船舶に係る課税の特例等の外航海運税制の効果により目標の達成の向け、順調に推移していることからＡと評価した。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 海事局外航課（課長　長井　総和）

関係課： なし

業績指標７１

世界の海上輸送量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合*

評　価	
B	目標値：約 10%（毎年度） 実績値：8.7%(平成 30 年度) 初期値：約 10%（平成 28 年度）

（指標の定義）

世界の海上荷動量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合

分子：我が国商船隊（※）による輸送量

分母：世界の海上荷動量

（※）我が国商船隊：我が国外航海運企業が運航する2,000総トン以上の外航商船群をいう。自らが所有する日本籍船のみならず、外国企業（自らが設立した外国現地法人を含む。）から用船（チャーター）した外国籍船も合わせた概念。

また、ONE（日本郵船、商船三井及び川崎汽船の定期コンテナ船事業の統合会社）を含む。

（目標設定の考え方・根拠）

我が国の外航海運の発展を図るため、各国動向等の把握、当局間協議等の取り組み及び海上輸送の安全確保等の推進を通じて、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、平成29年度時点における過去6年間の世界の海上荷動量に占める我が国商船隊の輸送比率の平均である約１０%を元に、その輸送比率を維持することを目標とする。

（外部要因）

世界経済の動向、海運市況の変動、治安情勢等

（他の関係主体）

民間事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

海洋基本計画（平成 30 年 5 月 15 日）

日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、トン数標準税制の実施等を通じ、日本船舶・日本人船員を中核とした海上輸送体制の確保（外航日本船舶を平成 30 年度から５年間で 1.2 倍に増加させるとともに、事業者に対して日本人外航船員を平成 30 年度から 10 年間で 1.5 倍に増加させるための取組の促進）を図る。(第 2 部 2(3))

マラッカ・シンガポール海峡の航行安全の確保を図るため、官民連携の下、同海峡の協力メカニズムにおいて実施されるプロジェクトのうち、航行援助施設の整備に関する協力や、航行援助施設の維持管理に係る人材育成を推進するとともに、同海峡の航行安全対策等を充実するため、日 ASEAN 統合基金（JAIF[108]）を活用した沿岸国との共同水路測量及び電子海図の作成を着実に実施する（第２部（３）ウ）

【閣決（重点)】

なし

【その他】

なし

過去の実績値 単位：%　　（年度）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
9.8	9.8	9.1	8.6	8.7

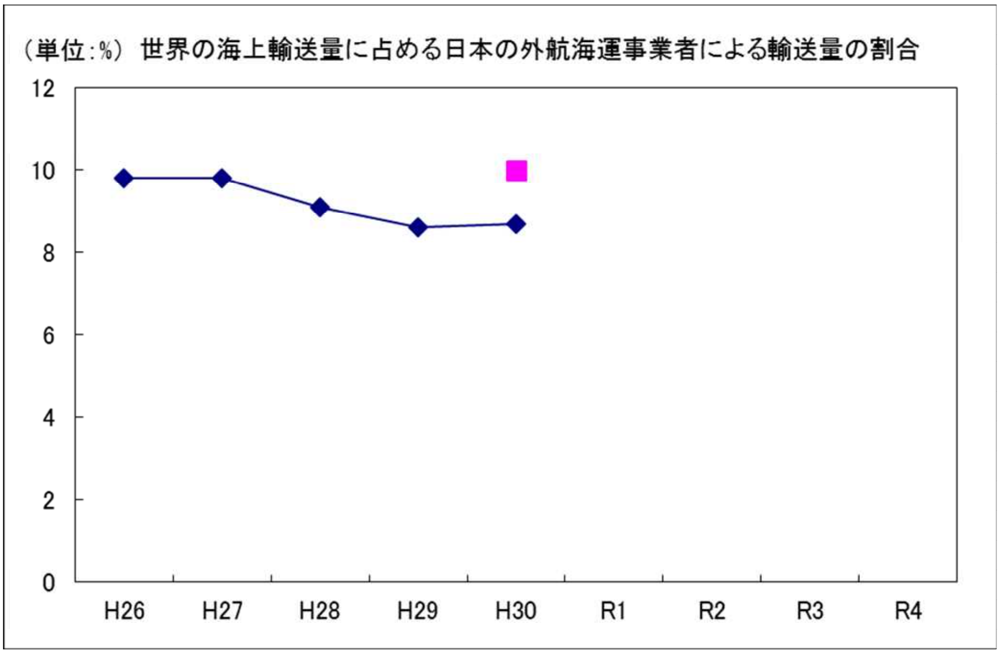

主な事務事業等の概要

島国である我が国では、貿易量の99.6％を海上輸送が占め、このうち66.9％の輸送を日本商船隊が担っており、外航海運は我が国経済・国民生活を支える重要な物流基盤であることから、安定的な国際海上輸送の確保は極めて重要である。このため、安定的な国際海上輸送の確保や、国際競争力の強化のための次の取組を図る。

【マラッカ・シンガポール海峡の航行安全対策】

我が国の輸入原油の８割以上が通航する重要なシーレーンであるマラッカ・シンガポール海峡の航行安全を確保するため、同海峡を管理する沿岸国（シンガポール、マレーシア及びインドネシア）に対して航行援助施設（灯浮標等）の維持・管理に係る支援を実施。

予算額：約35百万円（平成29年度）　約34百万円（平成30年度）

【外航海運対策の強化】

諸外国の海運政策の動向を把握し、自由で公正な競争条件の確保等を図るため、主要海運国との政策対話等を実施。

予算額：約37百万円の内数（平成29年度）　約19百万円の内数（平成30年度）

【税制上の特例措置】

○海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置（所得税、法人税）

多額の資金を要する外航船舶の調達において、譲渡船舶の売却益を活用して、環境負荷低減を図りつつ船舶の代替を促進し、計画的かつ安定的に日本商船隊の維持・整備を図るための税制特例措置。

圧縮記帳の比率・・・・・・・・・８０/１００

○船舶に係る特別償却制度（所得税、法人税）

外航海運におけるCO_2 排出削減にかかる国際的な動向を踏まえ、船舶を取得した際に投下した資金を早期に回収し、エネルギー効率が高く環境に優しい先進的な船舶の建造や船隊拡大のための投資を促進するための税制特例措置。

＜償却率＞

外航日本船舶・・・・・・・・・・１８/１００

外航日本船舶以外の船舶・・・・・１６/１００

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
好調な米国経済や中国の経済成長等を中心とする世界経済の拡大を背景に、世界の海上荷動き量は増加した。また、日本の外航海運事業者の輸送量の増加率は世界の海上荷動きの増加率と比べてやや高かった。それにより、H30年度の世界の海上荷動量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合は前年度よりも微増の 8.7%となったが、目標の約 10%は達成できなかった。

（事務事業等の実施状況）

【マラッカ・シンガポール海峡の航行安全対策】

沿岸国における航行援助施設（灯浮標等）の代替整備を支援するための代替施設の設計等に関する事前調査及び沿岸国の航行援助施設の維持管理に従事する技術者に対するキャパシティ・ビルディング事業等を実施し、沿岸国における同海峡の航行安全対策を支援しており、令和元年度においても引き続き実施。

【外航海運対策の強化】

海運先進国当局間会議において、海事政策に関する意見交換を実施するとともに、特定国の規制政策への問題意識を共有する等、自由で公正な競争条件の確立に向けて取り組んでいる。

【船舶に係る特別償却制度（税制）】

本税制特例措置の必要性を踏まえ、適用期限を２年間（令和元年度～令和２年度）延長した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標については、目標値の約１０％は達成していないため、B と評価した。
・世界経済の拡大を背景に、世界の海上荷動き量は増加した。また、我が国商船隊の輸送量も微増であったが輸送量の増加率が不十分であったため、H30 年度においては目標値を達成できなかった。
・我が国における外航海運の重要性を踏まえ、引き続き、安定的な国際海上輸送の確保や、国際競争力の強化の取り組の実施を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 海事局外航課 （課長　長井　総和）
関係課： なし

業績指標７２
外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数

評　価

A	目標値：約300隻（令和 4年度） 実績値： 261 隻（平成 30 年度） 初期値： 237隻　（平成29年度）

（指標の定義）
日本の外航海運事業者が運航する日本船舶をいう。
（目標設定の考え方・根拠）
交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申（平成19年12月「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」）において、経済安全保障の観点から、日本船舶の必要規模は450隻とされている。
上記目標を達成すべく、平成30年2月26日に改正した「日本船舶・船員の確保に関する基本方針」において、当面の目標として、海上運送法に基づく「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けた対外船舶運航事業者（以下、「認定事業者」という。）が確保する日本船舶数を平成30年度からの5年間で1.2倍とすることを目指すこととしており、第３期海洋基本計画（平成30年5月15日閣議決定）においても、日本商船隊の国籍競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、その旨が記載されている。
上記「基本方針」に基づき、認定事業者が確保している平成30年の日本船舶数を1.2倍、その他の事業者は横ばいとし、令和4年には約300隻に増加させることを目標値として設定するものである。
上記目標値の達成により、非常時における一定規模の国民生活・経済活動水準を維持するために最低限必要な外航日本船舶450隻の早期確保等の効果が期待出来る。
（外部要因）
世界経済の動向、海運市況の変動、他国の外航海運政策
（他の関係主体）
外航海運事業者（事業主体）
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
海洋基本計画（平成 30 年 5 月 15 日）
日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、トン数標準税制の実施等を通じ、日本船舶・日本人船員を中核とした海上輸送体制の確保（外航日本船舶を平成 30 年度から５年間で 1.2 倍に増加させるとともに、事業者に対して日本人外航船員を平成 30 年度から 10 年間で 1.5 倍に増加させるための取組の促進）を図る。（第 2 部 2(3)）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会（平成 19 年 12 月）

過去の実績値　単位：隻　（年度）

Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
２３７隻	２６１隻	－	－	－	－

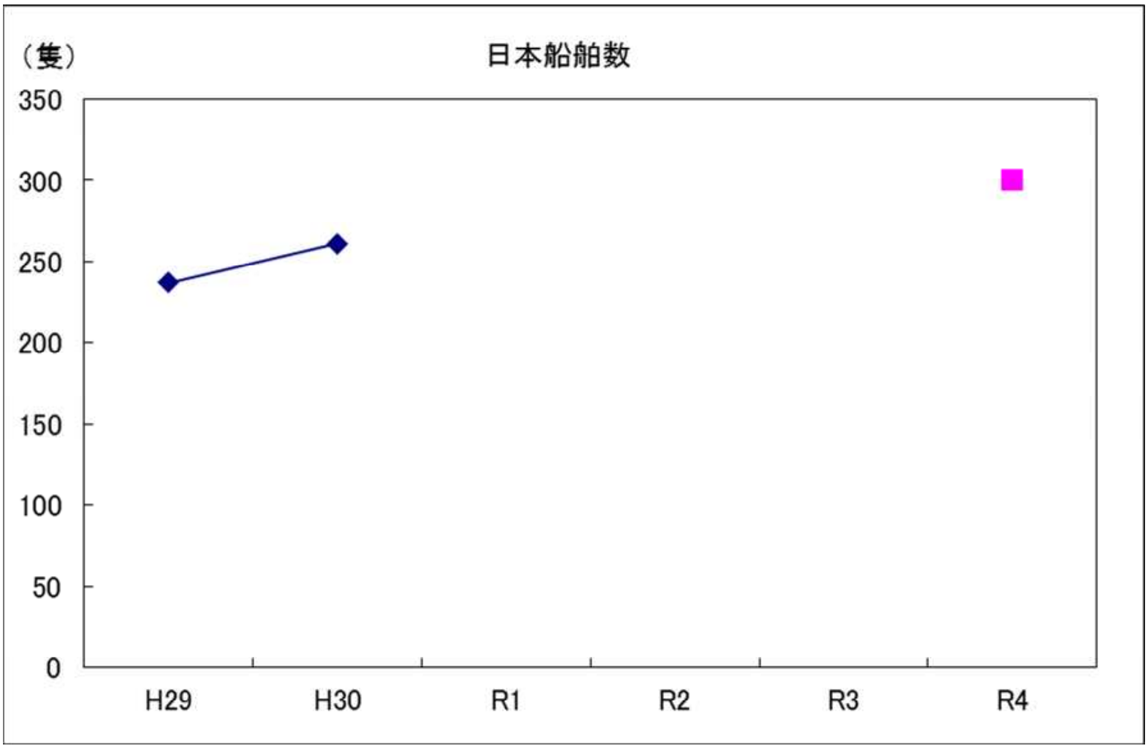

主な事務事業等の概要

【税制上の特例措置】

外航海運におけるみなし利益課税（トン数標準税制）。

対外船舶運航事業者が、海上運送法に基づき、日本船舶・日本人船員の確保に係る「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合、日本船舶・準日本船舶に係る利益について、通常法人税に代えて、みなし利益課税を選択できる制度。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 30 年度の日本船舶数は 261 隻であり、平成 29 年度に比べ 24 隻増となり、実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成する蓋然性は相応に認められることから、進捗状況は順調である。

（事務事業等の実施状況）

認定事業者は、平成 30 年 3 月末時点で 7 社であり、当該 7 社合計で日本船舶 241.3 隻となっており、平成 29 年 3 月末から 25.1 隻増加している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成 20 年度のトン数標準税制導入以降、一貫して日本船舶は増加しており、また、同税制等の効果により目標の達成に向け、順調に推移していることからＡと評価した。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 海事局外航課　（課長　長井　総和）

関係課： なし

業績指標７３
　内航船舶の平均総トン数*

評　価	
A	目標値：６８７トン（毎年度） 実績値：７２７トン（平成２９年度） 　　　　７４４トン（平成３０年度） 初期値：６５４トン（平成２３年度）　※それぞれ平均総トン数

（指標の定義）
　内航海運における船舶の平均の総トン数
　（注）総トン数：船舶の大きさを示すのに用いる指標。

（目標設定の考え方・根拠）
　内航海運の役割は、国内物流の基幹的輸送インフラとして、国民生活や経済活動を支えるとともに、災害時の緊急輸送等を担う機能を確保・充実させることにある。
　しかしながら、内航海運の良質な輸送サービスの安定的な提供にあたり、船齢１４年以上の船舶が全体の約７割を占める状況が継続しており、代替建造の促進が求められる。この代替建造の促進の指標として、船腹量の維持又は平均総トン数の維持という、主に２つの考え方があるが、船腹量は需給動向に応じて変動するものであるため、内航船舶の平均総トン数を最低限維持していくという目標設定が有効かつ最適である。このため、内航船舶の過去５年（平成 23 年度～平成 27 年度）の平均総トン数 687（平均総トン）の数値の維持を目標とする。

（外部要因）
　なし

（他の関係主体）
　民間事業者（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
　なし
【閣議決定】
　なし
【閣決（重点）】
　なし
【その他】
　なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
７０４トン	７１５トン	７１２トン	７２７トン	７４４トン

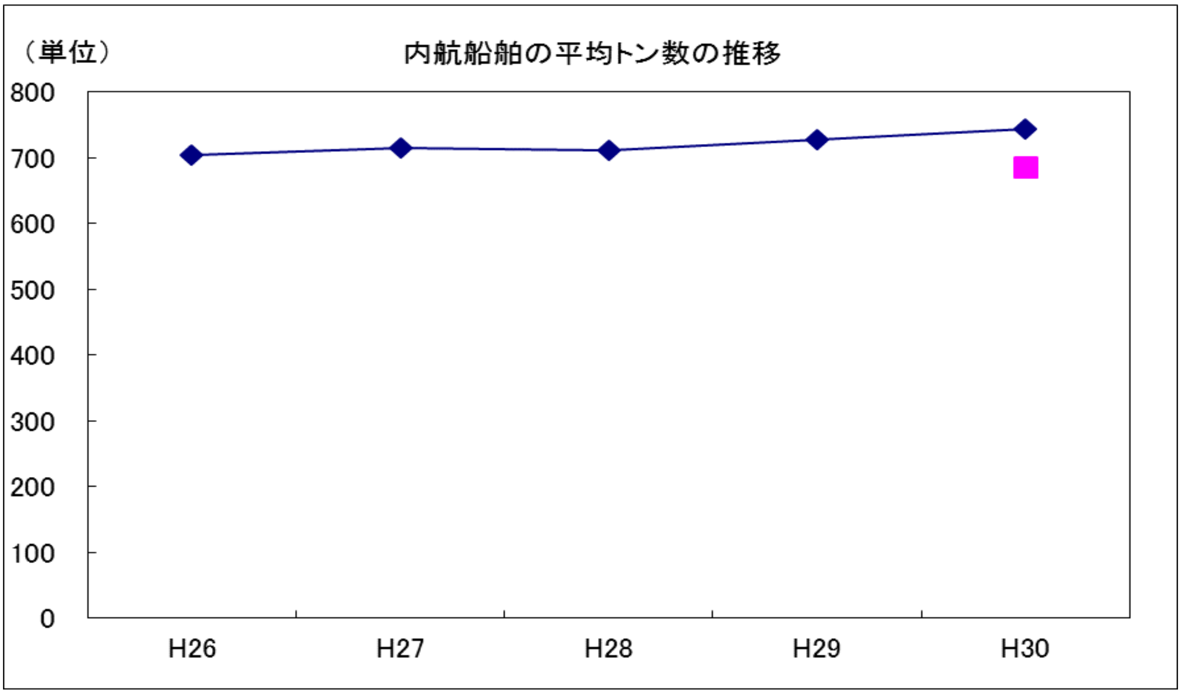

主な事務事業等の概要

内航海運は、国内貨物輸送全体の約４割、産業基礎物資の輸送の約８割を担う、我が国の国民生活を支える基幹的輸送インフラである。このような内航海運の良質な輸送サービスを安定的に提供し、内航船舶の平均総トン数を維持していくためには、老朽化が進んだ内航船舶の代替建造の促進が重要である。このため、（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構による船舶共有建造制度や船舶の特別償却制度・船舶の買換特例・中小企業投資促進税制等の税制特例措置により船舶の代替建造の促進を図ってきたところ。さらに、内航海運の諸課題への対応に向け平成２８年４月に「内航海運の活性化に向けた今後の方向性検討会」を開催検討会の議論の結果として、平成２９年６月に「内航未来創造プラン」をとりまとめた。「内航未来創造プラン」では、内航海運の目指すべき将来像として「安定的輸送の確保」と「生産性向上」の２点を軸として位置付け、それぞれの実現に向け「内航海運事業者の事業基盤の強化」「先進的な船舶等の開発・普及」「船員の安定的・効果的な確保・育成」等の観点から盛り込まれた具体的施策を推進している。

【予算額】
○内航海運対策　23 百万円万円（平成 30 年度年度）

【財政投融資】
○（独）鉄道建設・運輸施設整備機構の船舶共有建造制度による代替建造の促進
　財政投融資計画額　201 億円（平成 30 年度年度）

【税制上の特例措置】
○船舶に係る特別償却制度（所得税、法人税）
　環境低負荷船について、特別償却
　＜償却率＞　高度環境低負荷船・・・・・・・・・・・１８/１００
　　　　　　　環境低負荷船・・・・・１６/１００
○海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置（所得税、法人税）
　船舶を譲渡し、新たに船舶を取得した場合における譲渡資産譲渡益について、80%の課税繰り延べ
○中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度（所得税、法人税、法人住民税、事業税）
　内航貨物船を取得した場合に特別償却（３０%）または税額控除（７%）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
平成３０年度の内航海運における船舶の平均の総トン数は７４４トンであり、目標値の６８７トンを上回っていることから、順調である。
（事務事業等の実施状況）
船舶共有建造制度（平成３０年度：合計２９隻）や各種税制特例措置の活用（平成２９年度：７１隻）等により、代替建造及び大型化が順調に行われたことに伴い平均総トン数は目標を達成している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は目標値の６８７トンを上回って推移しており、平成３０年度の内航海運における船舶の平均の総トン数は目標を達成していることから、現在の施策を継続することが適当である。以上よりＡと評価した。
令和元年度以降についても、「内航未来創造プラン」に盛り込まれた具体的施策の推進等により代替建造及び船舶の大型化に向けた環境整備を図り、引き続き内航船舶の平均総トン数の増加に努めていくこととする。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 海事局内航課（課長　飯塚　秋成）
関係課： 海事局総務課企画室（室長　三輪田　優子）

業績指標７４
海上貨物輸送コスト低減効果（対Ｈ２５年度総輸送コスト）（①国内*、②国際*）

評　価	
①　Ａ ②　Ａ	目標値：①約３％減（令和２年度） ②約５％減（令和２年度） 実績値：①１．６％減（平成３０年度）（速報値） １．５％減（平成２９年度） ②２．９％減（平成３０年度）（速報値） ２．６％減（平成２９年度） 初期値：－

（指標の定義）
① 複合一貫輸送ターミナル及び国内物流ターミナルの整備による輸送コストの削減便益を算出し、平成２５年度の総輸送コストに対する各年度の輸送コスト削減便益の合計の比率を指標として設定。
② コンテナ貨物等を扱う国際海上コンテナターミナル及びバルク貨物等を扱う国際物流ターミナルの整備による輸送コストの削減便益を算出し、平成２５年度の総輸送コストに対する各年度の輸送コスト削減便益の合計の比率を指標として設定。

（目標設定の考え方・根拠）
① 国内海上貨物のコスト削減を着実に推進していく必要があるため、船舶の大型化に対応した港湾施設等の整備や効率的な施設配置等により、令和２年度までに発現が見込まれる海上輸送コスト低減効果である 3%を、目標として設定。
② 国際海上貨物のコスト削減を着実に推進していく必要があるため、船舶の大型化に対応した港湾施設等の整備や効率的な施設配置等により、令和２年度までに発現が見込まれる海上輸送コスト低減効果である 5%を、目標として設定。

（外部要因）
・輸送コストにかかる原油価格変化
・輸出入貨物量に影響する景気動向
・世界情勢の変化

（他の関係主体）
・地方公共団体（事業実施主体）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成３０年６月１５日）
「社会資本整備重点計画」等に基づき、成長力を強化する分野に社会資本整備を戦略的に重点化し、安定的・持続的な公共投資を推進する。2020 年東京オリンピック・パラリンピック後の成長の基盤として、大都市圏環状道路、国際戦略港湾、国際拠点空港などを整備するとともに、広域的な高速交通ネットワークの早期整備・活用を通じた内外の人流や物流の拡大を図る。（第２章．５．(２)③）
・未来投資戦略 2018（平成３０年６月１５日）
我が国の国際競争力を強化し、経済成長を促進するため、（中略）、国際コンテナ・バルク戦略港湾等の早期整備・活用を通じた産業インフラの機能強化を図るとともに、（中略）、生産性向上や民間投資の喚起等のインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。（第二. Ｉ．［３］．２）
・交通政策基本計画（平成２７年２月１３日）
我が国の産業立地競争力の強化を図るため、広域からの貨物集約（集貨）、港湾周辺における流通加工機能の強化（創貨）、さらに港湾運営会社への政府の出資、大水深コンテナターミナルの機能強化（競争力強化）による国際コンテナ戦略港湾政策の深化を図るとともに、三大都市圏環状道路や港湾へのアクセス道路等の重点的な整備、埠頭周辺における渋滞対策等による効率的な物流の実現を目指す。
我が国の産業や国民生活に必要不可欠な資源、エネルギー、食糧の安定的かつ安価な輸入を実現するため、大型のばら積み貨物船に対応した港湾機能の拠点的確保や企業間連携の促進等により、安定的かつ効率的な海上輸送網の形成を図る。（第２章. 基本的方針Ｂ. 目標①[港湾・海運]）
・港湾法の一部を改正する法律（平成２６年法律第３３号）
・総合物流施策大綱（平成２９年７月２８日）
国際コンテナ戦略港湾において、我が国への基幹航路の維持・拡大を図るため、国内各地及びアジア広域からの貨物の集約や港湾背後への産業集積による貨物の創出、国も出資した港湾運営会社による一体的かつ効率的な港湾運営、大水深コンテナターミナルの整備を推進する。
国際バルク戦略港湾において、資源、エネルギー、食糧等のバルク貨物を輸送する大型船が入港できるよう、拠点的な港湾整備を行い、国全体として安定的かつ効率的な海上輸送網の形成を促進する。
その他の港湾においても、港湾機能を充実させ、フェリーや RORO 船の就航など、国際海上航路の選択肢の多様化を図るほか、後背地への流通加工機能の集約化等により、国際競争力を強化する。
また、モーダルシフト需要を取り込むための内航船の大型化やフェリーや RORO 船等の航路網の充実等に対応するとともに、内航輸送の効率化や静脈物流ネットワークの構築に寄与するため、岸壁等の施設整備やフェリーヤードの高度情報化、下船後の車両待機スペースの確保等の基盤整備等を通じた高規格なユニットロードターミナ

ルの形成等を推進する。（３（２）②）
・海洋基本計画（平成２５年４月２６日）
　コンテナ船の大型化や船社間の連携による基幹航路の再編等、海運・港湾を取り巻く情勢が変化する中、我が国に寄港する基幹航路の維持・拡大を図るため、「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会最終取りまとめ」（平成26年１月）に基づき、「集貨」「創貨」「競争力強化」の３本柱の施策を総動員し、ハード・ソフト一体の国際コンテナ戦略港湾政策を深化・加速する。
　資源・エネルギー等の安定的かつ効率的な海上輸送網の形成のため、国際バルク戦略港湾において大型船が入港できる岸壁等の整備を推進するとともに、企業間連携による大型船での共同輸送を促進する。（第２部. 3.（３）ア）
・港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成２３年法律第９号）
【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値（年度）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
平成２５年度比 ①　０．１％減 ②　０．６％減	平成２５年度比 ①　０．９％減 ②　１．４％減	平成２５年度比 ①　１．０％減 ②　１．９％減	平成２５年度比 ①　１．５％減 ②　２．６％減	平成２５年度比 ①　１．６％減 （速報値） ②　２．９％減 （速報値）

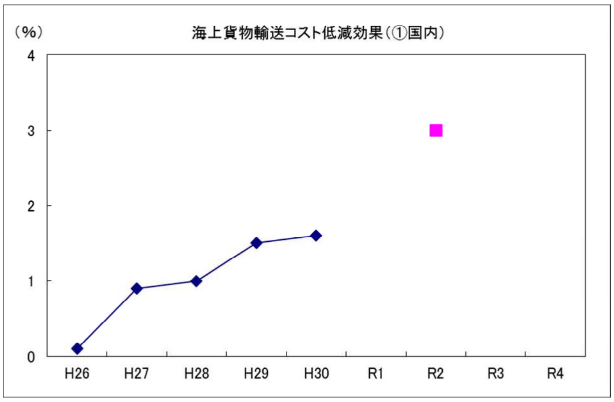

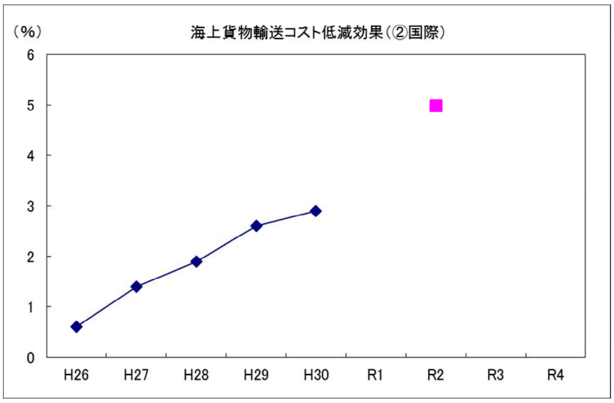

主な事務事業等の概要

・国際的な動向を見据えた空港・港湾等の既存施設の活用・再編を含めた機能の高度化を図る。特に、地方圏の産業活動等に不可欠な資源・エネルギー等を安定的かつ安価に輸入するため、国際バルク戦略港湾を念頭に置きつつ、大型船に対応した港湾機能の高度化や企業間連携の促進等を進め、拠点となる港湾を核とした安定的かつ効率的な資源・エネルギー等の海上輸送網の形成を図る。（◎）
予算額：
港湾整備事業費２，３２１億円（国費）及び社会資本整備総合交付金等１９，９９７億円の内数（平成２９年度）
港湾整備事業費２，３２８億円（国費）及び社会資本整備総合交付金等２０，００３億円の内数（平成３０年度）
（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

・国際戦略港湾及び国際拠点港湾の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置（固定資産税・都市計画税）
　国際戦略港湾及びコンテナ取扱量等の要件を満たす国際拠点港湾の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置。
固定資産税・都市計画税の課税標準（取得後１０年間）
①国際戦略港湾１／２
②国際拠点港湾２／３

・資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置（固定資産税、都市計画税）

穀物や石炭等のばら積み貨物の輸入拠点として指定された港湾において、海上輸送の共同化の促進に資する事業（特定貨物取扱埠頭機能高度化事業）を実施する者が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置。

固定資産税・都市計画税の課税標準２／３（取得後１０年間）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・平成 29 年度の実績値からは目標年度における目標達成に向けおおむね順調であり、平成 30 年度以降においても、港湾整備事業等により、複合一貫輸送ターミナル、国内物流ターミナル、国際海上コンテナターミナル、国際物流ターミナルの整備を着実に推進し、整備が完了した施設の供用を開始している。今後も目標年度に向けて、順次、施設の供用開始を予定しており、更なる輸送コスト低減率の向上が見込まれるため、目標年度において目標達成の見込みがある。

なお、平成２９年度のコスト低減効果は平成２５年度比①国内１．５％減②国際２．６％減、平成３０年度のコスト低減効果は平成２５年度比①国内１．６％減（速報値）②国際２．９％減（速報値）であり、年々コスト低減が図られている。

（事務事業等の実施状況）

・港湾整備事業等により、複合一貫輸送ターミナル、国内物流ターミナル、国際海上コンテナターミナル、国際物流ターミナルの整備を着実に推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標は目標達成に向けて推移しているため、A評価とした。なお、本評価は確定値である平成 29 年度実績値を踏まえたものである。

・港湾整備事業等の実施により、引き続き複合一貫輸送ターミナル、国内物流ターミナル、国際海上コンテナターミナル、国際物流ターミナルの整備を推進し、輸送コストの低減を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 港湾局　計画課（課長　堀田　治）

業績指標７５
災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハード･ソフト一体として構築されている港湾（重要港湾以上）の割合

評　価

A	目標値：８０％（令和２年度） 実績値：８０％（平成３０年度） 初期値：３１％（平成２６年度）

（指標の定義）
大規模地震対策施設が港湾計画に位置付けられている港湾（重要港湾以上）の数のうち、大規模地震対策施設が存在し、かつ港湾の事業継続計画（港湾 BCP）が策定されている港湾の割合。
（目標設定の考え方・根拠）
各港湾における大規模地震対策施設の整備状況及び港湾 BCP の策定状況を踏まえ、令和２年度までに施設整備及び港湾 BCP 策定が見込まれる港湾の割合を８０％として目標を設定。
（外部要因）
なし
（他の関係主体）
・地方公共団体等（港湾管理者）
・民間事業者（港湾利用者）
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・国土強靭化アクションプラン 2018（平成３０年６月）
陸・海・空の物資輸送ルートを確実に確保するため、陸上輸送の寸断に備えた海上輸送拠点の耐震化など、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を進めるとともに、複数輸送ルートの確保に向け、輸送モード間の連携等を進める。（第３章 各プログラムの推進計画等）
【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
３１％	４５％	７９％	８０％	８０％

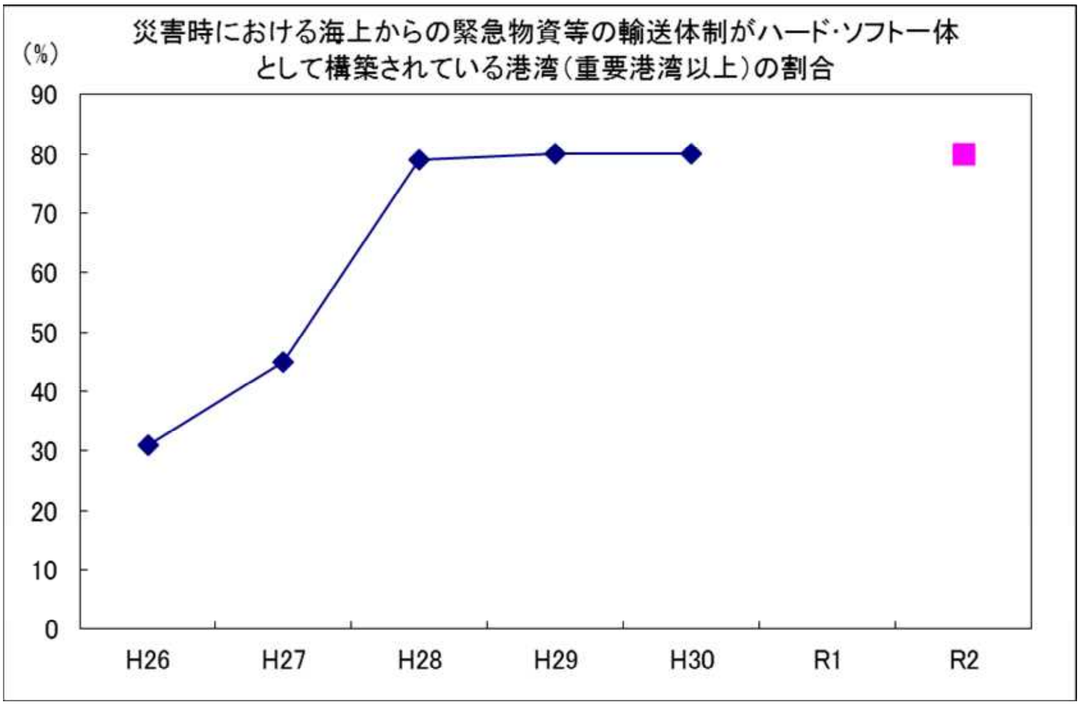

主な事務事業等の概要

○ハード・ソフト施策の連携により、大規模地震発生後の緊急物資等の輸送に資する海上輸送ネットワークの構築を図る（耐震強化岸壁整備、港湾 BCP 策定、緊急物資輸送訓練の実施等）（◎）

予算額：

港湾整備事業費２，３２１億円（国費）及び社会資本整備総合交付金等１９，９９７億円の内数（平成２９年度）

港湾整備事業費２，３２８億円（国費）及び社会資本整備総合交付金等２０，００３億円の内数（平成３０年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・平成３０年度の実績値は８０％（８８港／１１０港）であり、令和２年度の目標値である８０％を達成した。

（事務事業等の実施状況）

・重要港湾以上の全ての港湾において港湾 BCP の策定が完了した。

・平成２８年３月に改訂した臨海部防災拠点マニュアルに基づき、耐震強化岸壁を核とした臨海部防災拠点の整備及び適切な維持管理を促進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標については、目標達成を受け、Ａと評価した。

・ハード・ソフト施策の連携により、大規模地震発生後の緊急物資等の輸送に資する海上輸送ネットワークの構築を図るため、策定された港湾ＢＣＰに基づく訓練の実施、臨海部防災拠点マニュアルに基づく臨海部防災拠点の整備及び適切な維持管理を促進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 港湾局　海岸・防災課（課長　加藤　雅啓）

関係課： 港湾局　計画課（課長　堀田　治）

業績指標７６
港湾 BCP が策定された国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾において、関係機関と連携した訓練の実施割合

評　価

A	目標値：１００％（令和元年度） 実績値：８２％（平成３０年度） 初期値：３９％（平成２８年度）

（指標の定義）
港湾ＢＣＰが策定されている重要港湾以上の港湾（125 港）のうち、港湾ＢＣＰに基づく関係機関（国・港湾管理者・港湾利用者など）と連携した訓練の実施割合

（目標設定の考え方・根拠）
指標の考え方
国土強靱化アクションプラン 2018 において重要業績指標（KPI）の一つとして設定され、これとの整合を踏まえ、令和元年度までに港湾 BCP が策定された重要港湾以上の全ての港湾において関係機関と連携した港湾 BCP に基づく訓練が行われるよう目標を設定。

（外部要因）
なし

（他の関係主体）
・地方公共団体等（港湾管理者）
・民間事業者（港湾利用者）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・国土強靱化アクションプラン 2018（平成３０年６月）
非常時にも既存の交通ネットワークを出来る限り円滑に活用できるようにするため、道路啓開・航路啓開計画の実効性向上、防災体制確保、海上・航空輸送ネットワークの確保のための体制構築、港湾 BCP の策定促進・見直し等の対策について、タイムラインを設定する等時間管理概念を持ちつつ、関係機関が連携して推進する。(第３章 各プログラムの推進計画等)
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
-	-	３９％	６７％	８２％

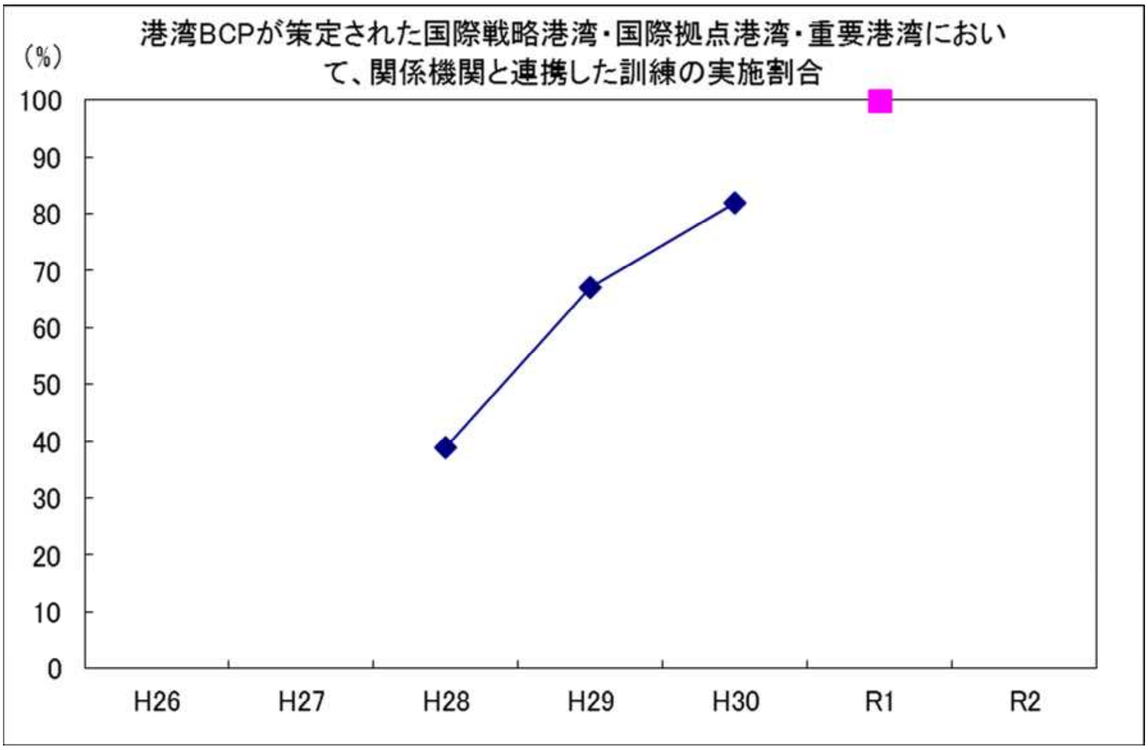

主な事務事業等の概要

○大規模災害時における港湾からのアクセスルートを確保（◎）

予算額：

港湾整備事業費２，３２１億円（国費）及び社会資本整備総合交付金等１９，９９７億円の内数（平成２９年度）

港湾整備事業費２，３２８億円（国費）及び社会資本整備総合交付金等２０，００３億円の内数（平成３０年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成３０年度の実績値は８２％（１０３港／１２５港）であり、令和元年度の目標値である１００％に向け順調である。

（事務事業等の実施状況）

重要港湾以上の全ての港湾において港湾 BCP の策定が完了した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標については、目標達成に向け順調に推移しているため、Ａと評価した。

・港湾ＢＣＰが策定された全ての港湾において関係者による訓練を実施し、昨今の災害事例も踏まえ、ＰＤＣＡサイクルによる継続的な見直し・改善を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 港湾局　海岸・防災課（課長　加藤　雅啓）

業績指標７７
国際コンテナ戦略港湾へ寄港する基幹航路の便数（①北米基幹航路、②欧州基幹航路）

評　価

①A ②B	目標値：①北米基幹航路：デイリー寄港の維持・拡大（平成３０年度） ②欧州基幹航路：週３便（平成３０年度） 実績値：①北米基幹航路：デイリー寄港を維持（平成３０年度） ②欧州基幹航路：週１便（平成３０年度） 初期値：①北米基幹航路：デイリー寄港（平成２５年度） ②欧州基幹航路：週２便（平成２５年度）

（指標の定義）
・国際コンテナ戦略港湾へ寄港する基幹航路（北米基幹航路、欧州基幹航路）の便数

（目標設定の考え方・根拠）
・国際コンテナ戦略港湾政策は、我が国と北米・欧州を結ぶ国際基幹航路の維持・拡大を通じて、企業の立地環境を向上させ、我が国経済の国際競争力を強化し、ひいては雇用と所得の維持・創出を図るもの。
・同政策の目標については、国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会（座長：国土交通副大臣）により平成２６年１月に公表された「最終とりまとめ」に基づき、政策目標として平成２６年から概ね５年以内に、「国際コンテナ戦略港湾に寄港する欧州基幹航路を週３便に増やすとともに、北米基幹航路のデイリー寄港を維持・拡大する」とされた。

（外部要因）
・コンテナ船の更なる大型化や船社間アライアンスの再編等、我が国の海運・港湾を取り巻く状況
・輸出入貨物量に影響する景気動向、為替変動、世界情勢の変化

（他の関係主体）
・特定港湾運営会社
・港湾管理者

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成３０年６月１５日）
2020 年東京オリンピック・パラリンピック後の成長の基盤として、大都市圏環状道路、国際戦略港湾、国際拠点空港などを整備するとともに、広域的な高速交通ネットワークの早期整備・活用を通じた内外の人流や物流の拡大を図る。（第２章. ５.（２）③）
・未来投資戦略 2018（平成３０年６月１５日）
我が国の国際競争力を強化し、経済成長を促進するため、高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線などの高速交通ネットワーク、国際拠点空港、国際コンテナ・バルク戦略港湾等の早期整備・活用を通じた産業インフラの機能強化を図るとともに、「賢く投資・賢く使う」戦略的インフラマネジメントやコンパクト・プラス・ネットワークの取組を進め、生産性向上や民間投資の喚起等のインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。（第二. Ｉ.［３］. ２（２））
・総合物流施策大綱（平成２９年７月２８日）
国際コンテナ戦略港湾において、我が国への基幹航路の維持・拡大を図るため、国内各地及びアジア広域からの貨物の集約や港湾背後への産業集積による貨物の創出、国も出資した港湾運営会社による一体的かつ効率的な港湾運営、大水深コンテナターミナルの整備を推進する。（Ⅲ. ３.（２）. ②（ア））
・海洋基本計画（平成３０年５月１５日）
コンテナ船の大型化や船社間の連携による基幹航路の再編等、海運・港湾を取り巻く情勢が変化する中、我が国に寄港する基幹航路の維持・拡大を図るため、「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会最終取りまとめ」（平成 26 年１月）に基づき、「集貨」「創貨」「競争力強化」の３本柱の施策を総動員し、ハード・ソフト一体の国際コンテナ戦略港湾政策を深化・加速する。（第２部. ２.（３）ウ）
・港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成２３年法律第９号）

【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第１章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値				（年度）
Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
①デイリー寄港を維持 ②週２便	①デイリー寄港を維持 ②週２便	①デイリー寄港を維持 ②週２便	①デイリー寄港を維持 ②週２便	①デイリー寄港を維持 ②週１便

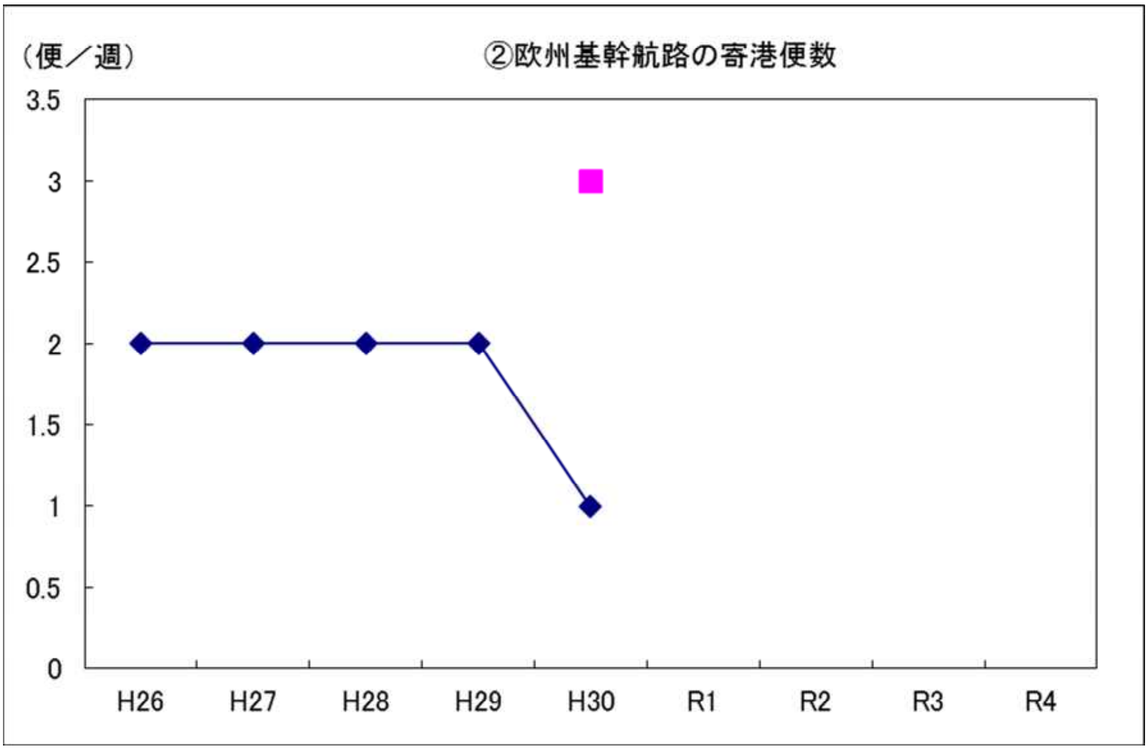

主な事務事業等の概要

・国際コンテナ戦略港湾政策の深化と加速（◎）

　コンテナ船の大型化や船社間の連携による基幹航路の再編等、海運・港湾を取り巻く情勢が変化する中、我が国に寄港する基幹航路の維持・拡大を図るため、「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会最終とりまとめ（平成２６年１月)」に基づき、「集貨」「創貨」「競争力強化」の３本柱の施策を総動員し、ハード・ソフト一体の国際コンテナ戦略港湾政策を深化・加速する。

予算額：７７１億円（平成３０年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策である。

・国際戦略港湾及び国際拠点港湾の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置（固定資産税・都市計画税）

　国際戦略港湾及びコンテナ取扱量等の要件を満たす国際拠点港湾の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置。

固定資産税・都市計画税の課税標準（取得後１０年間）

①国際戦略港湾１／２

②国際拠点港湾２／３

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

①我が国に寄港する北米基幹航路については、デイリー寄港を維持しているため、目標年度に目標値を達成した。

②欧州基幹航路については、週１便となっており、目標値を達成しなかった。

（事務事業等の実施状況）

・国際コンテナ戦略港湾政策の深化と加速

　国際基幹航路の我が国への寄港の維持・拡大を図るため、国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会（座長：国土交通副大臣）が平成２６年１月に公表した「最終とりまとめ」に基づき、「集貨」「創貨」「競争力強化」の３本

柱の施策を総動員し、ハード・ソフト一体の国際コンテナ戦略港湾政策の深化と加速に取り組んできた。
阪神港においては、「阪神国際港湾株式会社」（平成２６年１０月設立、同年１２月同社に対して国から出資）が実施する集貨事業に対して国費による支援を講じた結果、西日本諸港と阪神港を結ぶ国際フィーダー航路の寄港便数が６８便／週（平成２６年４月時点）から１０２便／週（平成３０年６月時点）へ約５割増加し、この結果、平成３０年の神戸港におけるコンテナ貨物取扱量（外内貿合計）は２９４万ＴＥＵとなり、平成２９年を上回り、２年続けて過去最高を更新した。
京浜港においても、平成２７年４月に横浜港南本牧ふ頭において世界最大級のコンテナ船（約２万ＴＥＵ積）に対応可能な水深１８ｍの大水深コンテナターミナルが供用を開始したほか、平成２８年度からは「横浜川崎国際港湾株式会社」（平成２８年１月設立、同年３月同社に対して国から出資）が実施する集貨事業に対して国費による支援を講じた結果、平成２９年４月、平成３０年８月に、相次いで北米航路が、平成３０年９月には、中南米航路が新規開設されるなど、具体的な成果が出ている。また、京浜港に寄港する欧州航路は、横浜港への寄港再開により、令和元年５月より週２便となっている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・政策目標の初期値の開始時点である平成２５年度以降も、コンテナ船の更なる大型化や船社間アライアンスの再編（平成２９年４月より４大アライアンスが３大アライアンスへ再編・集約）等により、国際基幹航路の寄港地の絞り込みは依然として進行し、予断を許さない状況にある中、我が国に寄港する国際基幹航路については、①北米基幹航路については、デイリー寄港を維持し続けていること、更に平成２９年４月、平成３０年８月に、横浜港において北米基幹航路が新規開設されるなど成果が出ていることから、Ａと評価した。②欧州基幹航路については、目標値である週３便は達成出来ておらず、アライアンスの欧州航路再編に伴い、平成３０年５月に週１便に減少したが、日ＥＵ・ＥＰＡの発効、「国際コンテナ戦略港湾政策」など様々な取り組みを船会社が総合的に検討し、寄港再開を決断、令和元年５月より週２便となっている。このため、Ｂと評価した。
・「最終とりまとめ」以降５年が経過したことから、平成３１年３月に、これまでの政策目標の達成状況、個別施策の実施状況をフォローアップし、ＡＩ、ＩｏＴ、自働化技術の発展等の状況の変化を踏まえて、政策目標と個別施策の見直しを行った結果を「最終とりまとめフォローアップ」として公表した。今後は、欧州・北米航路をはじめ、中南米・アフリカ等多方面・多頻度の直航サービスを充実させることを政策目標とし、「Cargo Volume（貨物量）」「Cost（コスト）」「Convenience（利便性）」の３つの観点を備えた国際コンテナ戦略港湾を目指し、重点的・効率的な集貨、コンテナターミナルの生産性向上、港湾の完全電子化をはじめとする「集貨」「創貨」「競争力強化」の３本柱の取り組みを引き続き推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 港湾局　港湾経済課（課長　江原　一太朗）

業績指標７８
訪日クルーズ旅客数

評　価

A	目標値：５００万人（令和２年） 実績値：２４４．６万人（平成３０年） 初期値：４１．６万人（平成２６年）

（指標の定義）
年間に我が国にクルーズ船で入国する外国人旅客数
（目標設定の考え方・根拠）
・明日の日本を支える観光ビジョン（平成２８年3月３０日　明日の日本を支える観光ビジョン構想会議）において、「訪日クルーズ旅客を 2020 年に 500 万人」という目標を設定。
（外部要因）
経済情勢、国際情勢等
（他の関係主体）
港湾管理者（地方公共団体等）、クルーズ船社等の民間事業者、ＣＩＱ関係省庁
（重要政策）
【施政方針】
・第１９６回国会内閣総理大臣施政方針演説（平成３０年１月２２日）
「沖縄への観光客は、昨年九月までで、ハワイを上回りました。四年前、年間僅か三隻だった宮古島を訪れるクルーズ船は、昨年は四十倍以上の百三十隻となりました。クルーズ船専用ターミナルの二〇二〇年供用開始に向けて、岸壁の整備を本格化いたします」
・第１９３回国会内閣総理大臣施政方針演説（平成２９年１月２０日）
「民間資金を活用し、国際クルーズ拠点の整備を加速します。港湾法を改正し、投資を行う事業者に、岸壁の先使用などを認める新しい仕組みを創設します。」
・第１９２回国会内閣総理大臣所信表明演説（平成２８年９月２６日）
「岸壁の整備、客船ターミナルの建設など、クルーズ船受入れのための港湾整備を進めます。」
【閣議決定】
・観光立国推進基本計画（平成２９年３月２８日）
「クルーズ船受入の更なる拡充」（第３　1．（三）①ウ）
・港湾法の一部を改正する法律（平成２９年３月１０日）
・未来投資戦略 2018（平成３０年６月１５日）
「クルーズ船受入の更なる拡充」（第２　4．（三）ｉ）③ウ）
・経済財政運営と改革の基本方針２０１８（平成３０年６月１５日）
「国際クルーズ拠点の形成」（第２章５（４）②）
・ニッポン一億総活躍プラン（平成２８年６月２日）
「すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境を整備するため、(中略)、クルーズ船受入の更なる拡充、(中略）の推進等を実施する。」（6．⑰）
・港湾法の一部を改正する法律（平成２８年法律第４５号）
【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）
「第２章に記載あり」
【その他】
・明日の日本を支える観光ビジョン（平成２８年３月３０日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議）
「クルーズ船受入れの更なる拡充」において、「訪日クルーズ旅客を 2020 年に 500 万人」の目標を設定

過去の実績値　（暦年）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
４１．６万人	１１１．６万人	１９９．２万人	２５２．９万人	２４４．６万人

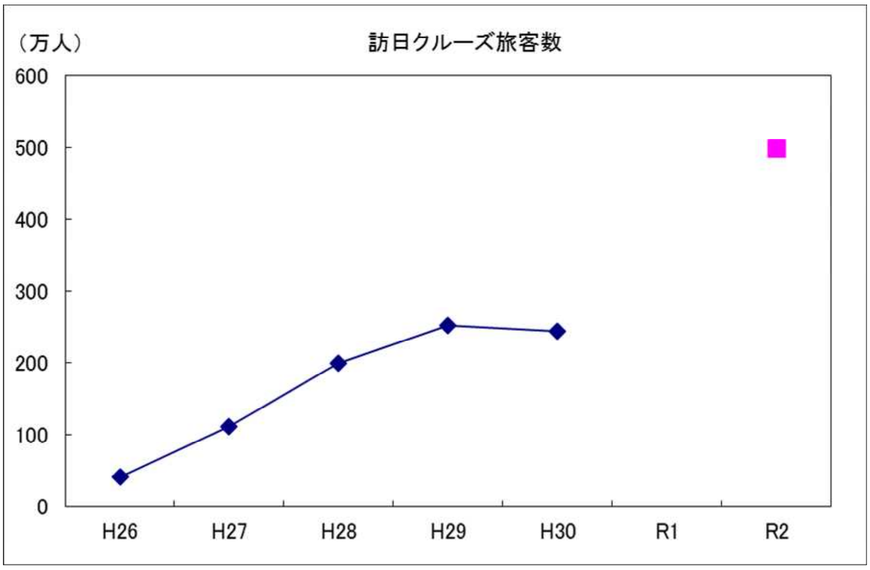

主な事務事業等の概要

・官民連携による国際クルーズ拠点の形成
・既存ストックを活用したクルーズの受入環境の整備（◎）
・クルーズ旅客の受入機能の高度化
予算額：　港湾整備事業費　２，３２８億円（国費）（平成３０年度）
（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・訪日クルーズ旅客数は平成２９年に２５２．９万人、平成３０年には２４４．６万人（速報値）となっている。
・平成３０年に訪日クルーズ旅客数が減少した主な要因は中国発クルーズの減少であり、中国のクルーズマーケットの急拡大に伴い各社が配船を急増させ、競争が過熱した結果マーケットが軟化し調整局面に入り、各社が供給を絞ったことによるものと考えられる。
・一方、調整局面を脱した令和元年度以降、令和２年（２０２０年）に向けてクルーズ船各社は建造中の船舶の投入など中国のクルーズマーケットへのクルーズ船の大幅な配船増加を表明していることから、クルーズ旅客数の回復が見込まれる。
・さらに、本年の後半から、中国以外の国発を含め外国クルーズ船の我が国への寄港が増加し、外国クルーズ船の予約ベースでは本年度は昨年度の実績を上回る見込みであることや令和２年（２０２０年）に東京オリンピック・パラリンピックの開催を迎えるにあたり、新たなクルーズ需要など今までにない要素の発生が期待されることから、今後のクルーズ旅客数の大幅な増加が見込まれており、目標年に目標値の達成が見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

・国際旅客船拠点形成港湾に指定した横浜港、清水港、下関港、佐世保港、八代港、鹿児島興、本部港、那覇港、平良港の９港において、官民連携による国際クルーズ拠点の形成に向けた取り組みを推進した。
・物流ターミナル等において、クルーズ船の受入に必要となる係船柱や防舷材等の整備を推進した。
・クルーズ旅客の利便性や安全性を確保し、受入を円滑に行うため、地方公共団体又は民間事業者が実施する旅客上屋等の改修や屋根付き通路の設置等を促進した。
・クルーズ船のターミナルにおいて、多言語化対応や様式トイレの設置、Wi-Fi 環境の充実といった受入環境整備を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

（課題の特定）

○当該業務指標については、目標初期値の平成２６年から増加傾向にある一方、平成３０年は２４４．６万人と前年と比べ減少したが、今年の後半からの外国船の我が国への寄港の増加、今後の中国クルーズマーケットの見通し、新造船の投入状況、２０２０年の東京オリンピック・パラリンピックの開催による新たな需要の発生などの要素を踏まえ、クルーズ旅客数は増加する見込みであることから、Ａと評価した。

○寄港地観光ルートに「外資系免税店」などが含まれ、地域経済への効果が限定的となる場合や、限られた観光先に旅客が集中し、混雑するため、旅客の満足度が低い場合がある。

（今後の取組みの方向性）

○クルーズ船の受入環境を改善するため、引き続き、官民連携による国際クルーズ拠点の形成、既存ストックを活用した受入環境の整備や受入機能の高度化に向けた取り組みを推進する。

※官民連携による国際クルーズ拠点は、２０１９年以降順次運用開始を予定している。

○各港湾のクルーズ船誘致の機会の創出、上質な寄港地観光プログラムの造成のため、「全国クルーズ活性化会議」と協力し、クルーズ船社との商談会や意見交換会を実施する。

○クルーズ船のターミナルにおいて、多言語化対応や様式トイレの設置、Wi-Fi 環境の充実といった旅客上屋の改修等の受入環境整備を推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 港湾局　産業港湾課（課長　魚住　聡）
関係課：

業績指標７９
都道府県が策定する地域防災計画における民間物資拠点の規定率

評　価

Ａ	目標値：１００％（令和２年度） 実績値：８５％（平成 30 年度） 初期値：６８％（平成 29 年度）

（指標の定義）
民間物資拠点の活用に関して、都道府県が定める地域防災計画において規定された割合

（目標設定の考え方・根拠）
災害時におけるラストマイルも含めた円滑な支援物資輸送を実現に向けては、過去の災害時における課題等を踏まえ、関係主体の役割分担等を整理し、その実効性を高めることが必要となっている。
支援物資の保管については、設備状況等を勘案すると、民間物資拠点を広域物資輸送拠点として活用することは有用であり、その活用可能性を高めるため、都道府県が定める地域防災計画において、民間物資拠点の活用に関する規定がなされることを目標とする。

（外部要因）

（他の関係主体）
物流事業者、物流事業者団体、地方自治体

（重要政策）
【施政方針】

【閣議決定】
・交通政策基本計画（平成 27 年２月 13 日）
迅速な輸送経路啓開等の輸送手段確保や円滑な支援物資輸送に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、燃料の確保。訓練の実施、情報収集・共有等必要な体制整備を図る。【第２章　基本的方針Ｃ　目標①】
・総合物流施策大綱（2017－2020）（平成 29 年７月 28 日）
災害発生時に支援物資の輸送や物流施設における仕分けが必要となることを踏まえ、地方自治体と物流事業者との間での輸送協定や保管協定の締結の促進等を図るとともに、大規模災害発生時の支援物資輸送についての輸送の全体最適化を行い、ラストマイルの着実な輸送も含めた避難所への支援物資輸送の円滑化に向けた取組を行う。【４．（１）①（ア）】
・防災基本計画（令和元年５月 31 日）
地方公共団体は，多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ，災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路，港湾，漁港，飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル，卸売市場，展示場，体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。また，国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は，これらを調整し，災害に対する安全性を考慮しつつ，（火山災害においては，火山活動に伴う二次的な土砂災害を受ける恐れのある区域を考慮しつつ），関係機関と協議の上，都道府県が開設する広域物資輸送拠点，市町村が開設する地域内輸送拠点を経て，各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに，指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。【第２編第１章第６節６】
・国土強靱化基本計画（平成 30 年 12 月 14 日）
それぞれの交通基盤、輸送機関が早期に啓開、復旧、運行（運航）再開できるよう、人材、資機材の充実、技術開発を含めて災害対応力を強化する。また、南海トラフ地震等の事態に対応した必要な人員・物資等の調達体制を構築するとともに、ラストマイルも含めて円滑に被災地に供給できるよう、船舶を活用した支援の実施や啓開・復旧・輸送等に係る施設管理者、民間事業者等の間の情報共有及び連携体制の強化とともに、既存の物流機能等を効果的に活用するための体制整備を図る。【第３章２（個別施策分野の推進方針）（８）】

【閣決（重点）】

【その他】

過去の実績値（％）　　（年度）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
－	－	62	68	85

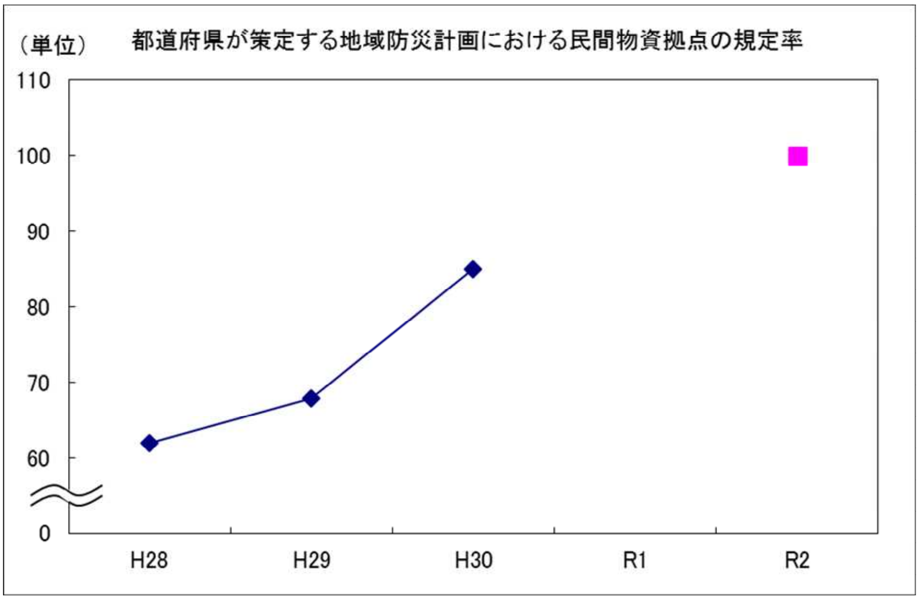

主な事務事業等の概要

・災害に強い物流システムの構築
　首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の広域かつ大規模な災害が発生し、物流システムが寸断された場合、国民生活や経済活動へ甚大かつ広域的な影響が生じることが想定される。被災者の生活の維持のためには、必要な支援物資を迅速・確実に届けることが重要であり、平成 28 年熊本地震等においてラストマイルの輸送の混乱等の課題が顕在化したことを踏まえ、円滑かつ確実な支援物資輸送を実現するための体制の確立・強化を図る。
　予算額：10 百万円（平成 29 年度）、8 百万円（平成 30 年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
　進捗状況は順調である。過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。
（事務事業等の実施状況）
　地域毎に設置している「災害に強い物流システムの構築に関する協議会」等において、「広域物資拠点開設・運営ハンドブック」を周知するなど、都道府県が定める地域防災計画における民間物資拠点の活用に関する規定がなされるよう地方自治体等に対する働きかけを実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、目標年度における目標値達成に向けて順調に進捗していることからＡと評価した。一部自治体においては、地域防災計画において民間物資拠点の活用に関する規定がなされていないことから、引き続き、地域毎の協議会等を通じてハンドブックを地方自治体等に対して周知するなど、支援物資の保管における民間物資拠点活用の有用性について理解を広めることとする。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局参事官（物流産業）
関係課：

業績指標８０
訪日外国人旅行者数*

評　価

A	目標値：4,000 万人（令和２年） 実績値：3,119 万人（平成 30 年） 初期値：　622 万人（平成 23 年）

（指標の定義）
国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者数（当該国の旅券を所持した入国者）から日本に移住する外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者の数

（目標設定の考え方・根拠）
「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年３月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）において、訪日外国人旅行者数について、「2020年：4,000万人」という目標を定めたことを踏まえ、これを目標値に設定した。

（外部要因）
景気動向・為替相場等の社会・経済動向

（他の関係主体）
日本政府観光局、関係各府省庁、旅行業者、メディア関係者等の民間事業者 等

（重要政策）
【施政方針】
・第198回国会における施政方針演説（平成31年１月28日）観光立国「来年の四千万人目標に向かって、～中略～国際観光旅客税を活用し、主要な鉄道や観光地で表示の多言語化を一気に加速します。～中略～雄大な自然を活かした体験型ツーリズムの拡大を後押しします。」
【閣議決定】
・未来投資戦略2018（平成30年６月15日閣議決定）第２Ⅰ．［４］４．観光・スポーツ・文化芸術
・経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年６月15日閣議決定）第２章５．（４）②観光立国の実現
・ニッポン一億総活躍プラン（平成28年６月２日閣議決定）５．（10）観光先進国の実現
・まち・ひと・しごと創生総合戦略2018　改訂版（平成30年12月21日閣議決定）Ⅲ３．（１）（イ）観光業を強化する地域における連携体制の構築
・観光立国推進基本計画（平成 29 年３月 28 日閣議決定）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）

過去の実績値　（年）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
1,341 万人	1,974 万人	2,404 万人	2,869 万人	3,119 万人

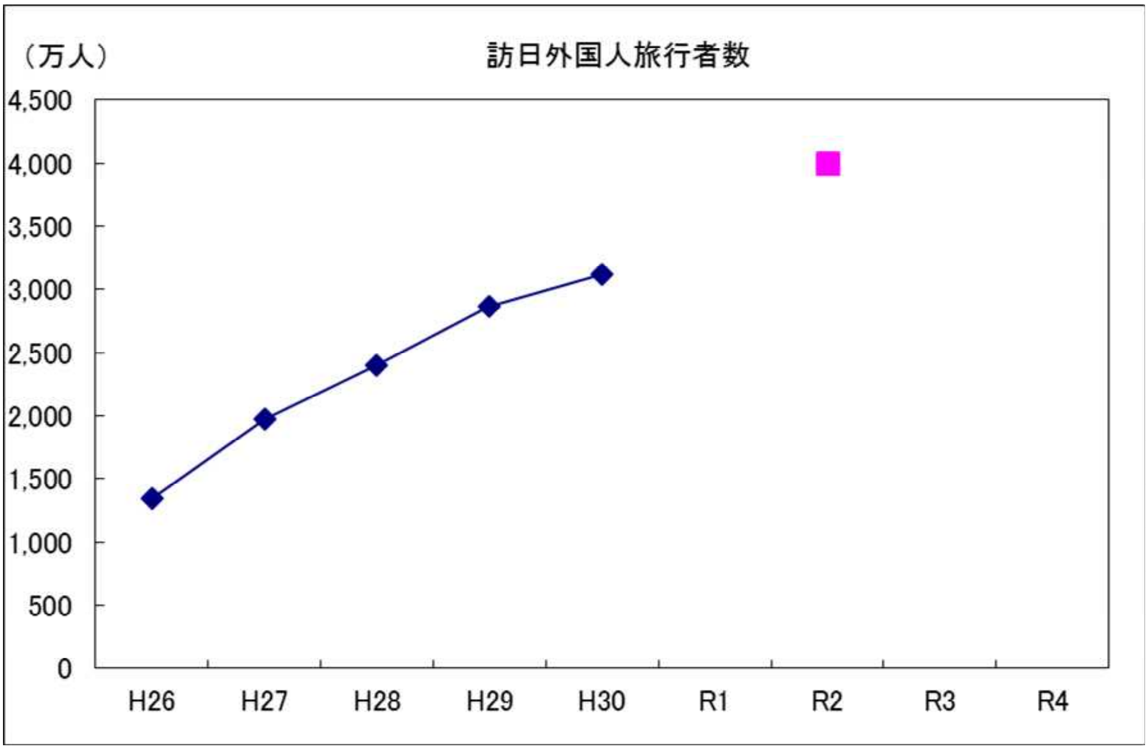

主な事務事業等の概要

○訪日プロモーション事業

アジアからの個人旅行客やリピーター客の取り込みに加えて、欧米豪における認知度向上や、デジタルマーケティングの本格導入等を通じたプロモーションの高度化等により訪日需要の掘り起こしを行った。

予算額：11,011百万円（平成30年度）
　　　　9,701百万円（平成29年度）3,900百万円（平成29年度補正）

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等

訪日外国人旅行者数4,000万人等の実現に向けて、多言語音声翻訳システムの普及等の多言語対応の一層の促進、無料公衆無線LAN環境の一層の充実、増加する訪日ムスリム旅客の受入体制の強化等、ストレスフリーな受入環境の整備に向けて更に細やかな支援を行った。

予算額：　9,632百万円（平成30年度）　570百万円（平成30年度補正）
　　　　8,530百万円（平成29年度）5,003百万円（平成29年度補正）

○最先端観光コンテンツインキュベーター事業

「モノ消費」から「コト消費」への消費動向の変化及び「『楽しい国　日本』の実現に向けた観光資源活性化に関する検討会議」の提言内容等を踏まえ、訪日観光における地域での体験滞在の満足度向上のため、訪日外国人旅行者の潜在的なニーズを把握し、各国・各層のニーズに対応した、消費機会の拡大が期待できる最先端観光コンテンツを開拓・育成した。

予算額：　450百万円（平成30年度）

○地域観光資源の多言語解説整備支援事業

訪日外国人旅行者が地域を訪れた際、観光資源の解説文が乱立していたり、表記が不十分なため、観光地としての魅力が伝わらないとの声があることから、観光庁が関係省庁等と連携して多言語解説の専門人材を初めてリスト化し、派遣体制の構築、解説文作成等の支援を行うことで、旅行者にとって分かりやすく、地域の面的観光ストーリーを伝える魅力的な解説文を整備した。

予算額：　300百万円（平成30年度）

○広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業
　訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となって行う、地域の関係者が連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して支援を行った。
予算額： 1,848百万円（平成30年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
　平成30年の訪日外国人旅行者数は、3,119万人と初めて3,000万人を突破し、過去最高を記録した。訪日外国人旅行者数の実績値は、平成23年から平成30年までの7年間の年平均の増加率が25.9%となっていることも踏まえると、達成に向けて成果を示していると考えられる。

（事務事業等の実施状況）
○訪日プロモーション事業
　アジアからの個人旅行客やリピーター客の取り込みに加えて、欧米豪における認知度向上や、デジタルマーケティングの本格導入等を通じたプロモーションの高度化等により訪日需要の掘り起こしを行った。

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等
　訪日外国人旅行者数4,000万人等の実現に向けて、多言語音声翻訳システムの普及等の多言語対応の一層の促進、無料公衆無線LAN環境の一層の充実、増加する訪日ムスリム旅客の受入体制の強化等、ストレスフリーな受入環境の整備に向けて更に細やかな支援を行った。
　また、平成28年度に実施した政策アセスメントの対象である「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」（平成29年度概算予算要求）及び「訪日外国人旅行者受入基盤整備・加速化事業」（平成28年度第２次補正予算）の事後評価については、業績指標80から83までをもってその効果を測定しているところ、業績指標80（訪日外国人旅行者数）及び83（外国人リピーター数）については、目標に向けて進捗しており、順調であったと評価できる。一方で、業績指標81（訪日外国人旅行消費額）及び82（地方部での外国人延べ宿泊者数）については、所期の達成率に及ばなかったものの、業績指標80から83までについて、いずれも過去最高を記録しており、各施策の効果が着実に現れているものと判断する。

○最先端観光コンテンツインキュベーター事業
　「モノ消費」から「コト消費」への消費動向の変化及び「『楽しい国　日本』の実現に向けた観光資源活性化に関する検討会議」の提言内容等を踏まえ、訪日観光における地域での体験滞在の満足度向上のため、訪日外国人旅行者の潜在的なニーズを把握し、各国・各層のニーズに対応した、消費機会の拡大が期待できる最先端観光コンテンツを開拓・育成した。

○地域観光資源の多言語解説整備支援事業
　訪日外国人旅行者が地域を訪れた際、観光資源の解説文が乱立していたり、表記が不十分なため、観光地としての魅力が伝わらないとの声があることから、観光庁が関係省庁等と連携して多言語解説の専門人材を初めてリスト化し、派遣体制の構築、解説文作成等の支援を行うことで、旅行者にとって分かりやすく、地域の面的観光ストーリーを伝える魅力的な解説文を整備した。

○広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業
　各観光地域づくり法人（DMO）策定の事業計画に位置づけられた外国人旅行者の誘客を目的とする滞在コンテンツの充実や広域周遊観光促進のための環境整備、情報発信・プロモーション等を促進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成 30 年の訪日外国人旅行者数は、3,119 万人と初めて 3,000 万人を突破し、過去最高を更新しており、これまでの実績値の推移のトレンドを踏まえ、目標達成に向けて着実に推移していると判断し、「A」評価とした。

今後、目標の達成に向けては、ラグビーワールドカップ、オリンピック・パラリンピック東京大会等の機会を逃すことなく、「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき、アジア地域からの個人旅行客やリピーター客の取り込みや、欧米豪や富裕層の取り込みによる新たな訪日需要の掘り起こし、全国各地の観光地においてストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備、文化財の多言語解説や地域固有の文化・自然等を活用した観光コンテンツの充実等による滞在時の満足度向上などの施策を政府一丸、官民一体となって、更に推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 観光庁国際観光課（課長　伊地知　英己）
関係課： 観光庁参事官(外客受入)（参事官　田口　芳郎）
観光庁観光資源課（課長　英 浩道）
観光庁観光地域振興課（課長　畠中 秀人）

業績指標８１
訪日外国人旅行消費額*

評　価	
B	目標値：　8 兆円（令和２年） 実績値：4.5 兆円（平成 30 年） 初期値：0.8 兆円（平成 23 年）

（指標の定義）
訪日外国人旅行者による日本国内での旅行消費額

（目標設定の考え方・根拠）
観光立国の推進は我が国経済成長の大きな鍵であり、消費の増大により地域への経済効果を高め、地方創生への貢献を図ることが重要である。こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年３月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）において、訪日外国人旅行消費額について、「2020年：８兆円」という目標を定めたことを踏まえ、これを目標値に設定した。

（外部要因）
景気動向、為替相場等の社会・経済動向

（他の関係主体）
日本政府観光局、関係各府省庁、旅行業者、メディア関係者等の民間事業者 等

（重要政策）
【施政方針】
・第198回国会における施政方針演説（平成31年１月28日）観光立国「来年の四千万人目標に向かって、～中略～国際観光旅客税を活用し、主要な鉄道や観光地で表示の多言語化を一気に加速します。～中略～雄大な自然を活かした体験型ツーリズムの拡大を後押しします。」
【閣議決定】
・未来投資戦略2018（平成30年６月15日閣議決定）第２Ⅰ．［４］４．観光・スポーツ・文化芸術
・経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年６月15日閣議決定）第２章５．（４）②観光立国の実現
・ニッポン一億総活躍プラン（平成28年６月２日閣議決定）５．（10）観光先進国の実現
・まち・ひと・しごと創生総合戦略2018　改訂版（平成30年12月21日閣議決定）Ⅲ３．（１）（イ）観光業を強化する地域における連携体制の構築
・観光立国推進基本計画（平成29年３月28日閣議決定）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）

過去の実績値　（年）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
2.0 兆円	3.5 兆円	3.7 兆円	4.4 兆円	4.5 兆円

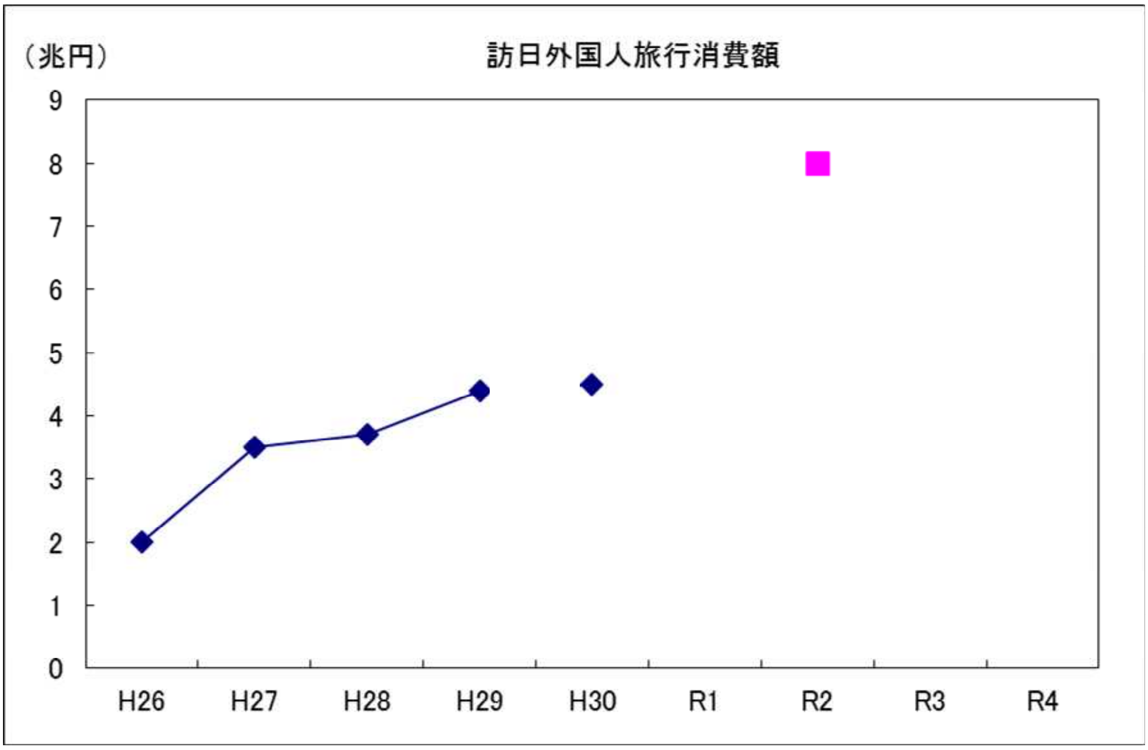

（注）従来は消費額の調査を空港から出国する旅客を中心として行っていたが、短期滞在の傾向があるクルーズ客の急増を踏まえ、平成 30 年からこうした旅客を対象とした調査も行い、年別の調査結果としては平成 30 年から反映した。

仮に、従来ベースの推計方法で平成 30 年の訪日外国人旅行消費額を推計すると、4 兆 8 千億円となり、同じ方法で推計した前年に比べ 8.7%増加したことになる。

主な事務事業等の概要

○訪日プロモーション事業

アジアからの個人旅行客やリピーター客の取り込みに加えて、欧米豪における認知度向上や、デジタルマーケティングの本格導入等を通じたプロモーションの高度化等により訪日需要の掘り起こしを行った。

予算額：11,011百万円（平成30年度）

9,701百万円（平成29年度）3,900百万円（平成29年度補正）

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等

訪日外国人旅行者数4,000万人等の実現に向けて、多言語音声翻訳システムの普及等の多言語対応の一層の促進、無料公衆無線LAN環境の一層の充実、増加する訪日ムスリム旅客の受入体制の強化等、ストレスフリーな受入環境の整備に向けて更に細やかな支援を行った。

予算額： 9,632百万円（平成30年度）　570百万円（平成30年度補正）

8,530百万円（平成29年度）5,003百万円（平成29年度補正）

○最先端観光コンテンツインキュベーター事業

「モノ消費」から「コト消費」への消費動向の変化及び「『楽しい国　日本』の実現に向けた観光資源活性化に関する検討会議」の提言内容等を踏まえ、訪日観光における地域での体験滞在の満足度向上のため、訪日外国人旅行者の潜在的なニーズを把握し、各国・各層のニーズに対応した、消費機会の拡大が期待できる最先端観光コンテンツを開拓・育成した。

予算額：　450百万円（平成30年度）

○地域観光資源の多言語解説整備支援事業
訪日外国人旅行者が地域を訪れた際、観光資源の解説文が乱立していたり、表記が不十分なため、観光地としての魅力が伝わらないとの声があることから、観光庁が関係省庁等と連携して多言語解説の専門人材を初めてリスト化し、派遣体制の構築、解説文作成等の支援を行うことで、旅行者にとって分かりやすく、地域の面的観光ストーリーを伝える魅力的な解説文を整備した。
予算額：　300百万円（平成30年度）

○広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業
訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人（ＤＭＯ）が中心となって行う、地域の関係者が連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して支援を行った。
予算額：1,848百万円（平成30年度）

【税制上の特例措置】
○外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充（消費税・地方消費税）
平成30年７月１日より、一定の条件（特殊包装等）の下、一般物品と消耗品の合計金額が5,000円以上となる場合も免税販売の対象とした。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
平成 30 年の訪日外国人旅行消費額は、4.5 兆円と過去最高を記録した。平成 30 年の達成率としては、目標に近い実績を示していないが、平成 23 年から平成 30 年までの 7 年間の年平均の増加率は 27.8%となっている。

（事務事業等の実施状況）
○訪日プロモーション事業
アジアからの個人旅行客やリピーター客の取り込みに加えて、欧米豪における認知度向上や、デジタルマーケティングの本格導入等を通じたプロモーションの高度化等により訪日需要の掘り起こしを行った。

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等
訪日外国人旅行者数 4,000 万人等の実現に向けて、多言語音声翻訳システムの普及等の多言語対応の一層の促進、無料公衆無線 LAN 環境の一層の充実、増加する訪日ムスリム旅客の受入体制の強化等、ストレスフリーな受入環境の整備に向けて更に細やかな支援を行った。
また、平成 28 年度に実施した政策アセスメントの対象である「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」（平成 29 年度概算予算要求）及び「訪日外国人旅行者受入基盤整備・加速化事業」（平成 28 年度第２次補正予算）の事後評価については、業績指標 80 から 83 までをもってその効果を測定しているところ、業績指標 80（訪日外国人旅行者数）及び 83（外国人リピーター数）については、目標に向けて進捗しており、順調であったと評価できる。一方で、業績指標 81（訪日外国人旅行消費額）及び 82（地方部での外国人延べ宿泊者数）については、所期の達成率に及ばなかったものの、業績指標 80 から 83 までについて、いずれも過去最高を記録しており、各施策の効果が着実に現れているものと判断する。

○最先端観光コンテンツインキュベーター事業
「モノ消費」から「コト消費」への消費動向の変化及び「『楽しい国　日本』の実現に向けた観光資源活性化に関する検討会議」の提言内容等を踏まえ、訪日観光における地域での体験滞在の満足度向上のため、訪日外国人旅行者の潜在的なニーズを把握し、各国・各層のニーズに対応した、消費機会の拡大が期待できる最先端観光コンテンツを開拓・育成した。

○地域観光資源の多言語解説整備支援事業

訪日外国人旅行者が地域を訪れた際、観光資源の解説文が乱立していたり、表記が不十分なため、観光地としての魅力が伝わらないとの声があることから、観光庁が関係省庁等と連携して多言語解説の専門人材を初めてリスト化し、派遣体制の構築、解説文作成等の支援を行うことで、旅行者にとって分かりやすく、地域の面的観光ストーリーを伝える魅力的な解説文を整備した。

○広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業

各観光地域づくり法人（ＤＭＯ）策定の事業計画に位置づけられた外国人旅行者の誘客を目的とする滞在コンテンツの充実や広域周遊観光促進のための環境整備、情報発信・プロモーション等を促進した。

【税制上の特例措置】

○外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充（消費税・地方消費税）

平成30年７月１日より、一定の条件（特殊包装等）の下、一般物品と消耗品の合計金額が5,000円以上となる場合も免税販売の対象とした。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成30年の訪日外国人旅行消費額は、4.5兆円と過去最高を記録しているものの、平成30年の達成率としては目標に近い実績を示していないため、「Ｂ」評価と判断した。

今後とも、多言語対応や無料Wi-Fi等の着地整備、新たな観光コンテンツの開発等を進めるとともに、免税店の拡大を推進していくことで、相当な期間を要さずに目標達成が可能であるものと考える。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　観光庁観光戦略課（課長　秋田　未樹）
関係課：　観光庁国際観光課（課長　伊地知 英己）
観光庁参事官(外客受入)（参事官　田口　芳郎）
観光庁観光資源課（課長　英 浩道）
観光庁観光地域振興課（課長　畠中 秀人）

業績指標８２
　地方部での外国人延べ宿泊者数

評　価

B	目標値：7,000 万人泊（令和２年） 実績値：3,636 万人泊（平成 30 年速報値） 初期値：　616 万人泊（平成 23 年） ※　平成26年に設定した43道県における外国人延べ宿泊者数の目標値であった 2,400万人泊を上方修正し、39道県で新たに目標値を設定。

（指標の定義）
三大都市圏に含まれる都府県（※）を除いた各道県の外国人の宿泊者数の延べ人数の合計。
（※）三大都市圏に含まれる都府県
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県

（目標設定の考え方・根拠）
○　インバウンド拡大の経済効果を地方へ波及させ、地方創生につなげていくためには、地方部への外国人旅行者の訪問を増大させていくことが必要である。
○　こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年３月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）において、地方部での外国人延べ宿泊者数について、「2020年：7,000万人泊」という目標を定めたことを踏まえ、これを目標値に設定する。

（外部要因）
景気動向、為替相場等の社会・経済動向

（他の関係主体）
日本政府観光局、関係各府省庁、旅行業者、メディア関係者等の民間事業者 等

（重要政策）
【施政方針】
・第198回国会における施政方針演説（平成31年１月28日）観光立国「来年の四千万人目標に向かって、～中略～国際観光旅客税を活用し、主要な鉄道や観光地で表示の多言語化を一気に加速します。～中略～雄大な自然を活かした体験型ツーリズムの拡大を後押しします。」
【閣議決定】
・未来投資戦略2018（平成30年６月15日閣議決定）第２Ⅰ．［４］４．観光・スポーツ・文化芸術
・経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年６月15日閣議決定）第２章５．（４）②観光立国の実現
・ニッポン一億総活躍プラン（平成28年６月２日閣議決定）５．（10）観光先進国の実現
・まち・ひと・しごと創生総合戦略2018　改訂版（平成30年12月21日閣議決定）Ⅲ３．（１）（イ）観光業を強化する地域における連携体制の構築
・観光立国推進基本計画（平成 29 年３月 28 日閣議決定）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）

過去の実績値　（年）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
1,575 万人泊	2,514 万人泊	2,753 万人泊	3,266 万人泊	3,636 万人泊（速報値）

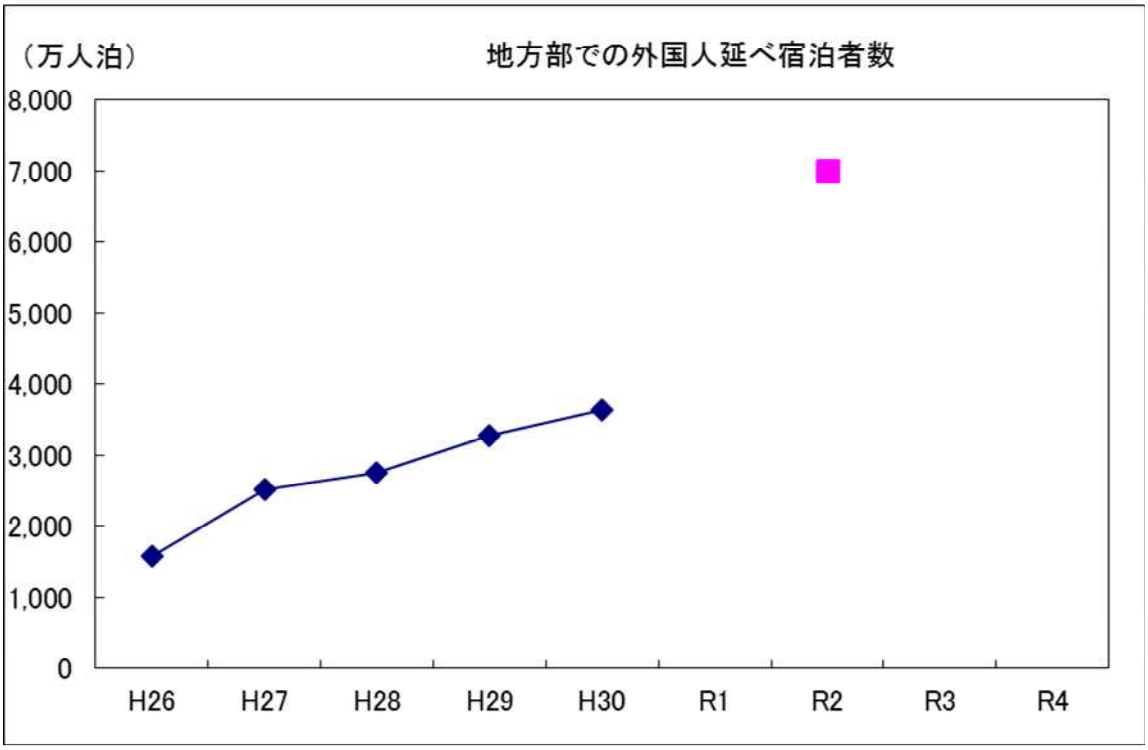

主な事務事業等の概要

○訪日プロモーション事業

アジアからの個人旅行客やリピーター客の取り込みに加えて、欧米豪における認知度向上や、デジタルマーケティングの本格導入等を通じたプロモーションの高度化等により訪日需要の掘り起こしを行った。

予算額：11,011百万円（平成30年度）

9,701百万円（平成29年度）3,900百万円（平成29年度補正）

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等

訪日外国人旅行者数4,000万人等の実現に向けて、多言語音声翻訳システムの普及等の多言語対応の一層の促進、無料公衆無線LAN環境の一層の充実、増加する訪日ムスリム旅客の受入体制の強化等、ストレスフリーな受入環境の整備に向けて更に細やかな支援を行った。

予算額： 9,632百万円（平成30年度）　570百万円（平成30年度補正）

8,530百万円（平成29年度）5,003百万円（平成29年度補正）

○最先端観光コンテンツインキュベーター事業

「モノ消費」から「コト消費」への消費動向の変化及び「『楽しい国　日本』の実現に向けた観光資源活性化に関する検討会議」の提言内容等を踏まえ、訪日観光における地域での体験滞在の満足度向上のため、訪日外国人旅行者の潜在的なニーズを把握し、各国・各層のニーズに対応した、消費機会の拡大が期待できる最先端観光コンテンツを開拓・育成した。

予算額：　450百万円（平成30年度）

○地域観光資源の多言語解説整備支援事業

訪日外国人旅行者が地域を訪れた際、観光資源の解説文が乱立していたり、表記が不十分なため、観光地としての魅力が伝わらないとの声があることから、観光庁が関係省庁等と連携して多言語解説の専門人材を初めてリスト化し、派遣体制の構築、解説文作成等の支援を行うことで、旅行者にとって分かりやすく、地域の面的観光ストーリーを伝える魅力的な解説文を整備した。

予算額：　300百万円（平成30年度）

○広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業
訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となって行う、地域の関係者が連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して支援を行った。
予算額： 1,848百万円（平成30年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
平成30年の地方部での外国人延べ宿泊者数については、達成率としては目標に近い実績を示していないものの、実績値は3,636万人泊と7年連続で対前年増となり、過去最高を更新した。三大都市圏と地方部で外国人延べ宿泊者数の対前年比を比較すると、三大都市圏で 11.1%増、地方部で 11.3%増と、地方部の伸びは三大都市圏と同水準であった。また、地方部のシェアは前年に引き続き4割を上回った。
一方、近年増加しているクルーズ船や住宅宿泊事業法に基づく届出住宅の利用者等は宿泊統計の対象外であることから、本指標の実績値として利用している宿泊統計の値は、実際の地方部での外国人延べ宿泊者数よりも少なくなっていることに留意が必要である。

（事務事業等の実施状況）
○訪日プロモーション事業
アジアからの個人旅行客やリピーター客の取り込みに加えて、欧米豪における認知度向上や、デジタルマーケティングの本格導入等を通じたプロモーションの高度化等により訪日需要の掘り起こしを行った。

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等
訪日外国人旅行者数4,000万人等の実現に向けて、多言語音声翻訳システムの普及等の多言語対応の一層の促進、無料公衆無線LAN環境の一層の充実、増加する訪日ムスリム旅客の受入体制の強化等、ストレスフリーな受入環境の整備に向けて更に細やかな支援を行った。
また、平成28年度に実施した政策アセスメントの対象である「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」（平成29年度概算予算要求）及び「訪日外国人旅行者受入基盤整備・加速化事業」（平成28年度第2次補正予算）の事後評価については、業績指標80から83までをもってその効果を測定しているところ、業績指標80（訪日外国人旅行者数）及び83（外国人リピーター数）については、目標に向けて進捗しており、順調であったと評価できる。一方で、業績指標 81（訪日外国人旅行消費額）及び 82（地方部での外国人延べ宿泊者数）については、所期の達成率に及ばなかったものの、業績指標80から83までについて、いずれも過去最高を記録しており、各施策の効果が着実に現れているものと判断する。

○最先端観光コンテンツインキュベーター事業
「モノ消費」から「コト消費」への消費動向の変化及び「『楽しい国　日本』の実現に向けた観光資源活性化に関する検討会議」の提言内容等を踏まえ、訪日観光における地域での体験滞在の満足度向上のため、訪日外国人旅行者の潜在的なニーズを把握し、各国・各層のニーズに対応した、消費機会の拡大が期待できる最先端観光コンテンツを開拓・育成した。

○地域観光資源の多言語解説整備支援事業
訪日外国人旅行者が地域を訪れた際、観光資源の解説文が乱立していたり、表記が不十分なため、観光地としての魅力が伝わらないとの声があることから、観光庁が関係省庁等と連携して多言語解説の専門人材を初めてリスト化し、派遣体制の構築、解説文作成等の支援を行うことで、旅行者にとって分かりやすく、地域の面的観光ストーリーを伝える魅力的な解説文を整備した。

○広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業

各観光地域づくり法人（ＤＭＯ）策定の事業計画に位置づけられた外国人旅行者の誘客を目的とする滞在コンテンツの充実や広域周遊観光促進のための環境整備、情報発信・プロモーション等を促進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成30年の地方部での外国人延べ宿泊者数は、3,636万人泊と７年連続で対前年増となり、過去最高を更新しており、各施策の効果が着実に現れているものの、平成30年の達成率としては、目標に近い実績を示していないため、「Ｂ」評価と判断した。

今後とも、観光地や交通機関における多言語対応、無料Wi-Fi、キャッシュレス決済等の受入環境整備による地方への誘客促進、文化財や国立公園における多言語解説の整備、体験型観光コンテンツの充実等による体験滞在の満足度向上、観光地域づくり法人（ＤＭＯ）を中心とした多様な関係者の広域的な連携の促進などの施策を政府一丸、官民一体となって、更に推進していくことで、相当な期間を要さずに目標達成が可能であるものと考える。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 観光庁観光地域振興課（課長　畠中　秀人）
関係課： 観光庁国際観光課（課長　伊地知　英己）
観光庁参事官(外客受入)（参事官　田口　芳郎）
観光庁観光資源課（課長　英 浩道）

業績指標８３
外国人リピーター数

評　価

A	目標値：2,400 万人（令和２年） 実績値：1,938 万人（平成 30 年） 初期値：　401 万人（平成 23 年）

（指標の定義）
日本への来訪回数が２回目以上の訪日外国人旅行者の人数

（目標設定の考え方・根拠）
○　我が国の観光の質を高め、観光先進国を目指すためには、訪日外国人旅行者の満足度を向上させ、リピーターを増加させることが重要である。
○　こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年３月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）において、外国人リピーター数について、「2020年：2,400万人泊」という目標を定めたことを踏まえ、これを目標値に設定する。

（外部要因）
景気動向、為替相場等の社会・経済動向

（他の関係主体）
日本政府観光局、関係各府省庁、旅行業者、メディア関係者等の民間事業者 等

（重要政策）
【施政方針】
・第198回国会における施政方針演説（平成31年１月28日）観光立国「来年の四千万人目標に向かって、～中略～国際観光旅客税を活用し、主要な鉄道や観光地で表示の多言語化を一気に加速します。～中略～雄大な自然を活かした体験型ツーリズムの拡大を後押しします。」
【閣議決定】
・未来投資戦略2018（平成30年６月15日閣議決定）第２Ⅰ.［４］４．観光・スポーツ・文化芸術
・経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年６月15日閣議決定）第２章５.（４）②観光立国の実現
・ニッポン一億総活躍プラン（平成28年６月２日閣議決定）５．（10）観光先進国の実現
・まち・ひと・しごと創生総合戦略2018　改訂版（平成30年12月21日閣議決定）Ⅲ３.（１）（イ）観光業を強化する地域における連携体制の構築
・観光立国推進基本計画（平成29年３月28日閣議決定）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）

過去の実績値　（年）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
836 万人	1,159 万人	1,426 万人	1,761 万人	1,938 万人

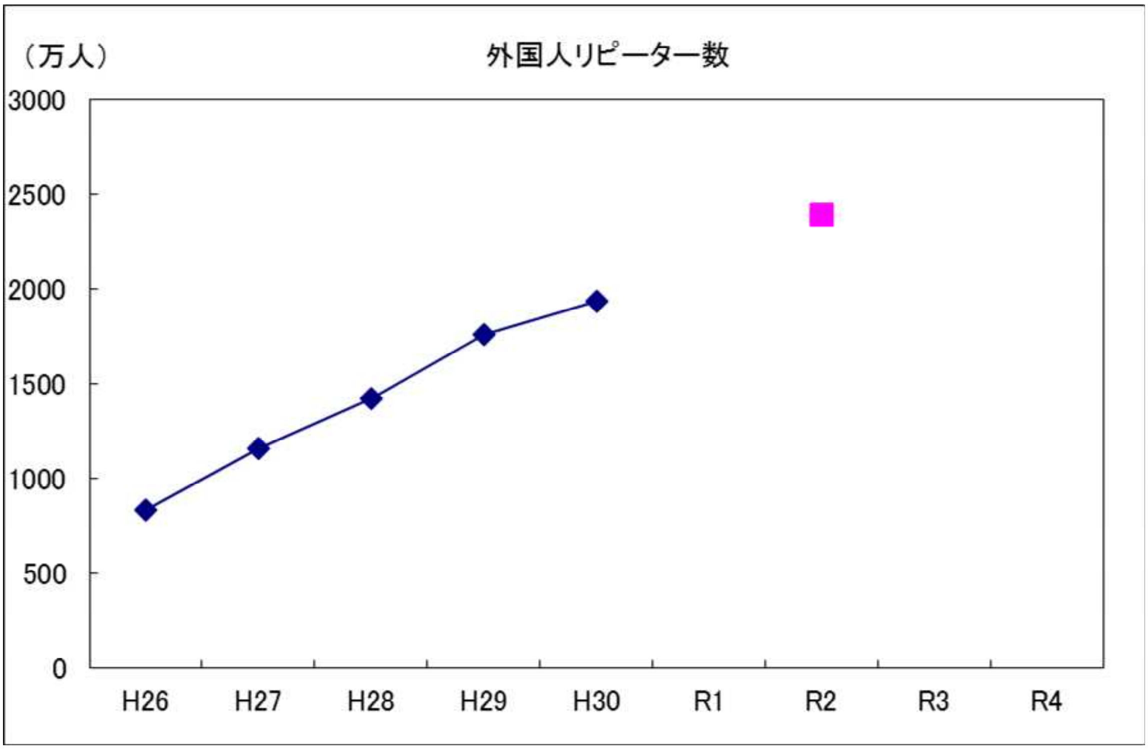

主な事務事業等の概要

○訪日プロモーション事業

アジアからの個人旅行客やリピーター客の取り込みに加えて、欧米豪における認知度向上や、デジタルマーケティングの本格導入等を通じたプロモーションの高度化等により訪日需要の掘り起こしを行った。

予算額：11,011百万円（平成30年度）

9,701百万円（平成29年度）3,900百万円（平成29年度補正）

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等

訪日外国人旅行者数4,000万人等の実現に向けて、多言語音声翻訳システムの普及等の多言語対応の一層の促進、無料公衆無線LAN環境の一層の充実、増加する訪日ムスリム旅客の受入体制の強化等、ストレスフリーな受入環境の整備に向けて更に細やかな支援を行った。

予算額： 9,632百万円（平成30年度） 570百万円（平成30年度補正）

8,530百万円（平成29年度）5,003百万円（平成29年度補正）

○最先端観光コンテンツインキュベーター事業

「モノ消費」から「コト消費」への消費動向の変化及び「『楽しい国　日本』の実現に向けた観光資源活性化に関する検討会議」の提言内容等を踏まえ、訪日観光における地域での体験滞在の満足度向上のため、訪日外国人旅行者の潜在的なニーズを把握し、各国・各層のニーズに対応した、消費機会の拡大が期待できる最先端観光コンテンツを開拓・育成した。

予算額： 450百万円（平成30年度）

○地域観光資源の多言語解説整備支援事業

訪日外国人旅行者が地域を訪れた際、観光資源の解説文が乱立していたり、表記が不十分なため、観光地としての魅力が伝わらないとの声があることから、観光庁が関係省庁等と連携して多言語解説の専門人材を初めてリスト化し、派遣体制の構築、解説文作成等の支援を行うことで、旅行者にとって分かりやすく、地域の面的観光ストーリーを伝える魅力的な解説文を整備した。

予算額： 300百万円（平成30年度）

○広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業

訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人(DMO)が中心となって行う、地域の関係者が連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して支援を行った。

予算額： 1,848百万円（平成30年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成30年の訪日外国人旅行者に占めるリピーター数は、1,938万人と過去最高を記録した。外国人リピーター数の実績値は、平成23年から平成30年までの7年間の年平均の増加率が25.2%となっていることも踏まえると、達成に向けて成果を示していると考えられる。

（事務事業等の実施状況）

○訪日プロモーション事業

アジアからの個人旅行客やリピーター客の取り込みに加えて、欧米豪における認知度向上や、デジタルマーケティングの本格導入等を通じたプロモーションの高度化等により訪日需要の掘り起こしを行った。

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等

訪日外国人旅行者数4,000万人等の実現に向けて、多言語音声翻訳システムの普及等の多言語対応の一層の促進、無料公衆無線LAN環境の一層の充実、増加する訪日ムスリム旅客の受入体制の強化等、ストレスフリーな受入環境の整備に向けて更に細やかな支援を行った。

また、平成28年度に実施した政策アセスメントの対象である「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」(平成29年度概算予算要求)及び「訪日外国人旅行者受入基盤整備・加速化事業」（平成28年度第2次補正予算）の事後評価については、業績指標80から83までをもってその効果を測定しているところ、業績指標80（訪日外国人旅行者数）及び83（外国人リピーター数）については、目標に向けて進捗しており、順調であったと評価できる。一方で、業績指標81（訪日外国人旅行消費額）及び82（地方部での外国人延べ宿泊者数）については、所期の達成率に及ばなかったものの、業績指標80から83までについて、いずれも過去最高を記録しており、各施策の効果が着実に現れているものと判断する。

○最先端観光コンテンツインキュベーター事業

「モノ消費」から「コト消費」への消費動向の変化及び「『楽しい国　日本』の実現に向けた観光資源活性化に関する検討会議」の提言内容等を踏まえ、訪日観光における地域での体験滞在の満足度向上のため、訪日外国人旅行者の潜在的なニーズを把握し、各国・各層のニーズに対応した、消費機会の拡大が期待できる最先端観光コンテンツを開拓・育成した。

○地域観光資源の多言語解説整備支援事業

訪日外国人旅行者が地域を訪れた際、観光資源の解説文が乱立していたり、表記が不十分なため、観光地としての魅力が伝わらないとの声があることから、観光庁が関係省庁等と連携して多言語解説の専門人材を初めてリスト化し、派遣体制の構築、解説文作成等の支援を行うことで、旅行者にとって分かりやすく、地域の面的観光ストーリーを伝える魅力的な解説文を整備した。

○広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業

各観光地域づくり法人(DMO)策定の事業計画に位置づけられた外国人旅行者の誘客を目的とする滞在コンテンツの充実や広域周遊観光促進のための環境整備、情報発信・プロモーション等を促進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成30年の訪日外国人旅行者に占めるリピーター数は、1,938万人と過去最高を記録しており、これまでの実績値の推移のトレンドを踏まえ、目標達成に向けて着実に推移していると判断し、「A」評価とした。 我が国の観光の質を高め、観光先進国を目指すためには、訪日外国人旅行者の満足度を向上させ、リピーターを増加させることが重要である。今後とも、更に多くの外国人旅行者のリピーターを獲得し、目標を達成するため、日本の多彩な魅力の発信を行う訪日プロモーションを実施するとともに、訪日客の多様なニーズに応える受け皿を整備することによるきめ細かなサービスを提供し、地域固有の文化・自然等を活用した観光コンテンツを充実させるなど、訪日旅行の質の向上を目指す。

担当課等（担当課長名等）

担当課：観光庁国際観光課（課長　伊地知　英己） 関係課：観光庁参事官(外客受入)（参事官　田口　芳郎） 観光庁観光資源課（課長　英 浩道） 観光庁観光地域振興課（課長　畠中 秀人）

業績指標８４
日本人国内旅行消費額

評　価

A	目標値：21　兆円（令和２年） 実績値：20.5 兆円（平成 30 年） 初期値：19.7 兆円（平成 23 年）

（指標の定義）
日本人の国内宿泊旅行及び国内日帰り旅行による消費額の合計

（目標設定の考え方・根拠）
○　我が国の観光消費額は、日本人国内旅行が占める割合が高く、国内旅行を促進し、地域への経済効果をより一層高めることが重要である。
○　こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年３月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）において、日本人国内旅行消費額について、「2020年：21兆円」という目標を定めたことを踏まえ、これを目標値に設定した。

（外部要因）
国内の景気動向、社会・経済動向、災害 等

（他の関係主体）
旅行業・宿泊業の関連団体、関係各府省庁、旅行業者・宿泊業者・交通事業者、メディア関係者等の民間事業者 等

（重要政策）
【施政方針】
・第198回国会における施政方針演説（平成31年１月28日）観光立国「来年の四千万人目標に向かって、～中略～国際観光旅客税を活用し、主要な鉄道や観光地で表示の多言語化を一気に加速します。～中略～雄大な自然を活かした体験型ツーリズムの拡大を後押しします。」
【閣議決定】
・未来投資戦略2018（平成30年６月15日閣議決定）第２Ⅰ．［４］４．観光・スポーツ・文化芸術
・経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年６月15日閣議決定）第２章５．（４）②観光立国の実現
・ニッポン一億総活躍プラン（平成28年６月２日閣議決定）５．（10）観光先進国の実現
・まち・ひと・しごと創生総合戦略2018　改訂版（平成30年12月21日閣議決定）Ⅲ３．（１）（イ）観光業を強化する地域における連携体制の構築
・観光立国推進基本計画（平成29年３月28日閣議決定）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）

過去の実績値　（年）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
18.4 兆円	20.4 兆円	20.9 兆円	21.1 兆円	20.5 兆円

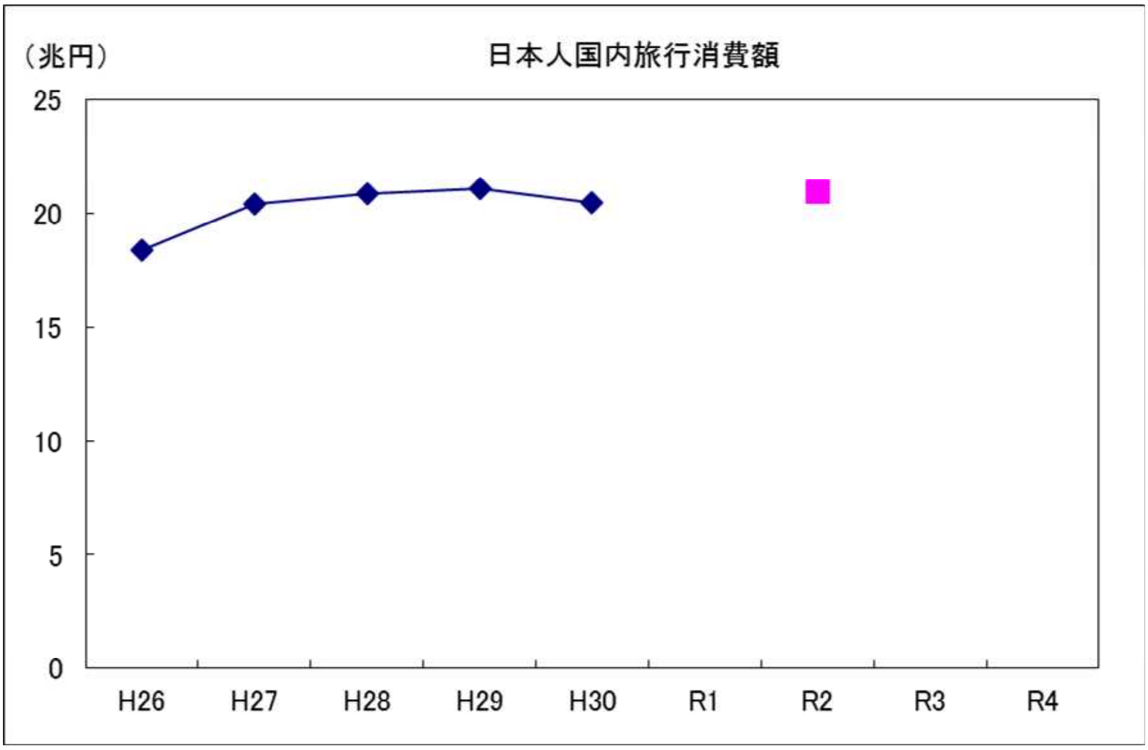

主な事務事業等の概要

○テーマ別観光による地方誘客事業
　ある一つの観光資源に魅せられて全国各地を訪れる「テーマ別観光」は、旅行者に複数地域への来訪動機を与えるものであることから、テーマ毎の新たな旅行需要を創出するため、各地域の組織から構築されるネットワーク組織を対象として、全国各地に点在するテーマ毎の観光資源のネットワーク化による情報発信力の強化等を支援する。
予算額：　151 百万円（平成 30 年度）
　　　　　151 百万円（平成 29 年度）

○ふっこう周遊割
　平成 30 年 7 月豪雨による深刻な風評被害を払拭し、被災地域における旅行需要を喚起するため、周遊旅行の促進、ボランティア活動の促進及び代替的交通手段の活用による旅行促進を支援するための補助金を 13 府県に対し交付した。
予算額：3,322 百万円（平成 30 年度）

○北海道ふっこう割
　北海道胆振東部地震により深刻な影響を受けた北海道の落ち込んだ観光需要を喚起するため、旅行商品や宿泊料金の割引及びプロモーション費用を支援するための補助金を北海道観光振興機構に対し交付した。
予算額：8,096 百万円（平成 30 年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
　日本人国内旅行消費額は、平成 26 年から 3 年連続で対前年増となり、平成 29 年においては目標値である 21 兆円を上回る 21.1 兆円となった。平成 30 年においては、大規模災害発生の影響等により 20.5 兆円と減少したものの、達成率はおおむね目標に近い実績を示している。
　これまでの実績値の推移のトレンド及び平成 30 年度における実績値の低下が外部要因による一時的な影響であることを踏まえると、目標達成に向けて成果を示していると考えられる。

（事務事業等の実施状況）

○テーマ別観光による地方誘客事業

観光客のニーズや満足度を調査するためのアンケートやモニターツアー、受入体制強化のためのマニュアル作成、ネットワーク拡大に向けたシンポジウム・セミナーの開催、旅行博への出展等の各種PRについて支援した。

○ふっこう周遊割

補助金の交付を受けた 13 府県が旅行業者や宿泊事業者を通じて旅行商品・宿泊料金の割引や、周遊観光を促進するプロモーションを実施した。（実績：約 57 万人泊）

○北海道ふっこう割

北海道や北海道観光振興機構が旅行業者や宿泊事業者を通じて旅行商品・宿泊料金の割引や、北海道観光を促進するプロモーションを実施した。（実績：約 173 万人泊）

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成 30 年の日本人国内旅行消費額は、平成 30 年 6 月の大阪府北部地震や、7 月豪雨、9 月の北海道胆振東部地震といった大規模災害が発生した影響等により、20.5 兆円と目標値を下回ったものの、達成率はおおむね目標に近い実績を示しており、かつ、平成 26 年から３年連続で対前年増となり、平成 29 年においては目標値である 21 兆円を超えた実績が認められることからも、順調に推移しているといえるため、「A」評価とした。

今後とも、目標の達成を目指し、観光地域づくりの推進、地方誘客のための観光コンテンツの充実、休暇改革等による観光需要の創出・平準化を進めていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：観光庁参事官（旅行振興）（参事官　奈良　和美）
関係課：観光庁観光資源課（課長　英　浩道）

業績指標８５
景観計画に基づき取組を進める地域の数(市区町村数)＊

評　価

B	目標値：約７００団体（令和２年度） 実績値：５５８団体（平成３０年度） 初期値：４５８団体（平成２６年度）

（指標の定義）
景観計画を策定・公表（告示）した景観行政団体（市区町村に限る）の数。
（目標設定の考え方・根拠）
目標設定時における過年度の景観計画策定団体数の推移に基づき設定。
（外部要因）
なし
（他の関係主体）
地方公共団体（都道府県、政令市、中核市、景観法第７条第１項但し書きに定める市町村）
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
観光立国推進基本計画（平成２９年３月２８日）:「主要な観光地（原則として全都道府県・全国の半数の市区町村）において景観計画の策定を促進し、地域の魅力を増進、創出するため、景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく制度の効果的な活用のあり方や先進事例に関する情報提供といった取組を行うとともに、法にある基本理念の普及や良好な景観形成に関する国民の意識向上を目的とした各種の啓発活動、多様な主体の参加を図るための景観に関する教育、専門家の育成といったソフト面での各種支援策について充実を図る。」（３－１（二）⑤）
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章」に記載あり
【その他】
観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム 2018（平成３０年６月１２日）:「主要な観光地において景観計画の策定を促進し、景観の優れた観光資源の保全・活用による魅力ある観光地づくりを推進する。」（視点 1<景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上>）

過去の実績値　　（年度）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
４５８団体	５０３団体	５１７団体	５３８団体	５５６団体

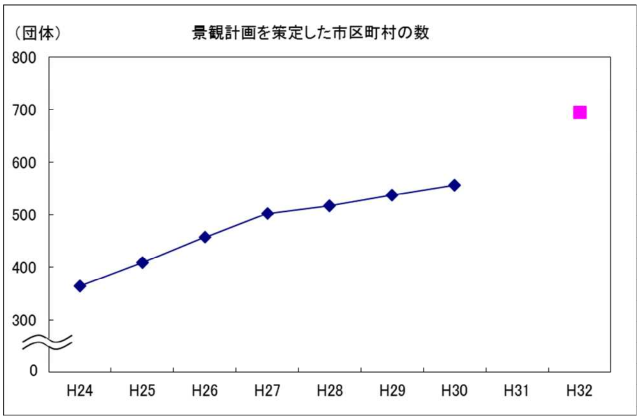

主な事務事業等の概要

・景観法の普及啓発及び景観計画の策定促進
・景観計画策定推進調査
都市景観や農山漁村の景観特性、各地方公共団体の行政規模等に応じてモデルとなりうる景観計画の調査検討を行う。
予算額：10,000 千円（平成 30 年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

「順調でない」

景観計画を策定した市区町村の数は着実に増加しているものの、過去の実績の傾向を勘案すると、目標年度での目標値は達成しない見込みである。

（事務事業等の実施状況）

景観形成を推進するため、景観法の活用状況や先進的な取組事例等を各都道府県で実施された行政担当者向けのセミナーやホームページ等を通じて情報提供し、同法の普及啓発及び地方公共団体による景観計画の策定促進を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標については、景観計画を策定した市区町村の数は着実に増加しているものの、過去の実績の傾向を勘案すると、目標年度での目標値には到達しない見込みであることから「Ｂ」と評価した。
・景観まちづくりを推進するための課題として、「国の法制度や施策等への認知不足」「実務面での知識やノウハウ不足」「専門的知識を持つ職員不足」「地域の協働、理解、関心不足」「予算不足」があげられる。
・今後は現在の取り組みを継続するとともに、平成 31 年 3 月に作成した「景観計画策定の手引き」及び「景観計画・まちづくりの取組事例集」等の新たなツールの周知を図り、良好な景観形成のための景観法の活用及び普及啓発等の施策を一層推進することとする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室（室長　渡瀬 友博）
関係課：

業績指標８６
歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村の数

評　価

B	目標値：約１１０団体（令和２年度） 実績値：　　７６団体（平成３０年度） 初期値：　　３１団体（平成２３年度）

（指標の定義）
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村（歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市町村）の数

（目標設定の考え方・根拠）
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画を作成し、地域の歴史的な資産を活用したまちづくりを行う意向のある市区町村について平成２８年度に調査を行った結果、「認定意向あり」と回答した市区町村の数に基づき設定。

（外部要因）
該当なし

（他の関係主体）
関係省庁（文化庁、農林水産省）、地方公共団体、民間事業者等

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・観光立国推進基本計画（平成２９年３月２８日）
「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成２０年法律第４０号。以下「歴史まちづくり法」という。）に基づき、文部科学省、農林水産省、国土交通省の連携により、歴史的風致維持向上計画の策定を推進し、文化財を核とした良好な市街地の環境の維持・向上を図る。」（第３　１　（二）③ ア）
・日本再興戦略 2016（平成２８年６月２日）
「広域観光周遊ルート内で「都市周遊ミニルート」を選定し、歴史的道すじの再生、トイレ・休憩施設等の設置、地域のまちづくり団体の活動等をパッケージで重点支援する。」（４　（２）ⅰ）⑦）
・文化芸術の振興に関する基本的な方針－文化芸術資源で未来をつくる－（第４次基本方針）（平成２７年５月２２日）
「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成２０年法律第４０号）等を活用し、建造物・史跡等の文化財とその周辺環境を一体のものとして保存・活用を図る。（第３　１．（６））
【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日）「第 2 章に記載あり」
【その他】

過去の実績値　（年度）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
４９	５３	６２	６６	７６

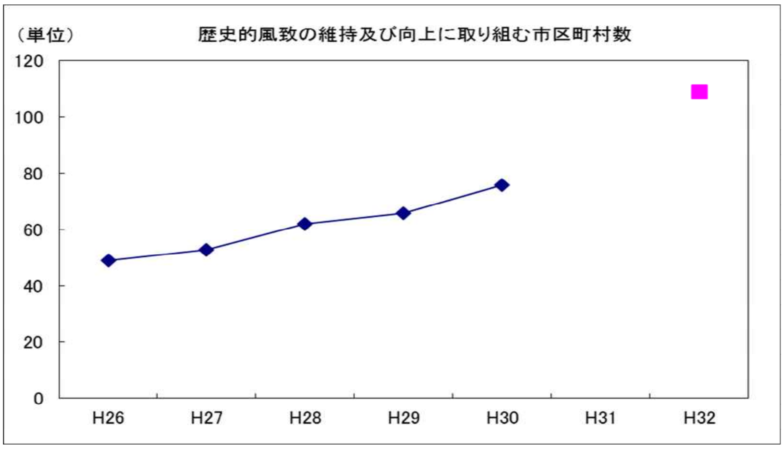

主な事務事業等の概要

・歴史的風致活用国際観光支援事業

広域観光周遊ルート形成に向けた取組の一環として、地域固有の歴史・文化を国際観光資源としてより有効に活用するため、歴史的風致維持向上計画認定都市を対象として、官民により構成された協議会が作成する整備計画に位置づけられた訪日外国人旅行者の受入環境整備について、ソフト・ハード両面から支援する。

予算額：66,500 千円（平成２９年度）、66,500 千円（平成３０年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

「順調でない」

平成３０年度末時点で歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市町村の数は７６、計画の策定意向のある市町村の数は５６となっており、目標に向けて進捗しているものの、過去の実績による傾向を延長すると目標年度に達成できない状況にある。

（事務事業等の実施状況）

・歴史的風致維持向上計画に関するＨＰ（「『歴まち』情報サイト ―歴史的風致維持向上計画『認定都市』アーカイブー」）を立ち上げ、各認定都市における歴史的風致の維持・向上に向けた取組を紹介するとともに、各種会議において先進事例を情報提供し、歴史的風致の維持及び向上に取り組む市区町村が増えるよう、普及啓発を図った。

・政策アセスメントについて

Ｈ２８予算要求に係る政策アセスメント「№.１９歴史的まちなみの保全・活用、良好な景観形成に向けた防災対策等の支援制度の創設」については、平成２８年度予算において「集約促進景観・歴史的風致形成推進事業」を拡充し、補助対象に追加し、その活用を促進しているところである。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標について、歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市町村の数は、平成３０年度末で７６団体となっており、目標に向けて進捗しているものの、過去の実績による傾向を延長すると目標年度に達成できない状況にあるため、「Ｂ」と評価した。

・歴史まちづくりを推進するための課題として、「国の法制度や施策等への認知不足」「実務面での知識やノウハウ不足」「専門的知識を持つ職員不足」「地域の協働、理解、関心不足」「予算不足」が課題としてあげられる。

・今後の取組みの方向性として、情報提供の手法の改善、提供する情報の工夫・充実、計画策定に対する支援の創設等により、歴史的風致維持向上計画作成に取組む市町村の一層の拡大を図るとともに、認定都市への支援等を通じた歴史的風致の維持及び向上に向けた取り組みの推進を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室（室長　渡瀬　友博）
関係課：

業績指標　８７
三大都市圏環状道路整備率*

評　価	
A	目標値：約８０％　（令和２年度） 実績値：８１％　　（平成３０年度） 初期値：６８％　　（平成２６年度）

（指標の定義）
三大都市圏（首都圏、中部圏、近畿圏）の環状道路の計画延長（約 1,200km）に占める供用延長の割合
三大都市圏環状道路整備率
　＝　三大都市圏における環状道路の供用延長　÷　三大都市圏における環状道路の計画延長

（目標設定の考え方・根拠）
平成 32 年度の目標については、既に供用時期を公表している区間について、供用予定延長を積み上げ。

（外部要因）
地元の調整状況　等

（他の関係主体）
・ＮＥＸＣＯ、首都高速道路（株）、阪神高速道路（株）（会社区間の事業進捗等）

（重要政策）
【施政方針】（平成２９年１月２０日 安倍内閣総理大臣施政方針演説）
「　治水対策の他、水害や土砂災害への備え、最先端技術を活用した老朽インフラの維持管理など、事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靭（じん）化を進めます。」

【閣議決定】
日本再興戦略（平成２８年６月２日）
社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第１章に記載あり」

【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」

【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
６８％	７１％	７４％	７９％	８１％

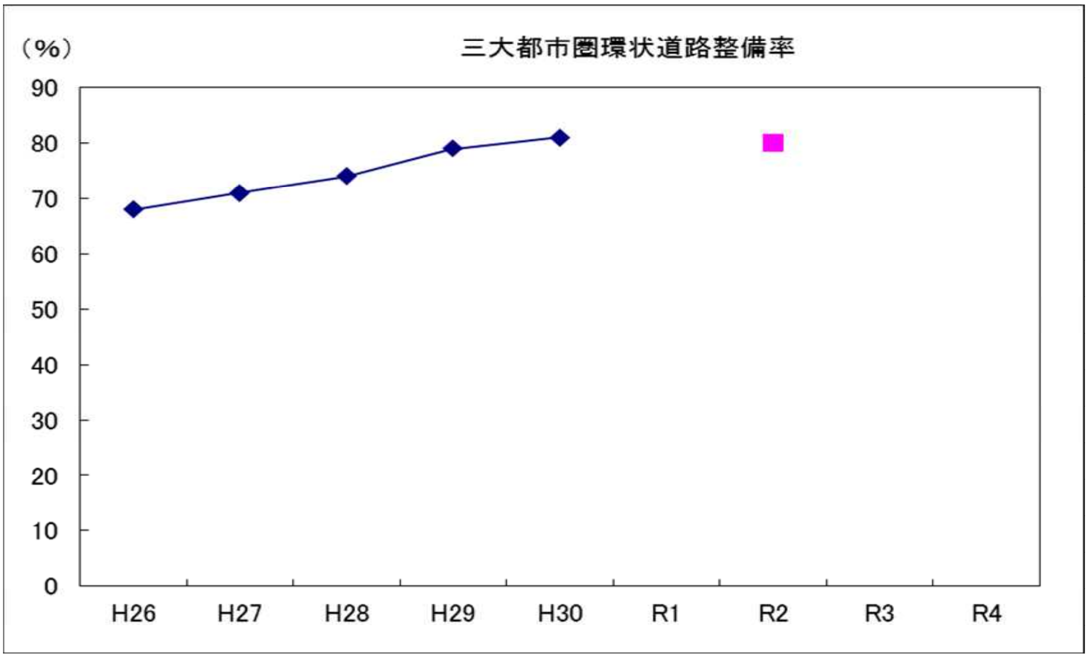

主な事務事業等の概要

三大都市圏環状道路の整備
　迅速かつ円滑な物流の実現などのため、三大都市圏環状道路等を中心とする根幹的な道路網を重点的に整備する。（◎）

予算額：

道路整備費１６，６６２億円（国費）及び社会資本整備総合交付金８，９４０億円（国費）等の内数（平成２９年度）

道路整備費１６，６７７億円（国費）及び社会資本整備総合交付金８，８８６億円（国費）等の内数（平成３０年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

○平成２９年度は、東海環状自動車道（養老 JCT～養老 IC）、第二名神高速道路（高槻 JCT～神戸 JCT）、京奈和自動車道（御所南 IC～五條北 IC）の計約５５ｋｍが供用し、平成３０年度は東京外かく環状道路（三郷南 IC～高谷 JCT）、東海環状自動車道（大安 IC～東員 IC）の計約２２ｋｍが供用を開始したところであり、三大都市圏の環状道路整備率の実績値は、平成３０年度末時点で８１％である。

（事務事業等の実施状況）

○平成３０年度末供用延長９８０ｋｍ
　（平成２９年度新規供用延長５５ｋｍ、平成３０年度新規供用延長２２ｋｍ）

課題の特定と今後の取組みの方向性

○業績指標は、平成２６年度の６８％が平成３０年度末に８１％まで向上。目標値を達成できたことから、Ａと評価した。

○令和元年度は、東海環状自動車道（関広見 IC～高富 IC、大野神戸 IC～大垣西 IC）の計１６ｋｍの供用を予定しており、引き続き、整備を推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　道路局　企画課　道路経済調査室（室長　田村　央）
関係課：　道路局　国道・技術課（課長　東川　直正）
　　　　　道路局　高速道路課（課長　山本　巧）

業績指標　８８
道路による都市間速達性の確保率*
（※主要都市等を結ぶ都市間リンクのうち都市間連絡速度（都市間の最短道路距離を最短所要時間で除したもの）60km/h が確保されている割合）

評　価

A	目標値：約５５％　（令和２年度） 実績値：集計中　（平成３０年度） ５４％　（平成２９年度） 初期値：４９％　（平成２５年度）

（指標の定義）
主要都市等を結ぶ都市間リンクのうち都市間連絡速度（都市間の最短道路距離を最短所要時間で除したもの）60km/h が確保されている割合
道路による都市間速達性の確保率
＝　都市間連絡速度 60km/h 以上の主要都市等を結ぶ都市間リンク数　÷　都市間リンクの総数

（目標設定の考え方・根拠）
公表している今後の高規格幹線道路の供用予定等により都市間連絡速度の改善が見込める都市間リンクをもとに設定。
（外部要因）
高規格幹線道路等の事業進捗等
（他の関係主体）
ＮＥＸＣＯ（会社区間の事業進捗　等）
（重要政策）
【施政方針】（平成２９年１月２０日 安倍内閣総理大臣施政方針演説）
「治水対策の他、水害や土砂災害への備え、最先端技術を活用した老朽インフラの維持管理など、事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靭（じん）化を進めます」
【閣議決定】
日本再興戦略（平成２８年６月２日）
社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第１章に記載あり」
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
５１％	５３％	５４％	５４％	集計中

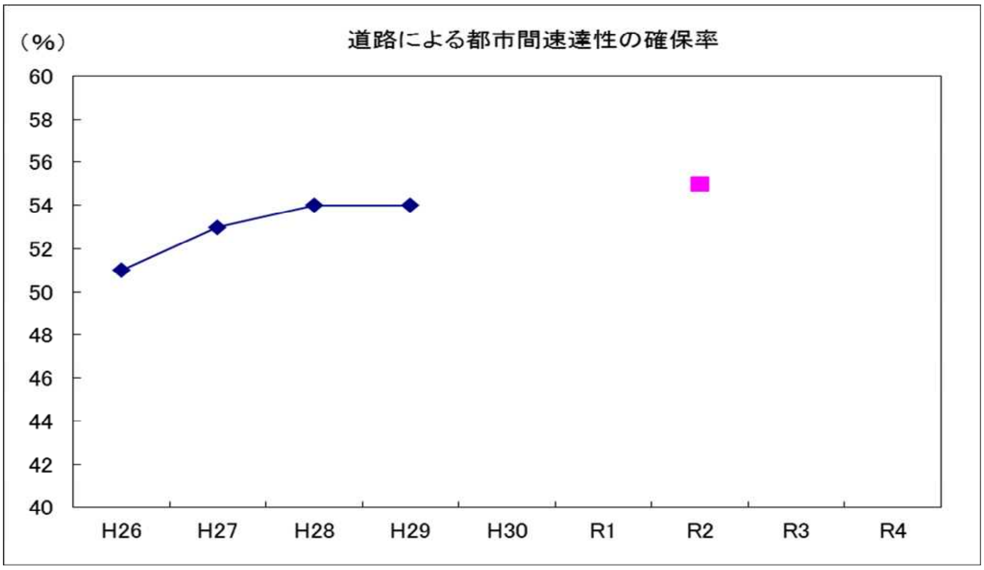

主な事務事業等の概要

個性ある地域やコンパクトな拠点を道路ネットワークでつなぎ、距離の制約を克服し、地域・拠点の連携を確保する。(◎)

予算額：

道路整備費１６，６６２億円（国費）及び社会資本整備総合交付金８，９４０億円（国費）等の内数（平成２９年度）

道路整備費１６，６７７億円（国費）及び社会資本整備総合交付金８，８８６億円（国費）等の内数（平成３０年度）

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

○業務指標は、平成２６年度から平成２９年度にかけて２％増加しており、また、公表している今後の高規格幹線道路の供用予定等を加味すると、目標年度までに目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。

（事務事業等の実施状況）

○平成２９年度は、東関東自動車道水戸線（鉾田ＩＣ～茨城空港北ＩＣ）東北中央自動車道（相馬五野 IC～霊山 IC、大笹生ＩＣ～米沢北ＩＣ）山陰自動車道（大田朝山 IC～大田山・中央三瓶山 IC）等の計約１５４ｋｍが供用。

課題の特定と今後の取組みの方向性

○業務指標は、平成２６年度から平成２９年度にかけて２％増加しており、また、公表している今後の高規格幹線道路の供用予定等を加味すると、目標年度までに目標値を達成すると見込まれ順調に進捗している。引き続き、令和２年度の目標達成に向け、都市間速達性の確保に向けた取組を実施するため、Ａと評価した。

○令和元年度は、中部横断自動車道（南部 IC～下部温泉早川 IC）、山陰自動車道（長門 IC～小原 IC）、東海環状自動車道（関広見 IC～高富 IC）等の計約８５ｋｍが供用を予定しており、引き続き、目標値の達成に向けて整備を推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 道路局　企画課　道路経済調査室（室長　田村　央）

関係課： 道路局　国道・技術課（課長　東川　直正）

道路局　高速道路課（課長　山本　巧）

業績指標８９
鉄道整備等により５大都市からの鉄道利用所要時間が新たに３時間以内となる地域の人口数*

評　価	
A	目標値：１４０万人（令和４年度） 実績値：　９５万人（平成３０年度） 初期値：　　０万人（平成２７年度）

（指標の定義）
平成２７年度以降、令和４年度までの間に５大都市（札幌、東京、名古屋、大阪、福岡）の各中心駅からＪＲ等の幹線鉄道により、新たに３時間以内に到達できる地域の人口数

（目標設定の考え方・根拠）
令和４年度に完成予定の北陸新幹線（金沢・敦賀間）、九州新幹線（武雄温泉・長崎間）など、広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上は全国一日交通圏の形成に一層寄与する観点から、国勢調査による人口、現行のダイヤ設定等に基づき、５大都市（札幌、東京、名古屋、大阪、福岡）の各中心駅から、新たに３時間以内で到達することが出来る地域の人口数を目標値として設定。

（外部要因）
鉄道事業者のダイヤ改正等

（他の関係主体）
地方公共団体（建設財源の一部を負担）、鉄道事業者（営業主体）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】

整備新幹線問題検討会議決定
「整備新幹線の整備に関する基本方針」（平成２１年１２月２４日）
「当面の整備新幹線の整備方針」（平成２１年１２月２４日）
「整備新幹線の未着工区間等の取扱いについて」（平成２２年８月２７日）
「整備新幹線問題に関する今後の対応について」（平成２２年１２月２７日）
「整備新幹線の取扱いについて（政府・与党確認事項）」（平成２３年１２月２６日）
「整備新幹線の取扱いについて（政府・与党申合せ）」（平成２７年１月１４日）

過去の実績値　（年度）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
―	０万人	１３５万人	１３０万人	９５万人

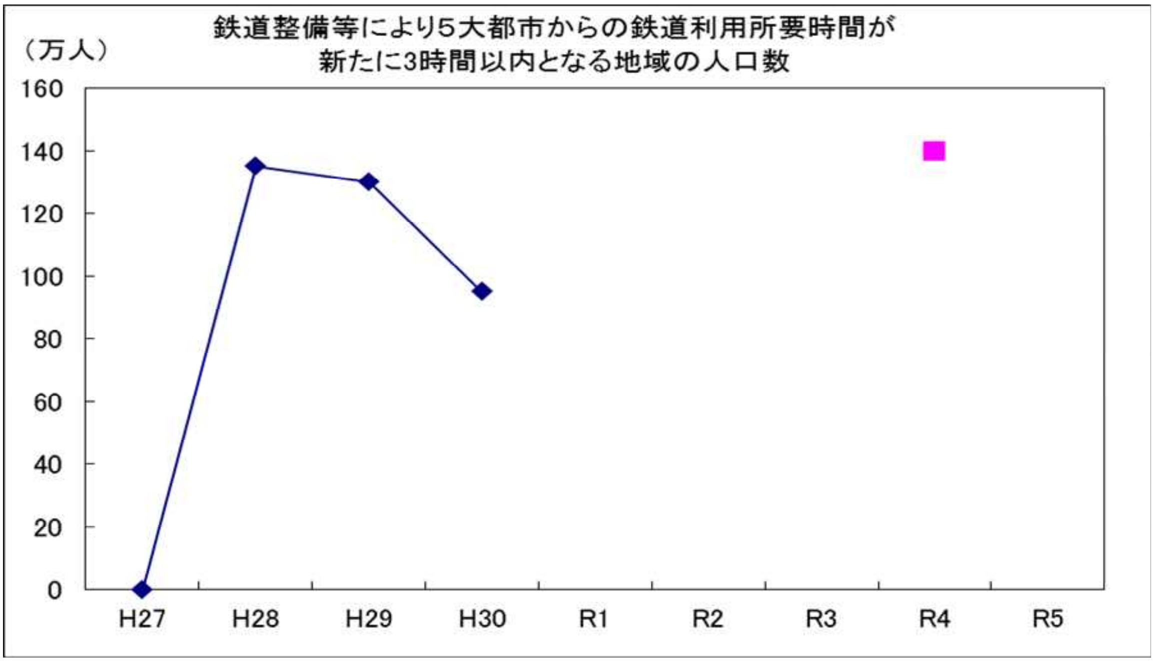

主な事務事業等の概要

・新幹線鉄道の整備
　近年、整備新幹線については、平成２２年１２月に東北新幹線（八戸・新青森間）、平成２３年３月に九州新幹線鹿児島ルート（博多・新八代間）、平成２７年３月に北陸新幹線（長野・金沢間）、平成２８年３月に北海道新幹線（新青森・新函館北斗間）が開業した。
　また、平成２４年６月に北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）、北陸新幹線（金沢・敦賀間）、九州新幹線（武雄温泉・長崎間）の工事実施計画を認可し、工事着工したところである。
　さらに、未着工区間である北陸新幹線敦賀・大阪間については、国土交通省において概算事業費等のルート選定に係る検討に必要な項目の調査を行い、それに基づき与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームにおいて議論が行われ、敦賀駅－小浜市（東小浜）附近－京都駅－京田辺市（松井山手）附近－新大阪駅を結ぶルートとすることが決定された。
　予算額：整備新幹線整備事業費補助　79,192 百万円（令和元年度）
　　　　　整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金　1,561 百万円（令和元年度）
（税制特例）
・北海道、東北、北陸、九州新幹線の新線建設により取得する鉄道施設に係る特例措置
　固定資産税　標準課税　最初の５年間　１／６、その後の５年間１／３
・整備新幹線の開業に伴いＪＲから経営分離される並行在来線の固定資産に係る特例措置
　固定資産税・都市計画税　２０年間　１／２

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
　進捗状況は順調である。平成３０年度における数字の減少については、あくまで外部要因である平成３０年度のＪＲ各社のダイヤ改正において、数分の乗り継ぎ時間が増した比較的規模の大きな都市が３時間到達圏から除外（例：大阪への３時間圏到達圏において、さいたま市が除外等）されたためである。
　目標の確実な達成に向けては、九州新幹線西九州ルート（武雄温泉・長崎間）、北陸新幹線（金沢・敦賀間）の開業による３時間到達圏人口の増加が必要であり、これらについては現在着実な整備を進めている。九州新幹線は令和４年度（２０２２年度）より可能な限り前倒し、北陸新幹線は令和４年度（２０２２年度）末の開業を予定している。

（事務事業等の実施状況）
　なし

課題の特定と今後の取組みの方向性

　業績指標について、ダイヤ改正により乗継時間が変化したことで、比較的規模の大きな都市が３時間到達圏から外れ、目標値から遠ざかったが、整備新幹線の整備自体は進行しており、着実に事業が進むことで３時間到達圏人口の拡大に寄与すると捉えＡと評価した。
　整備新幹線の整備については、令和４年度（２０２２年度）より可能な限り前倒し開業を目指す九州新幹線西九州ルート（武雄温泉・長崎間）、令和４年度（２０２２年度）年度末開業を目指す北陸新幹線（金沢・敦賀間）をはじめ３線区で着実に進行している。広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により全国一日交通圏の形成に一層寄与するため、引き続き、整備新幹線の着実な整備を進めるとともに在来線との接続の円滑化に向けた鉄道事業者及び沿線自治体の取組を支援し、新幹線と在来線が一体となったネットワークの形成を推進することとする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：鉄道局幹線鉄道課（課長　池光　崇）
関係課：鉄道局都市鉄道政策課（課長　吉田　昭二）鉄道局施設課（課長　岸谷　克己）

業績指標９０
首都圏空港の空港処理能力*

評　価	
B	目標値：74.7 万回＋最大 7.9 万回（令和２年度） 実績値：74.7 万回（平成 30 年度） 初期値：74.7 万回（平成 27 年度）

（指標の定義）
大都市圏拠点空港（羽田、成田、関西、中部の４空港）のうち首都圏空港（羽田、成田）における空港処理能力の増加。
（目標設定の考え方・根拠）
羽田、成田両空港の整備により見込まれる大都市圏拠点空港（首都圏空港）の空港処理能力の増加を目標とした。
（外部要因）
景気及び自由時間、家計収支等の社会・経済動向
（他の関係主体）
航空運送事業者（事業主体）
（重要政策）
【施政方針】
・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年１月 28 日）
「来年の四千万人目標に向かって、海外と地方をつなぐ空の玄関口、羽田、成田空港の発着枠を八万回増やします。」
【閣議決定】
・未来投資戦略 2018-「Society5.0」「データ駆動型社会」への変革-（平成 30 年６月 15 日）
「首都圏空港の発着容量を世界最高水準の約 100 万回に拡大する。」（第２Ｉ４．（３））
・観光立国推進基本計画（平成 29 年３月 28 日）
「羽田空港については、･･･（略）･･･平成 32 年までに空港処理能力を約４万回拡大し、国際線の増便を図る。･･･（略）･･･成田空港については、･･･（略）･･･平成 32 年までに空港処理能力を約４万回拡大する」
【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（平成 27 年９月 18 日）「第２章に記載あり」

過去の実績値（年度）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
74.7 万回	74.7 万回	74.7 万回	74.7 万回	74.7 万回

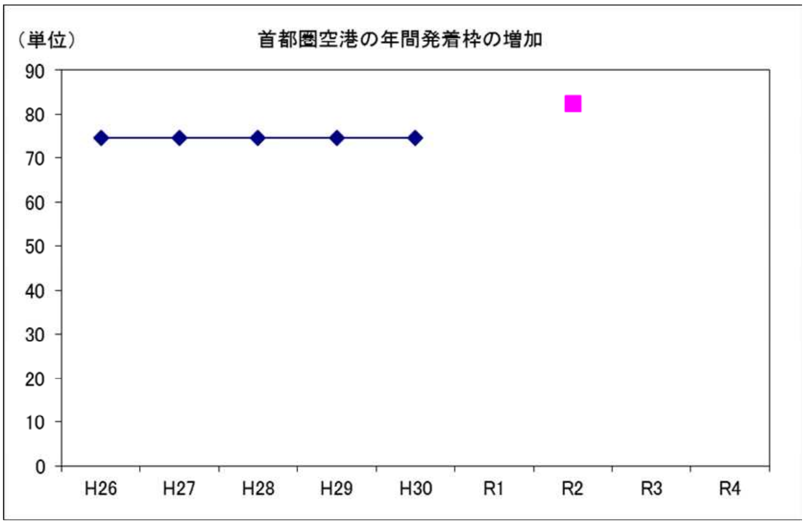

主な事務事業等の概要
首都圏空港の機能強化（◎）
国際競争力の強化や訪日外国人旅行者の受入対応等の観点から、首都圏空港の機能強化に必要な施設整備等を実施。（例：羽田空港の飛行経路見直しに必要となる航空保安施設及び誘導路の整備、同空港の際内トンネル及び駐機場の整備、成田空港における高速離脱誘導路の整備　等）
予算額：空港整備事業費（首都圏空港）　764 億円（平成 30 年度）の内数

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

羽田空港の飛行経路見直しに必要となる航空保安施設及び誘導路の整備及び成田空港における高速離脱誘導路の整備は、現在一部実施中のため、平成３０年度において実績値に変動はないが、令和元年において多くの事業が円滑に進捗していることから、目標値を達成することが期待される。

（事務事業等の実施状況）

羽田空港の飛行経路見直しに必要となる航空保安施設及び誘導路の整備については、現在実施中である。

成田空港における高速離脱誘導路の整備については、現在一部実施中であり、かつ、既に整備が完了し供用を開始しているＡ滑走路の一部及びＢ滑走路において、目標値の達成に向けた検証を現在実施中である。

いずれの整備についても、2020 年３月までに完了し、供用を開始する予定であり、その結果、羽田及び成田両空港の合計で約８万回年間発着枠が増加し、目標年度の目標値を達成することが期待される。

課題の特定と今後の取組みの方向性

目標値の達成のために必要な事業を現在実施中であり、施設整備は順調に進捗しているが、現時点では目標値を達成していないため、Ｂ評価とした。引き続き当該事業を実施し、空港処理能力の拡大を図る必要がある。

羽田空港については、訪日需要への対応や国際競争力強化を主眼として国際線を増便するため、飛行経路の見直しに必要な施設整備や丁寧な情報提供等を進める。成田空港については、事業実施主体である成田国際空港株式会社と連携し、高速離脱誘導路の整備等を進める。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 航空局航空ネットワーク部首都圏空港課（課長：鍬本浩司）
航空局航空ネットワーク部空港計画課大都市圏空港調査室（室長：阿野貴史）
関係課： 航空局航空ネットワーク部国際航空課（課長：大沼俊之）
航空局航空ネットワーク部航空事業課（課長：岡野まさ子）

業績指標９１
首都圏周辺の都市における国際線就航都市数

評　価

A	目標値：アジア主要都市並（令和２年） 実績値：９９都市（平成３０年） 初期値：８８都市（平成２５年）

（指標の定義）
首都圏周辺の都市における定期旅客便の国際線が就航している都市の数
（目標設定の考え方・根拠）
アジアの主要都市からの国際線就航都市数（平成３０年）は、ソウル（１４２都市）、香港（１４４都市）、シンガポール（１３６都市）、北京（１１０都市）、上海（９３都市）であるなか、我が国の首都圏周辺の都市からの就航都市数（平成３０年）は９９都市である。令和２年までにこれらの都市と同等の国際航空ネットワークを構築することを目標とする。
（外部要因）
航空運送事業者（事業主体）の判断
（他の関係主体）
航空運送事業者（事業主体）
（重要政策）
【施政方針】
該当なし
【閣議決定】
該当なし
【閣決（重点）】
第４次社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章」に記載あり
【その他】
該当なし

過去の実績値　（年）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
９２都市	１０１都市	１００都市	１０２都市	９９都市

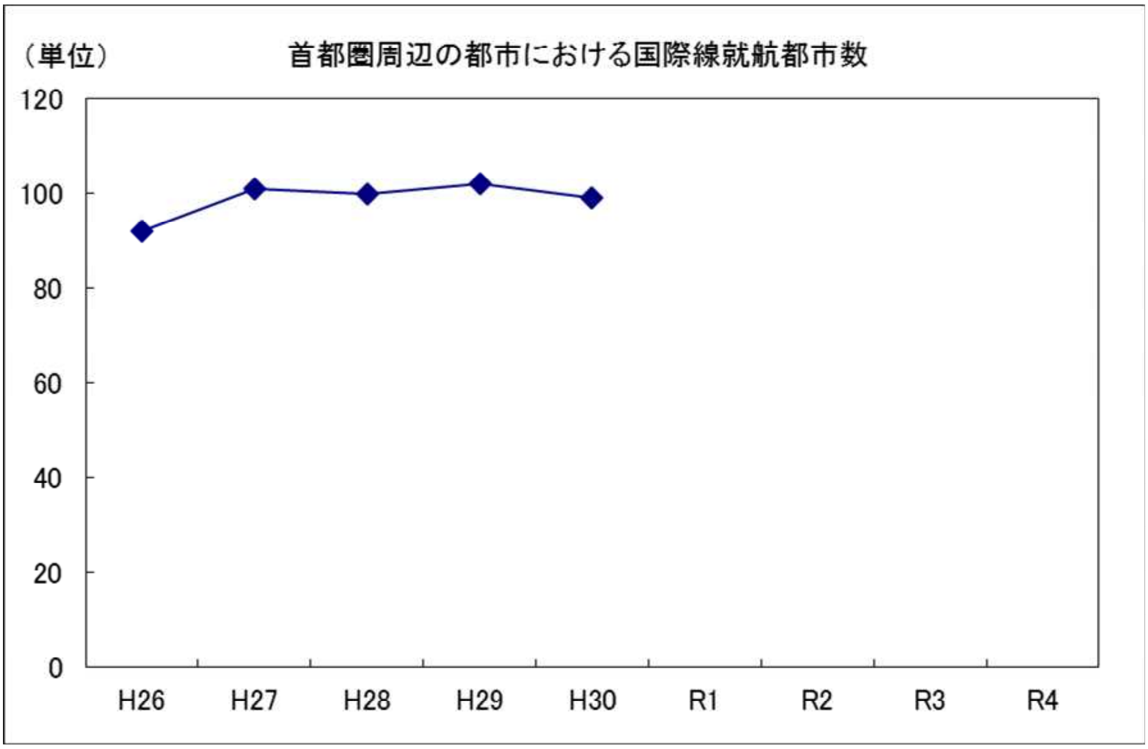

※目標値はその年におけるアジア主要都市（５都市）の平均

主な事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

我が国の首都圏周辺からの国際線就航都市数は基準年である平成２５年の８８都市から平成３０年は９９都市となり、わずかな変化はしつつも、増加の傾向を維持している。

（事務事業等の実施状況）

該当なし

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、令和２年の目標に向けて順調に推移している。また、我が国の首都圏周辺の都市からの国際線就航都市数がアジア主要都市（ソウル・香港・シンガポール・北京・上海）からの国際線就航都市数の平均（平成２５年は１１９都市、平成３０年は１２５都市）に対する割合は基準年の平成２５年の７４％から平成３０年は７９％となっており、基準年から比べるとアジア主要都市との差は縮まっており、目標達成に向けて昨年と同水準を維持していることからＡ評価とした。

引き続き、航空需要の動向等を踏まえつつ、国際競争力の強化、地域活力の向上などの推進に向けて、首都圏並びに首都圏周辺空港の整備、既存ストックを活用した空港の高質化を推進し、航空ネットワークの強化を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 航空局総務課政策企画調査室（室長　竹内 大一郎）
関係課： なし

業績指標９２
　航空輸送上重要な空港のうち、地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合

評　価

A	目標値：８４％　（令和２年度） 実績値：８１％　（平成３０年度） 初期値：７３％　（平成２６年度）

（指標の定義）
　航空輸送上重要な空港のうち、地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲(100km 圏内)に居住する人口の割合　（一定範囲に居住する人口 / 日本の総人口）

（目標設定の考え方・根拠）
平成23年度の東日本大震災等大規模地震発生時において、空港が緊急物資の拠点等としての役割を果たしたように、地震災害時には、空港は緊急物資および人員輸送の基地としての役割が求められる。
　このため、航空輸送上重要な空港において、滑走路、誘導路等の耐震化を図り、空港の耐震性向上を進めることにより、救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を確保し、空港から 100km 圏内に居住する人口の割合を高める。
※　空港輸送上重要な空港：緊急輸送の拠点となる空港のうち、特に航空ネットワークの維持、背後圏経済活動の継続性確保において重要と考えられる空港（東京国際、成田国際、関西国際、大阪国際、中部国際、新千歳、仙台、新潟、広島、高松、福岡、鹿児島、那覇）

（外部要因）
なし

（他の関係主体）
なし

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
第４次社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
７３％	７４％	７９％	７９％	８１％

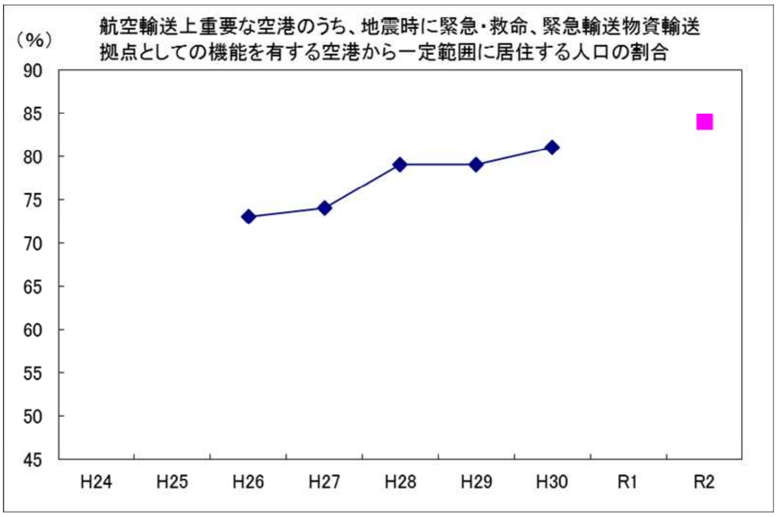

主な事務事業等の概要

地震災害時に、空港が災害復旧支援、緊急・救命活動や緊急物資輸送など様々な役割を果たすことができるよう、基本施設等※の耐震性の向上を推進する。　※滑走路、誘導路など

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 29、30 年度には新たに地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を確保した空港があり、指標は順調である。

（事務事業等の実施状況）

空港の耐震性向上の事業は計画に基づいて実施しており、平成 29、30 年度には新潟空港において、地震時の救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を確保している。

他の対象空港についても、救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を確保する事を目指して、耐震工事を実施しているところである。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、令和２年度の目標達成に向けて空港の耐震事業は順調に推移していることからＡ評価とした。

引き続き、他の対象空港についても、救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を確保する事を目指し、耐震工事を推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　航空局航空ネットワーク部空港技術課（課長　梅野　修一）
関係課：　航空局航空ネットワーク部空港計画課（課長　奥田　薫）

業績指標９３
全国の地方圏における大都市圏との間の転出者数に対する転入者数の割合

評　価	
B	目標値：８２．０％（毎年度） 実績値：７７．５％（平成３０年度） 初期値：８６．７％（平成２３年度）

（指標の定義）
全国の大都市圏から地方圏への転入者数を地方圏から大都市圏への転出者数で除した数値
（大都市圏から地方圏への転入者数）／（地方圏から大都市圏への転出者数）
※大都市圏・・・三大都市圏（東京圏、名古屋圏、関西圏）
地方圏・・・・・三大都市圏以外の地域
（東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県　　名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県
関西圏：大阪府、京都府、兵庫県、奈良県）

（目標設定の考え方・根拠）
指標の値について、平成２３年度以前の過去１０年間の平均値である８２％（８１．９％）を目標値として、平成２４年度から実施している。

（外部要因）
・景気の動向（都市部と地方部との景気格差拡大）
・総人口の減少

（他の関係主体）
地方公共団体

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
８１．４％	７９．８％	７９．９％	７９．９％	７７．５％

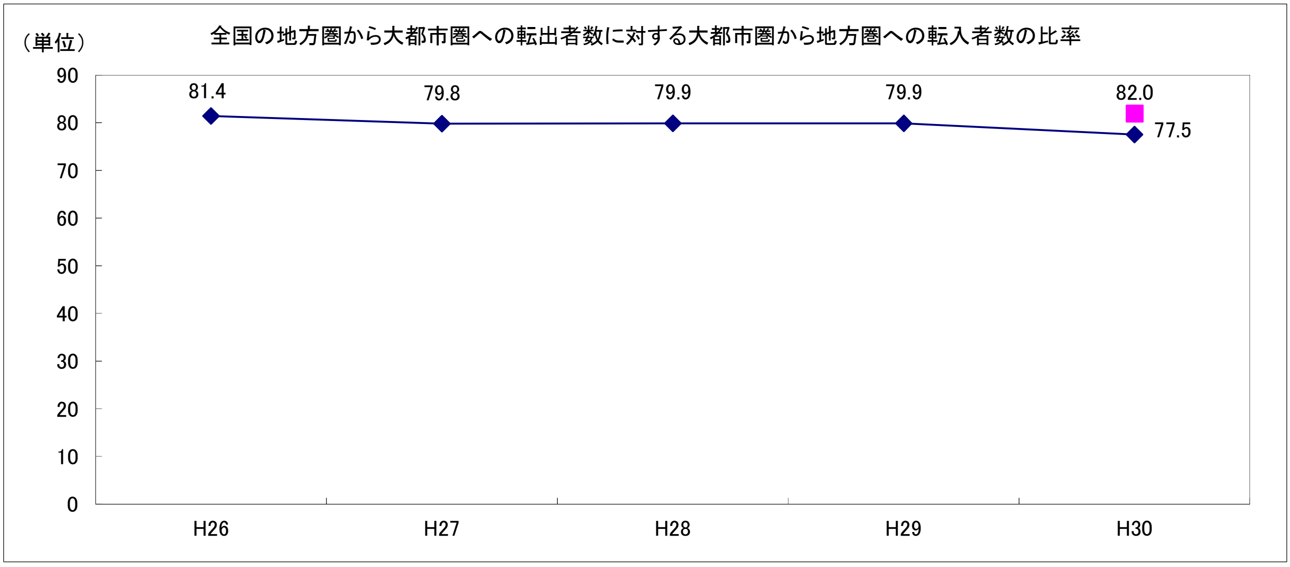

主な事務事業等の概要

人口減少・高齢化が進む地方の中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶ「小さな拠点」の形成を推進するため、既存施設を活用した生活機能の再編・集約に係る改修に所要の補助を行う。

予算額１２１百万円（平成３０年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成３０年度の実績値は７７．５％となっている。

（事務事業等の実施状況）

・人口減少・高齢化が進む地方の中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶ「小さな拠点」の形成を推進するため、既存施設を活用した生活機能の再編・集約に係る改修に所要の補助を行った。

・市町村が行う地方体験交流プログラム等に係る情報について国土交通省ＨＰに掲載するとともに、都市部の大学等に対して当該情報をまとめた冊子を送付するなどの情報提供を行った。

・平成２８年度に実施した政策アセスメントである「二地域居住等の推進に向けた先進事例構築推進調査」については、二地域居住や地方移住を推進するための具体的な課題等について報告書を作成し、国土交通省ＨＰに掲載するとともに、関係団体に情報提供を行ったところである。平成２９年度の実績値は平成２８年度と同じ７９．９％であったが、先進的な取り組みや課題等を周知することができ、二地域居住等の推進に資するものであったと評価できる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・平成３０年度の実績値は７７．５％となっており、目標値を下回っているためＢと評価した。過去５カ年における実績値を見ると、やや減少傾向に見て取れる。これは、大都市圏から地方圏への転入者数が減少していることによるものであることから、今後は、大都市圏から地方圏への転入者数を拡大し、地方圏から大都市圏への転出者数を抑制する取組みが引き続き必要である。

・現在、各省が連携し、地方移住等を含む地方創生に資する関連施策を積極的かつ多角的に推進しているところであり、今後、これらの施策効果を通じて、三大都市圏から地方圏への転出者の増加につなげることが必要と考えられる。

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局地方振興課（課長　荒川　辰雄）
関係課：　なし

業績指標９４
都市再生誘発量（基盤整備等の民間投資を誘発する事業が行われた区域等の面積の合計）

評　価	
A	目標値：13,500ha　（令和３年度） 実績値： 5,101ha　（平成 30 年度） 初期値：　　－　　（平成 28 年度）

（指標の定義）
我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘発された量。民間事業者等による都市再生に係る民間投資を誘発する都市再生区画整理事業や都市再構築戦略事業等の基盤整備等が行われた区域等となった面積の合計を計上。

（目標設定の考え方・根拠）
民間投資を誘発する市街地整備などのこれまでの実績や今後の事業計画等をもとに算出。

（外部要因）
なし

（他の関係主体）
地方公共団体、都市再生機構等（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
－	－	－	2,845 ha	5,101 ha

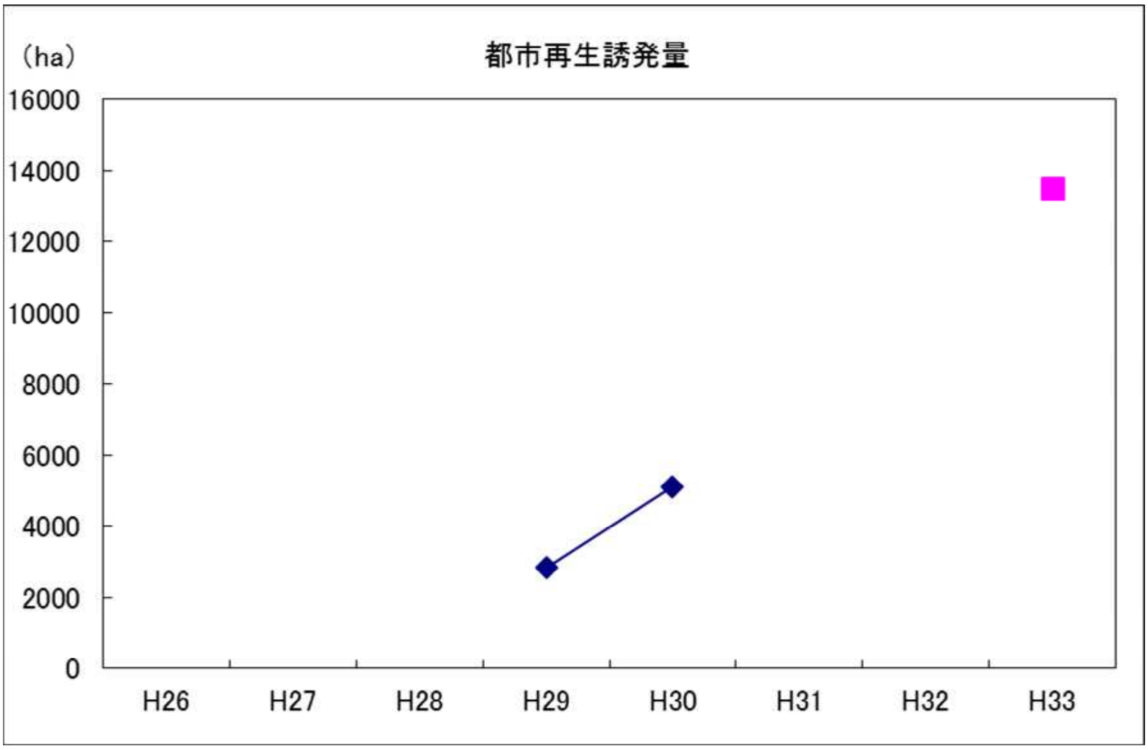

主な事務事業等の概要

○都市再構築戦略事業の推進

拡大した市街地において、人口密度の低下や高齢者の急増により都市の生活や企業活動を支える機能（医療・福祉・子育て支援・教育文化）の維持が困難となるおそれがある中、まちの拠点となるエリアへ医療等の都市機能を導入し、まちの活力の維持・増進、持続可能な都市構造への再構築の実現を図る。

予算額：社会資本整備総合交付金８８８６億円（平成３０年度）の内数。

○都市再生区画整理事業の推進

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進展する中心市街地等の都市基盤が不十分で整備の必要な既成市街地等において、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行い、もって土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を図る。

予算額：社会資本整備総合交付金８８８６億円（平成３０年度）の内数。

○都市再生機構によるコーディネート業務等（都市再生コーディネート等推進事業）

都市再生分野における民間の新たな事業機会を創出し、民間の潜在力を最大限に引き出すため、都市再生に民間を誘導するための条件整備として、独立行政法人都市再生機構がコーディネート業務等を実施する。

予算額：１１．８０億円（平成３０年度）

○税制上の特例措置

①特定住宅地造成事業等に係る土地等の譲渡所得に係る１，５００万円特別控除制度（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の特例措置

②優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税）

・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の軽減税率

・仮換地指定後３年以内に、一定の住宅建設を行う個人又は法人に対して土地等を譲渡した場合の軽減税率

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

過去の実績値のトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれることから、順調である。

（事務事業等の実施状況）

都市再構築戦略事業や都市再生区画整理事業により、まちの拠点となるエリアへの都市機能誘導による持続可能な都市構造への再構築や中心市街地等の基盤整備による街区再編等を通じて、民間事業者等の都市再生への投資を誘導している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は目標達成に向け着実に推移していると見込まれ、現在の施策を着実に推進することが適切であることから、A と評価した。今後も、現在の施策を着実に推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局まちづくり推進課（課長　佐藤 守孝）
都市局市街地整備課（課長　渡邉 浩司）
住宅局市街地建築課（課長　田中 敬三）
関係課： 該当なし

業績指標９５
文化・学術・研究拠点の整備の推進（関西文化学術研究都市における立地施設数）

評　価	
B	目標値：１５０施設（令和元年度） 実績値：１４６施設（平成３０年度） 初期値：１３３施設（平成２８年度）

（指標の定義）
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における立地施設数。対象とする立地施設は、本都市が文化、学術及び研究の中心となる都市の建設を目的としていることから、文化学術研究の向上に資するものとする。
- 研究施設（研究施設、技術開発施設）
- 大学（大学・短大）
- 文化施設（都市の文化の発展に寄与する施設）
- 交流施設（文化・学術・研究の発展等に係る交流または共同研究を推進するための施設）
- 宿泊研修施設（研修、保養、スポーツ・レクリエーション機能を有する施設）
- その他（基本方針または建設計画に掲げる施設等）

（目標設定の考え方・根拠）
本指標は、都市建設の進捗状況を評価しうるものであり、その数の増加は、我が国及び世界の文化等の発展に資するものである。
関西文化学術研究都市における立地施設数の推移は、平成 24 年度：3 件、平成 25 年度：3 件、平成 26 年度：5 件、平成 27 年度：3 件、平成 28 年度：4 件であるほか、関係府県への企業誘致取組アンケートの結果を踏まえ、平成 28 年度の 133 施設を初期値に、令和元年度までに 150 施設を目指すこととする。

（外部要因）
景気の動向

（他の関係主体）
該当なし

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
１２６	１２９	１３３	１４２	１４６

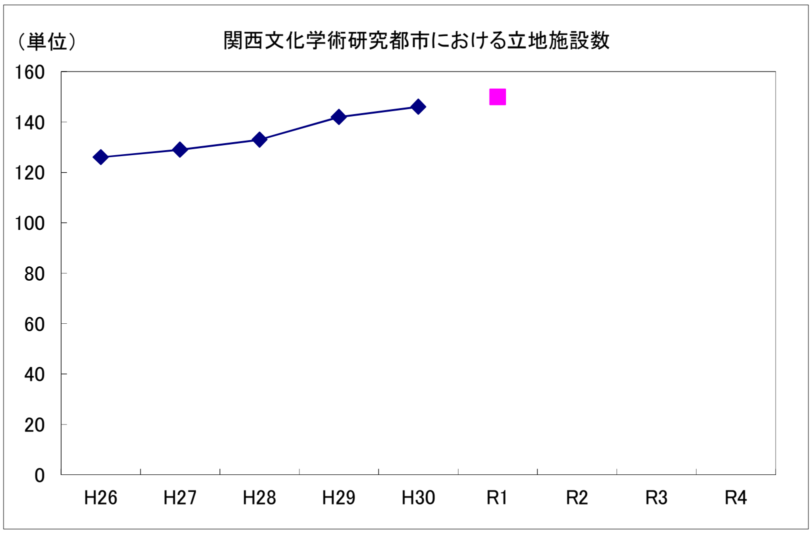

主な事務事業等の概要

関西文化学術研究都市建設促進法に基づき整備される文化学術研究施設について、一定規模以上の償却資産について、初年度の法人税の特別償却を認める特例措置（平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで）

・建物及び附属設備の取得金額が 3 億円以上の場合　6/100

・機械及び装置の取得金額が 400 万円以上の場合　12/100

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 30 年度の実績値は 146 施設で、これまで着実に増加し、順調に推移してきており、令和元年度に、150 施設の完成を目標としているが、現時点における企業の研究施設等の整備の進捗状況等から目標値に確実に届くとは現時点で言えない。

（事務事業等の実施状況）

関西文化学術研究都市建設促進法に基づく文化学術研究施設の税制上の特例措置

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成 30 年度の実績値は 146 施設で、着実に増加しており、令和元年度に、150 施設の完成を目標としているが、現時点における企業の研究施設等の整備の進捗状況等から目標値を達成するとは確実に言えない状況にあるため、Ｂと評価した。

目標を達成するための課題として、学研都市と企業との間の土地利用目的のミスマッチや用途地域の規制等により新規立地がなかなか進まなかったことがあげられるが、建設計画や用途地域の変更を行い立地需要に柔軟に対応するなど、立地促進に向けた取組を行っているところである。また、令和元年度以降、共栄製茶(株)京都テクノセンター等の開所が見込まれており、今後も新規立地が期待される。

関西文化学術研究都市における立地施設数の推移は、平成 29 年度：9 件、平成 30 年度：4 件であり、令和元年度の目標値達成に向けて、引き続き、関西文化学術研究都市における新規立地を促進し、文化・学術・研究拠点の形成に向けて整備を進める必要がある。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局都市政策課
関係課：該当なし

業績指標９６
半島地域における社会増減率に係る過去５ヶ年平均との比

評　価

B	目標値：1.00 未満 （ただし、過去５ヶ年平均が正の値であるときは 1.00 超） 実績値：1.02（平成 29 年）、集計中（平成 30 年） 初期値：なし

（指標の定義）
「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）」により、半島振興対策実施地域（以下「半島地域」という）における社会増減率を算出する。半島地域における社会増減率はこれまで負の値であったことから、過去と比べて減少幅が縮小することを目指す。その際、過去５ヶ年平均と比べることにより、災害や景気動向等の外部要因の影響を減少させる。
※社会増減率：社会増減（他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの）を、期間の期末人口で除したもの

・直近値:半島地域における平成29年社会増減率（△20,776(社会増減数)÷4,112,364(半島地域総人口)≒△0.505%
半島地域における過去５カ年平均の社会増減率（△0.505%＋△0.460%＋△0.468%＋△0.528%＋△0.500%）/５≒△0.492%　（※平成 30 年社会増減率は集計中）

（目標設定の考え方・根拠）
半島振興法は平成２７年に、半島地域の実情を踏まえ、議員立法により法の期限が１０年間延長されるとともに、目的規定への「定住の促進」の追加、計画事項の拡充、配慮規定の追加、多様な主体の連携及び協力により実施される事業に対する助成等の措置を講ずる旨の規定の新設等が行われた。このような状況を踏まえ、「定住の促進」を評価する指標を新たに設定することとしている。
評価年度の半島地域内における社会増減（他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの）が過去５ヶ年の社会増減率の平均値よりも大きかった場合には１．００超（転出増の値が拡大）となり、逆に平均値よりも小さかった場合には目標値である１．００未満（転出増の幅は縮小）を達成することとなる。

（外部要因）
災害、景気変動

（他の関係主体）
半島地域をその区域に含む２２道府県と１９４市町村

（重要政策）
【施政方針】なし

【閣議決定】
「経済財政運営と改革の基本方針２０１８（平成３０年６月閣議決定)」
において、「・・・人口減少が深刻な過疎地域や半島、離島・奄美などの条件不利地域については、近隣地域との調和ある発展や交流・連携を図りつつ、生活機能を確保する小さな拠点や地域運営組織の形成を推進し、交通基盤の維持等を図るとともに、地域資源や創意工夫を活かした自立的な地域社会の構築による、維持・活性化を目指す。(第２章　６.（５)」とされている。

「国土形成計画（平成２７年８月閣議決定)」
において、「・・・半島地域は、国土の保全、多様な文化の継承、自然とのふれあいの場及び機会の提供等、我が国において多岐にわたる役割を果たしているとともに、我が国の国土の多様性の重要な構成要素であって、今後も地域における営みが継続し、我が国における役割が引き続き果たされていくことが必要である。・・・豊かな地域資源を活かしながら、地方公共団体、NPO、住民団体等の多様な主体が連携して行う、地域間の対流の促進や産業の振興を通じた地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する。(第２部　第１章　第６節（４))」とされている。

【閣決（重点)】なし

【その他】
「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」は、平成 26 年度調査（平成 25 年度の数値）から、年度区切りではなく暦年区切りとされている。

過去の実績値　（年）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
１．１０	１．１８	１．０４	１．０２	集計中

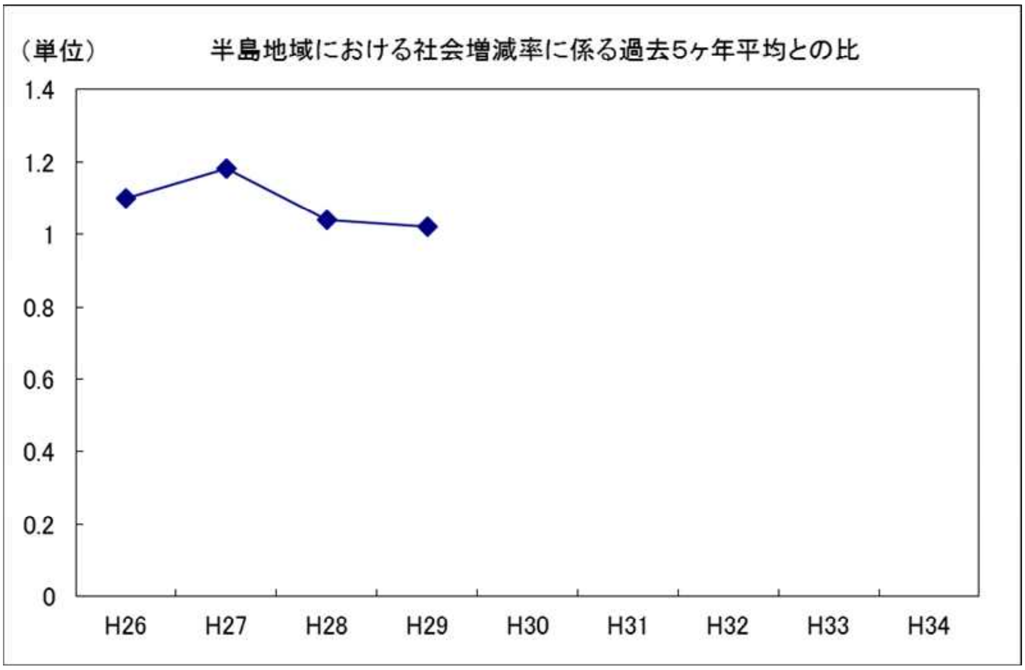

主な事務事業等の概要

・半島地域振興対策事業経費（平成３０年度）
　半島地域における産業振興、交流促進、定住促進への支援
　（予算額：８７百万円）
・半島地域における工業用機械等に係る割り増し償却制度（所得税・法人税）（平成３２年度末まで適用）
　半島地域において、製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に供するために取得される、機械・装置、建物・附属設備、構築物について、５年間の割増償却を実施。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
　実績値は、平成２７年度の法改正以降、目標値に近づきつつあるが、平成３０年度（集計中）において目標値を達成できない可能性があり、順調でないと判断した。
（事務事業等の実施状況）
　・半島地域の複数の取組主体が実施する地域の特性を活かした交流促進、産業振興又は定住促進事業に対して所要の補助（半島振興広域連携促進事業）を行った（半島２２道府県中１８道府県）。
　・半島地域の産業振興促進計画を策定している市町村においては、事業者に５年間の割増償却や固定資産税等の不均一課税が認められていることから、産業振興促進計画の策定率向上及び税制活用実績数増加を図るため、市町村への制度説明会、税理士会連合会への周知等を行い普及促進に努めた。
　・半島地域への移住・定住等の促進に向けた現状の課題整理及び分析を行い、移住・定住等の魅力発信するための調査及びＰＲイベントを開催した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

　平成２９年度の実績値（平成３０年度実績値は集計中）は、これまでと比較して目標値に近づいており、状況は改善傾向にあるが、半島地域において依然として地理的条件不利性による地域産業の低迷、高齢化の進行、若年層を中心とした人口流出、地域コミュニティの弱体化等の課題が存在していることから、目標達成までに至らなかったためＢ評価とした。
　一方で、半島振興広域連携促進事業の事業実施件数の増加に加え、産業振興促進計画の策定率の大幅な向上（99%超）及び税制適用件数の増加等、継続した半島振興地域の課題解消に向けた取組の効果は漸次指標に現れると考えられる。
　今後も関係地方公共団体や半島地域の民間団体に対して、半島振興法並びに事業の意義及び内容について、継続して丁寧な説明、取組支援等を行い、半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興及び定住促進を図るとともに、税制適用件数の増加に努めていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局地方振興課半島振興室長　坂入　倫之
関係課：

業績指標９７
共助等による除雪体制が整備された市町村の割合

評　価

B	目標値：約８０％（令和４年度） 実績値：　６７％（平成３０年度） 初期値：　６６％（平成２９年度）

（指標の定義）
豪雪地帯に指定されている市町村（５３２市町村）のうち、共助等による除雪体制が整備された市町村の割合（共助等による除雪体制が整備された豪雪地帯の市町村数／豪雪地帯の市町村数）。
共助等による除雪体制とは、雪処理について支援を要する高齢者世帯等（以下、「要支援世帯」という）に対し、平時から共助等による雪処理を支援することができる体制とする。
体制整備の要件は以下のいずれかを実施できる体制とする。
・「地域コミュニティによる共助除雪」により要支援世帯を支援する体制が整備されている
・「地域内外の担い手（ボランティア等）による除雪」により要支援世帯を支援する体制が整備されている。

（目標設定の考え方・根拠）
高齢化、過疎化が進行している豪雪地帯においては、毎年、高齢者を中心に雪処理作業中の事故が多発している状況である。今後更に雪処理の担い手が不足すると予測される中で、除雪を円滑に実施して豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、地域コミュニティの形成や、地域内外のボランティア等による地域防災力の向上が求められている。
このような状況に鑑み、平成２４年３月に豪雪地帯対策特別措置法が改正、同年１２月に豪雪地帯対策基本計画が変更され、「除排雪の体制の整備（雪処理の担い手の確保）」に係る規定が追加された。
高齢化・過疎化が進み、雪処理の担い手が不足している豪雪地帯の市町村において、令和４年度を目途に、全５３２市町村の約８０％となる４２５市町村で共助等による除雪体制の整備を促進する。

（外部要因）
過疎、高齢化、気象変動

（他の関係主体）
・関係省庁（内閣府、警察庁、消防庁、総務省、農林水産省等）
・豪雪地帯の指定を受けた２４道府県及び５３２市町村
・自治会　等

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
豪雪地帯対策基本計画（平成２４年１２月７日）
国が策定する豪雪地帯における雪害の防除その他積雪により劣っている産業等の基礎条件の改善に関する施策の基本となる計画
【閣決（重点）】

【その他】

過去の実績値（初期値（Ｈ２９）以前の実績値も含む）						（年度）
Ｈ２４	Ｈ２５	Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
５１％	５３％	５５％	５９％	６５％	６６％	６７％

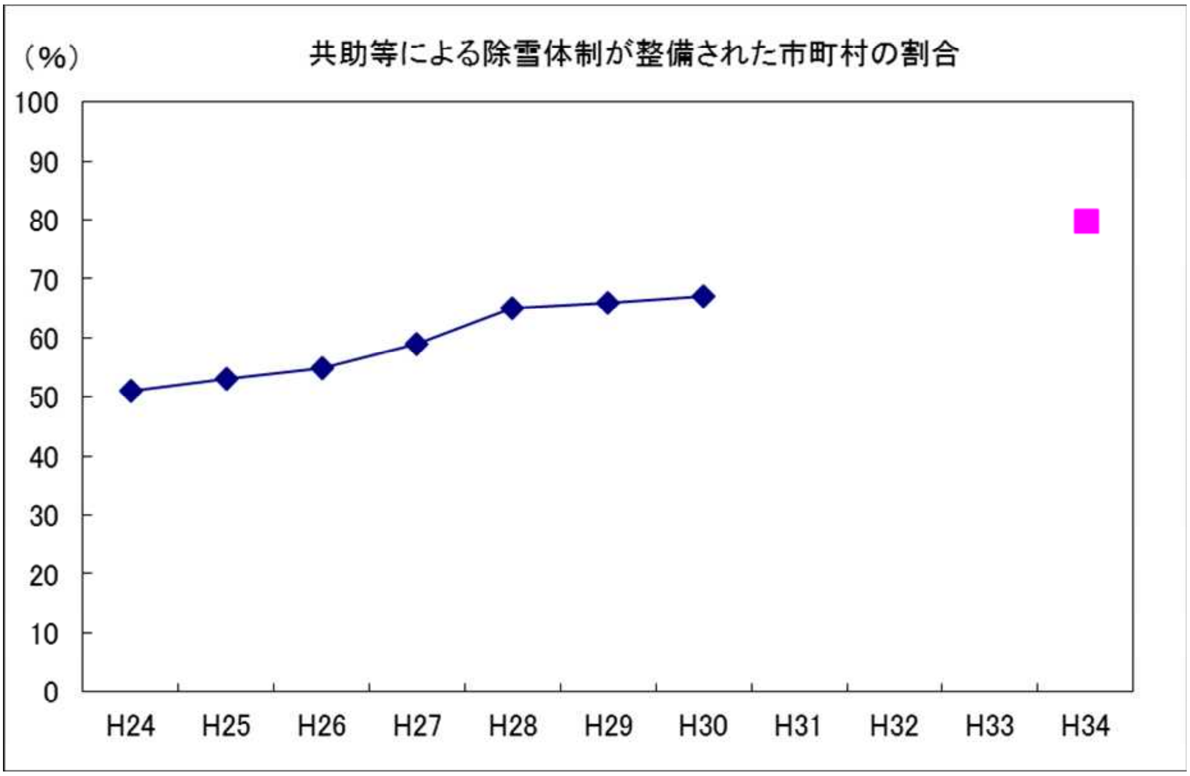

※豪雪地帯における６５才以上の屋根の雪下ろし等、除雪作業中の死者数

過去の実績値						（年度）
Ｈ２４	Ｈ２５	Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
５８人	４４人	５２人	１９人	３０人	８６人	集計中

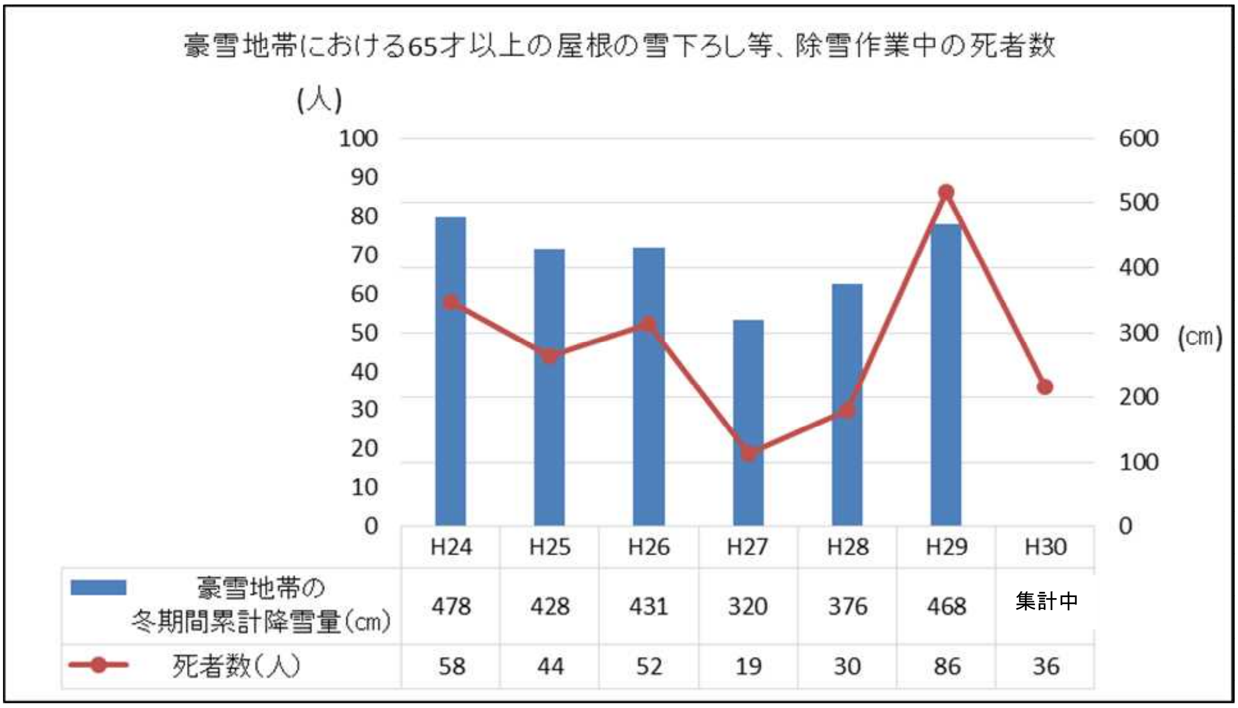

主な事務事業等の概要

・豪雪地帯に係る調査・検討

豪雪地帯の現状・課題を把握し、豪雪対策に関する行政ニーズの変化に対応するとともに、地域コミュニティの形成により防災力向上を図り、安全・安心な雪国の形成の視点等により、豪雪地帯対策に関する調査・検討を行う。

予算額：３１百万円（平成３０年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

実績値は、上昇傾向にあるが、微増であるため、順調でないと判断した。

（事務事業等の実施状況）

・雪害による被災者の事故原因分析、地方公共団体に係る降積雪状況・防除雪施設状況等の基礎的なデータの収集・分析を実施。また、H24.3 の法改正時、H24.12 の基本計画変更時において追加規定となった雪処理の担い手確保や雪冷熱エネルギー活用等の分析・検討を行った。

・豪雪地帯における雪処理の担い手の確保・育成を通じて、共助等による効率的・効果的な地域除排雪体制の整備を推進するため、先導的で実効性のある地域の実情に即した克雪体制整備の取組を支援するとともに、その取組を取組事例集としてとりまとめ、ＨＰによる周知を図るとともに、関係する地方公共団体等に克雪体制整備の普及拡大への協力要請を行った。

・克雪体制づくりの課題に直面している豪雪地帯の市町村等に対して、共助除排雪体制の整備促進及び除排雪に関する安全対策の強化を図るため、克雪体制について、専門的な知識や豊かな経験を有する者を地域アドバイザーとして派遣し、助言等を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・平成３０年度の実績値は、初期値設定から上昇傾向ではあるが微増であり、令和４年度までに目標値を達成しうる上昇率ではなかったことから、現時点における評価は「Ｂ」とした。

・人口減少及び高齢化が著しい豪雪地帯においては、共助等による除雪体制の整備が強く求められているなか、地域では、体制整備のための人材の確保及びノウハウ不足が課題として指摘されている。

このため、今後もアドバイザー派遣等克雪体制整備に向けた取組への支援及びモデル的な取組事例の情報提供を通じて、豪雪地帯における共助体制の整備促進を図っていく。

※　施策の効果をアウトカムの観点からも確認するため、「豪雪地帯における６５才以上の屋根の雪下ろし等、除雪作業中の死者数」についても評価を行った。

・過去の動向から、死者数は降雪量に左右される数値であるとみられるが、平成２９年度の死者数が特に増加しているのは、当該年度において、平成に入ってからの平均累計降雪量を上回る降雪となったためであると考えられる。なお、平成３０年度の豪雪地帯の冬期間累計降雪量は集計中であるが、気象庁資料によると、北・東・西日本日本海側の冬の降雪量はかなり少なく、その影響もあり死者数は前年に比べ減少したものと考えられる。

・引き続き、「共助等による除雪体制が整備された市町村の割合」と併せて、「豪雪地帯における６５才以上の屋根の雪下ろし等、除雪作業中の死者数」についても評価を行っていくこととする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局地方振興課（課長　荒川　辰雄）

関係課：

業績指標９８
特定都市再生緊急整備地域における国際競争力強化に資する都市開発事業の事業完了数＊

評　価	
A	目標値：４６件（令和２年度） 実績値：３８件（平成３０年度） 　　　　３３件（平成２９年度） 初期値：　８件（平成２６年度）

（指標の定義）
都市再生特別措置法第１９条の２に基づき、特定都市再生緊急整備地域において、官民により設置された協議会が作成した整備計画の中で、都市の国際競争力の強化を図るために必要な都市開発事業の事業完了数。
（目標設定の考え方・根拠）
大都市の国際競争力強化のための基盤整備の推進を測る指標として、特定都市再生緊急整備地域における整備計画に記載された都市開発事業の完了を見込んで設定する。
（外部要因）
景気の動向、関係者間調整　等
（他の関係主体）
地方公共団体、地域内において都市開発事業を施行する民間事業者、地域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行う者　等
（重要政策）
【施政方針】

【閣議決定】
経済財政改革の基本方針２０１８（平成３０年６月１５日）
人口減少時代を見据え、国際競争力のあるインフラの重点化、生活インフラの集約・統合、大都市における医療介護施設不足、過疎地の公共交通対策等の課題への対応等、制度改革の全体像を描き、着実に取組を推進する。（第３章４）
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（平成２７年９月１８日）「第２章に記載あり」
【その他】

過去の実績値　（年度）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
８件	１４件	２６件	３３件	３８件

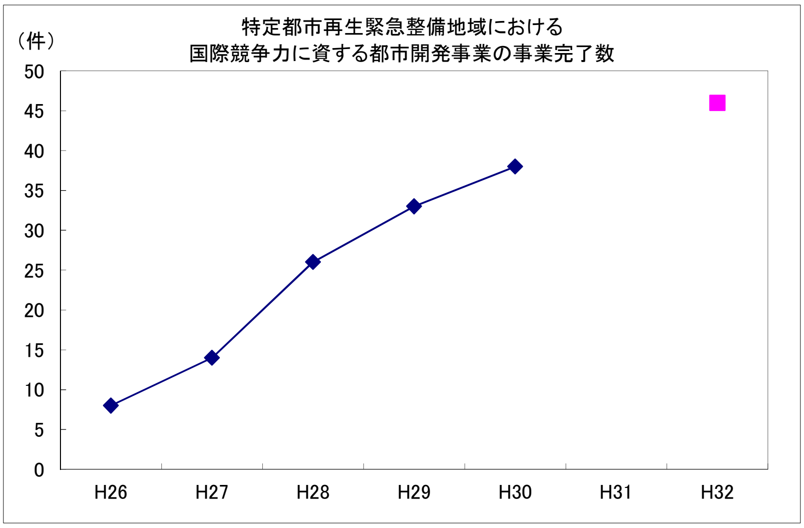

主な事務事業等の概要

○国際競争拠点の整備の推進
国際競争拠点都市整備事業により、国際的な経済活動の拠点を形成する上で必要となる都市拠点インフラの整備を推進する。（平成３０年度：１４７億円）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
過去の実績値のトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれることから、順調である。
（事務事業等の実施状況）
都市再生特別処置法に基づく特定都市再生緊急整備地域において、都市の国際競争力強化につながる都市開発事業に関連して必要となる地域の拠点や基盤となる都市拠点のインフラの整備等の事業に対して重点的かつ集中的に支援していく。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は目標達成に向け着実に推移していると見込まれ、現在の施策を着実に推進することが適切であることから、Ａと評価した。今後も、現在の施策を着実に推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：市街地整備課（課長　渡邉　浩司）
　　　　街路交通施設課（課長　本田　武志）
関係課：まちづくり推進課官民連携推進室（室長　三浦　良平）

業積指標９９
　立地適正化計画を作成する市町村数*

評　価

A	目標値：300 市町村(令和 2 年) 実績値：231 市町村（平成 30 年） 初期値：-

（指標の定義）
　立地適正化計画を作成する市町村数
（目標設定の考え方・根拠）
・立地適正化計画を作成する市町村数が増加することにより、居住や生活サービス施設の集約・誘導が進み、コンパクトシティの形成が促進される。
（外部要因）
　―
（他の関係主体）
　市町村（立地適正化計画の作成主体）
（重要政策）
　【施政方針】
　　―
　【閣議決定】
・都市再生特別措置法（平成 14 年 4 月 5 日法律第 22 号）
・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年 6 月 15 日）
立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画の作成促進や策定された計画の実現を通じ、まちづくりと公共交通体系の見直しを一体的に進める。(第 3 章 4. (2)）等
・まち・ひと・しごと創生総合戦略 2018 改訂版（平成 30 年 12 月 21 日）
地域の特性に即し、コンパクトなまちづくりと、これと連携した交通ネットワークの形成を基礎とした多層的な地域構造を構築し、日常生活サービスや高次都市機能等を持続的に提供できる活力ある地域を形成する。（Ⅲ. 1. (2). 基本目標④）等
・まち・ひと・しごと創生基本方針 2018　(平成 30 年 6 月 15 日）
立地適正化計画、地域公共交通網形成計画等に取り組む地方公共団体に対して、引き続き、関係省庁が連携したコンサルティングや支援施策の充実を行い、コンパクト・プラス・ネットワークの取組の裾野を拡大する。（Ⅲ. 5 . (3)）等
・未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日）
「賢く投資・賢く使う」戦略的インフラマネジメントやコンパクト・プラス・ネットワークの取組を進め、生産性向上や民間投資の喚起等のインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。(第 2. 3. 2. (2))
・ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日）
持続可能な都市構造を実現する観点から、都市のコンパクト化の取組を促進するとともに、その多様な効用を明らかにしつつ、公共施設の集約・統廃合等や未利用資産の有効活用を推進する。(5. (12)）等
　【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日）「第 2 章に記載あり」
　【その他】

過去の実績値　（年）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
－	１市町村	１００市町村	１４２市長村	２３１市町村

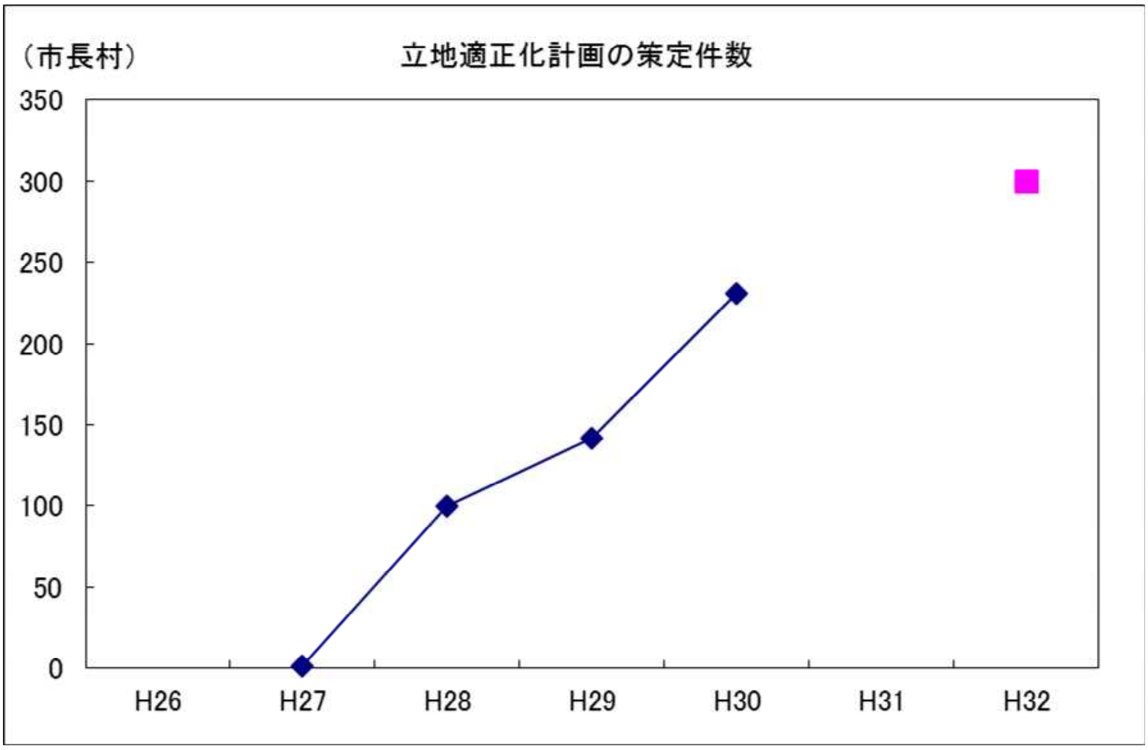

主な事務事業等の概要

コンパクトシティ形成支援事業

市町村による立地適正化計画の作成等に対する補助制度。

予算額：4.9 億円（令和元年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

順調である。

過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

コンパクトシティの形成を促進するため、関係府省庁で構成する「コンパクトシティ形成支援チーム」を通じ、省庁横断的に市町村による立地適正化計画の作成等を支援している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

実績値が目標値に対するトレンドを上回っており、目標達成に向けた成果を示しているため、A と評価した。今後も、現在の施策を着実に推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局都市計画課　（課長　楠田　幹人）
関係課：

業績指標１００
自動二輪車駐車場の整備比率

評　価

A	目標値：５３．０％（令和２年度） 実績値：５０．７％（平成２９年度） 初期値：４９．２％（平成２７年度）

（指標の定義）
自動二輪車駐車場の整備比率＝自動二輪車駐車場供用台数／（自動二輪車保有台数／1,000）
（目標設定の考え方・根拠）
直近３か年の自動二輪車駐車場整備比率の平均伸び率である 1.5%のトレンドで目標を設定。
（外部要因）

（他の関係主体）
地方公共団体（事業主体）、民間事業者（事業主体）
（重要政策）
【施政方針】

【閣議決定】

【閣決（重点）】

【その他】

過去の実績値				（年度）
Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１
４９．２	４９．９	５０．７	集計中	

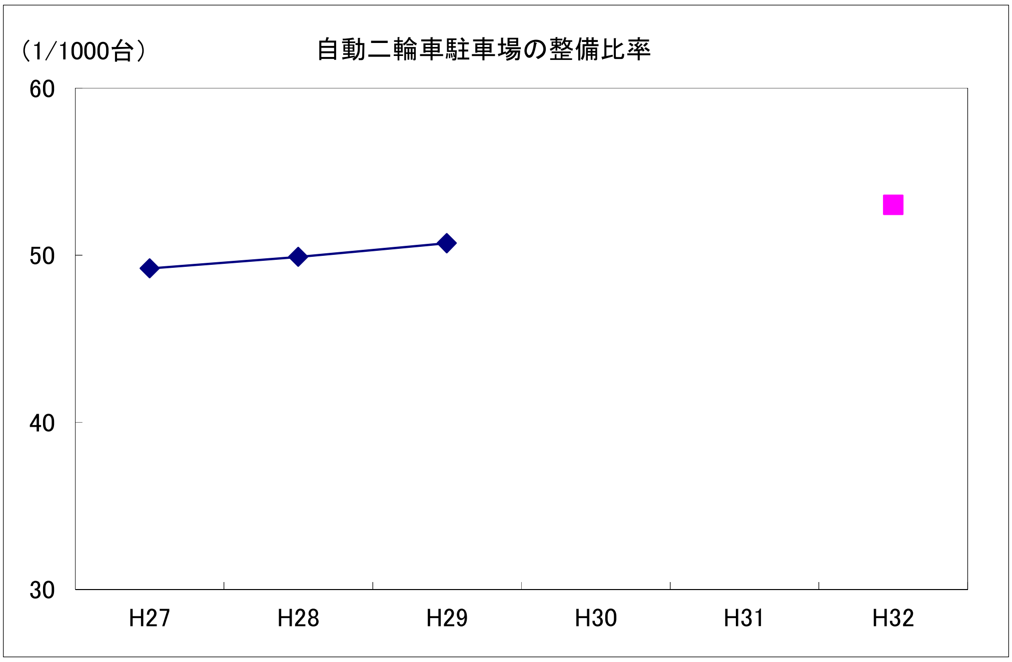

主な事務事業等の概要

各地方公共団体における附置義務条例の策定等を促進することにより自動二輪車駐車場整備を推進するとともに、既存の駐車場や自転車等駐車場への自動二輪車の受け入れを推進するため、地方公共団体を対象とした担当者会議等において働きかけを行う。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

自動二輪車駐車場の整備比率は着実に高まってきており、これまでの傾向のまま推移した場合、概ね目標値を達成する見込みである。

（事務事業等の実施状況）

平成３０年度の実績値は集計中であるが、当該年度においては、地方公共団体に対し、全国駐車場政策担当者会議において自動二輪車駐車場の整備や既存駐車場等への自動二輪車の受入れについて働きかけを行ったほか、自動二輪車の駐車対策に関する技術的助言を発出した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

自動二輪駐車場の整備比率は、目標達成に向けて着実に推移している。また、今後の取組として、地方公共団体等に対し、平成３０年度に発出した技術的助言について全国駐車場政策担当者会議等の場において引き続き周知徹底を図るとともに、自動二輪車駐車対策を検討中の地方公共団体へ直接的な働きかけを行うことで、自動二輪車駐車場の整備を促進することとし、「A」と評価した。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局街路交通施設課（課長　本田 武志）
関係課：

業績指標１０１
中心市街地人口比率の増加率

評　価

B	目標値：前年度比　0.2%増 実績値：集計中　　（平成３０年度） 　　　　0.04%増　（平成２９年度） 初期値：0.13%増　（平成２５年度）

（指標の定義）
市全域の人口に対する中心市街地（商店街と主要駅、市役所等への徒歩アクセスを考慮した街なか居住を推進すべき地域※）人口の比率の増加率。
※　中心市街地活性化法に基づく基本計画区域に近似した区域。
※　中心市街地人口比率：市中心部の３Ｋｍ×３Ｋｍの区域に含まれる町丁目の人口／市域全体の人口
中心市街地人口比率の増加率（(Ａ－Ｂ）／Ｂ）
Ａ：当該年度の中心市街地人口比率
Ｂ：前年度の中心市街地人口比率

（目標設定の考え方・根拠）
中心市街地の活性化が望まれる地区において、街なかへの多様で良質な住宅整備による街なか居住の推進や街なかへの公共公益施設等の賑わい施設の導入などにより、居住・商業・公共公的サービス等のバランスのとれた中心市街地へと再生させ、中心市街地に人口を呼び戻すことは、「街なか居住・街なか再生を促進する」という政策目標に対するアウトカム（成果）であり、そのアウトカムに着目した業績指標として中心市街地人口比率の増加率を設定する。
市全域の人口に対する中心市街地の人口比率が増加するということは、街なか居住の実現や、街なかにおける賑わい創出、生活の質の向上のよるコンパクトシティ化が図られたことが推測でき、街なか居住・街なか再生といった政策目標の達成状況を測るためのアウトカム指標として有効である。
中心市街地の衰退、人口の郊外流出による現在のトレンドを踏まえ、歩いて暮らせるまちづくり（コンパクトシティ）の実現に向けてのメルクマールであり、市全域人口に対する中心市街地人口の比率を着実に伸ばしていく必要があることから、前年度比 0.2%増を目標とする。

（外部要因）
市町村合併による市全域の人口増、民間による投資動向（郊外の住宅地、大型商業施設への投資等）

（他の関係主体）
地方公共団体（事業主体）、民間事業者（事業主体）　等

（重要政策）
【施政方針】なし

【閣議決定】
・日本再興戦略（平成２５年６月１４日）
一．日本産業再興プラン　５．立地競争力の更なる強化　④都市の競争力の向上

【閣決（重点）】なし

【その他】なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２１	Ｈ２２	Ｈ２３	Ｈ２４	Ｈ２５	Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
▲0.16%	▲0.35%	0.04%	0.7%	0.13%	0.08%	0.08%	0.11%	0.04%	集計中

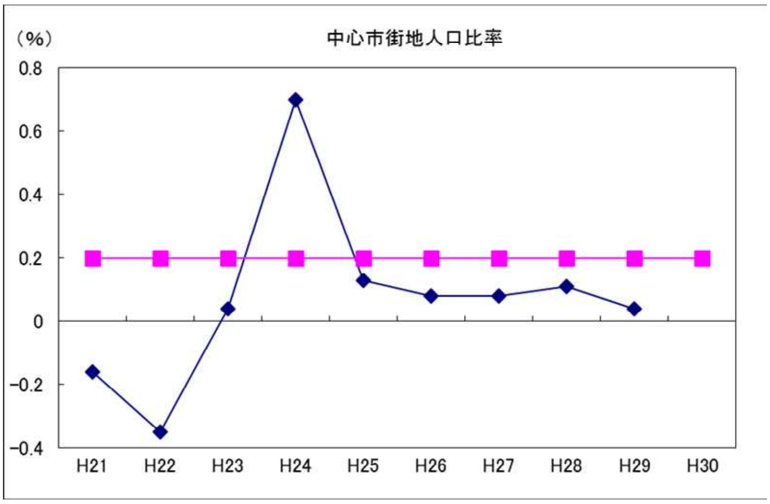

主な事務事業等の概要

○　地方都市等の中心市街地等における居住機能の回復に対する支援
　中心市街地において一定の要件を満たす住宅整備に対し、住宅市街地総合整備事業（街なか居住再生型）による支援を行い、街なか居住の推進を図っている。
　予算額：住宅市街地総合整備事業（社会資本整備総合交付金 8,940 億円［当初予算］の内数（平成２９年度)、社会資本整備総合交付金 8,886 億円［当初予算］の内数（平成３０年度))
○中心市街地における共同住宅の供給を促進
　中心市街地における優良な共同住宅の供給を支援し、街なか居住の推進を図るため、平成１８年度に優良建築物等整備事業に中心市街地共同住宅供給タイプを追加している。
　予算額：優良建築物等整備事業（社会資本整備総合交付金 8,940 億円［当初予算］の内数（平成２９年度)、社会資本整備総合交付金 8,886 億円［当初予算］の内数（平成３０年度))
○　暮らし・にぎわい再生事業
　都市機能のまちなか立地、空きビルの再生及び多目的広場等の整備などや、計画コーディネートに要する費用について総合的に支援する事業で平成１８年度に創設している。
　予算額：暮らし・にぎわい再生事業（社会資本整備総合交付金 8,940 億円［当初予算］の内数及び防災・安全交付金１．１１兆円の内数（平成２９年度)、社会資本整備総合交付金 8,886 億円［当初予算］の内数及び防災・安全交付金１．１１兆円の内数（平成３０年度))
○　中心市街地整備推進機構に係る税制特例（所得税・法人税・個人住民税）
　中心市街地において、都市機能の集積や優良な住宅の供給を促進するため、中心市街地整備推進機構の土地取得に係る特例措置を講じる。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
　指標の動向については、平成２８年度は 0.11%増加、平成２９年度は 0.04%増加と目標値の達成には至っていないものの、平成２３年度以降は中心市街地の人口比率は増加傾向にあることから、一定の効果があるものと考えられる。
　なお、平成３０年度の実績値の算定は、令和元年１２月までに集計予定。

（事務事業等の実施状況）
　住宅市街地総合整備事業（街なか居住再生型）や優良建築物等整備事業（市街地住宅供給型）などの施策により街なか居住の推進を、暮らし・にぎわい再生事業などにより都市機能の向上やそれらの計画作成・コーディネートについて支援し、中心市街地の活性化を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

　人口減少等に伴う社会情勢の変化により、中心市街地の人口比率の増加率の伸びは鈍化しており、目標を達成していないため「B」と評価した。しかしながら、平成２３年度以降の中心市街地の人口比率は増加傾向を示していることから、中心市街地の活性化を長期的な視点で推進すべく、目標を前年度比 0.2%増とし、引き続き支援制度の活用促進や税制特例措置といった各種施策を講じることで、街なか居住や街なか再生の実現を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局市街地建築課（課長　田中　敬三）
関係課：都市局まちづくり推進課（課長　佐藤 守孝）
　　　　都市局市街地整備課（課長　渡邉 浩司）
　　　　住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長　山下 英和）

業績指標１０２
物流拠点の整備地区数

評　価

A	目標値：９７地区（令和３年度） 実績値：９２地区（平成３０年度） 　　　　８７地区（平成２９年度） 初期値：８０地区（平成２８年度）

（指標の定義）
流通業務市街地の整備に関する法律（昭和４１年法律第１１０号）による流通業務団地造成事業及び土地区画整理事業により整備された物流拠点の地区数
（目標設定の考え方・根拠）
総合物流施策大綱（2017-2020）に基づく「総合物流施策推進プログラム」に掲げられた取組みに関する進捗状況を反映し、令和３年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定
（外部要因）
地元との調整等
（他の関係主体）
地方公共団体等（事業施行者）
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
総合物流施策大綱（2017 年度～2020 年度）（平成 29 年 7 月 28 日）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
７５地区	７９地区	８０地区	８７地区	９２地区

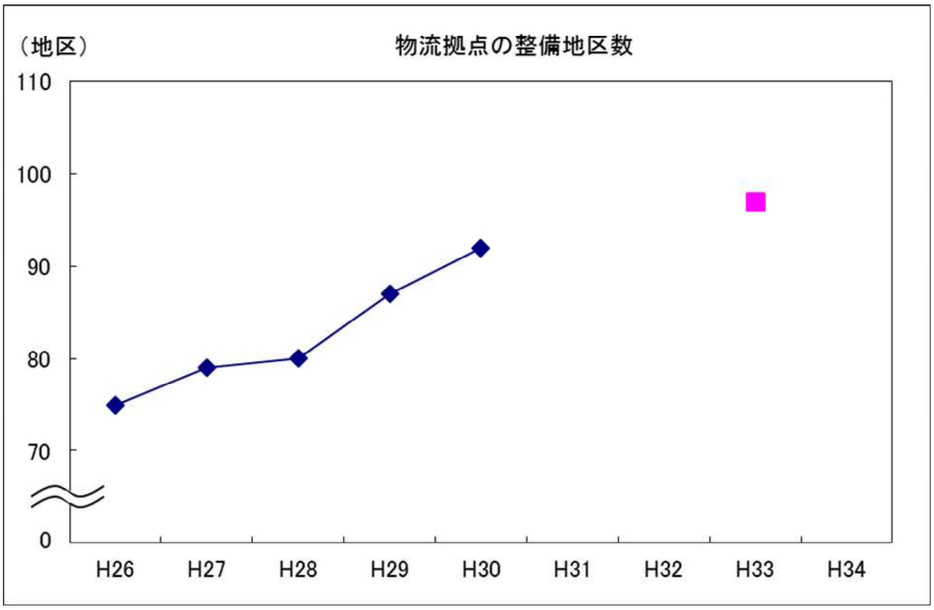

主な事務事業等の概要

〇流通業務市街地の整備の推進

流通業務市街地の整備に関する法律の適切な運用等に基づき、流通業務市街地の整備推進を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

過去の実績値のトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれることから、順調である。

（事務事業等の実施状況）

流通業務立地等の円滑化を図るため、主として物流拠点の整備を行う地方公共団体から構成される流通業務市街地整備連絡協議会等において、意見交換や普及促進等を行うとともに、社会資本整備総合交付金等の支援制度の活用により物流用地の整備を推進するなど、物流拠点の整備に資する取組を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業務指標の実績値は目標達成に向け着実に推移していると見込まれ、現在の施策を着実に推進することが適切であることから、Ａと評価した。今後も、現在の施策を着実に推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局市街地整備課（課長　渡邉　浩司）
関係課：該当なし